

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲 の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周辺の概況については、環境要素ごとに既存資料による調査結果を記載した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気質の状況

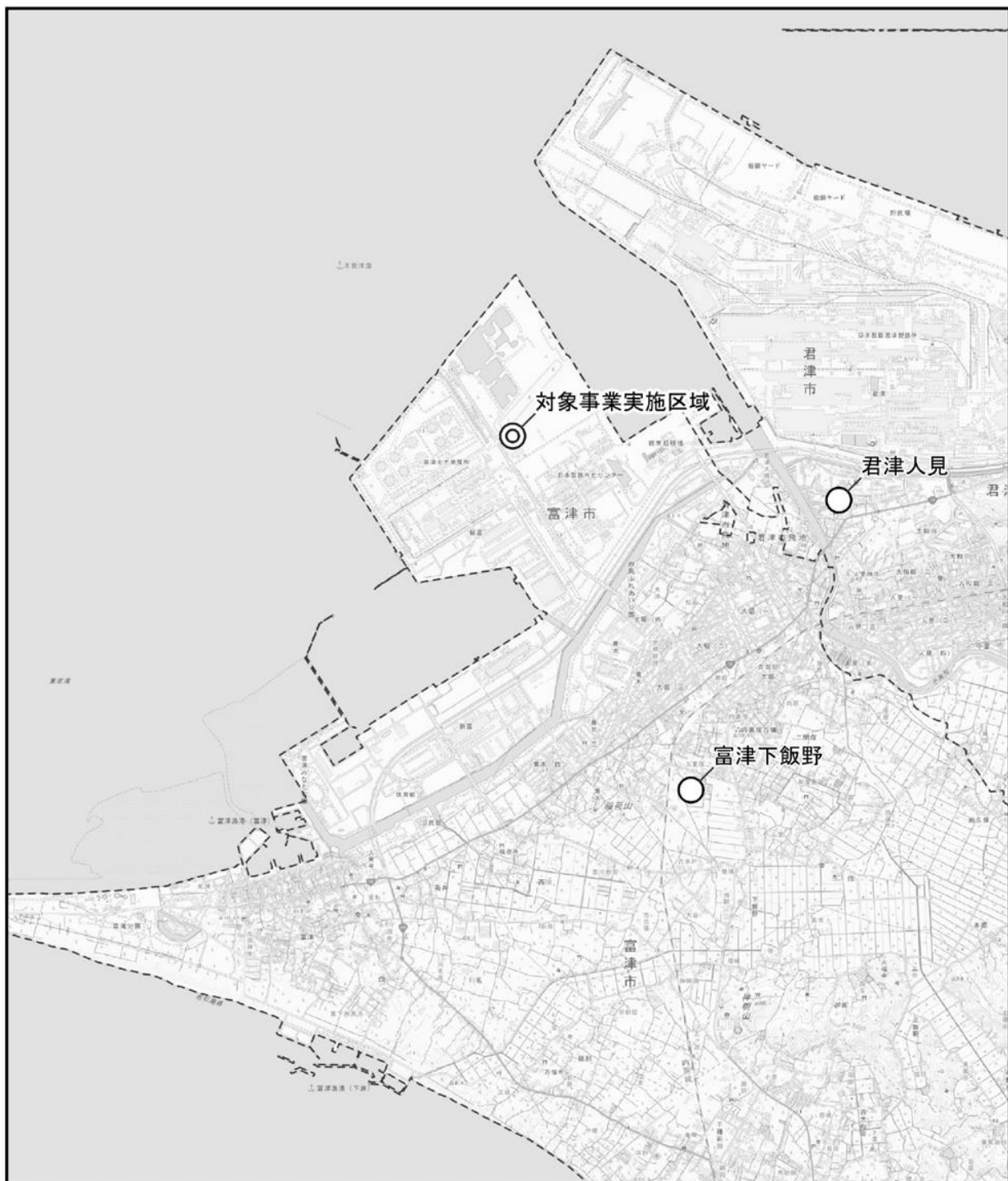
対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時監視測定局は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）である君津人見測定局が対象事業実施区域の東南東約 2.6km に、同じく一般局である富津下飯野測定局が対象事業実施区域の南南東約 3.2km に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、自動車排出ガス測定局は位置していない。
測定局の概要は表 3.1.1-1 に、測定局の位置は図 3.1.1-1 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.1.1-1 大気環境常時監視測定局の概要

測定局名		所在地	測定場所	測定項目						対象事業実施区域からの距離
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	
一般局	君津人見	君津市人見 1154	測定局用地	○	○	—	○	○	—	東南東約 2.6km
	富津下飯野	富津市下飯野 1135	富津中学校	○	○	—	○	○	○	南南東約 3.2km

出典「令和 2 年度大気環境常時測定結果」（令和 3 年 12 月、千葉県環境生活部）



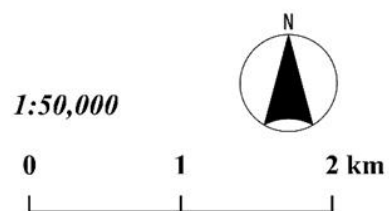
凡 例

図 3. 1. 1-1 大気環境常時監視測定局位置図

◎ 対象事業実施区域

---- 市境

○ 大気環境常時監視測定局



出典「令和 2 年度大気環境常時測定結果」(令和 3 年 12 月、千葉県環境生活部)

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の測定は、君津人見測定局及び富津下飯野測定局において行われている。

令和2年度の二酸化硫黄の測定結果は、表3.1.1-2に示すとおりであり、短期的評価及び長期的評価いずれも環境基準を満足している。

平成28年度～令和2年度の年平均値の推移は表3.1.1-3及び図3.1.1-2にそれぞれ示すとおりである。年平均値は君津人見測定局で0.002～0.003ppm、富津下飯野測定局で0.002～0.003ppmの範囲にあり、やや減少傾向を示している。

表3.1.1-2 二酸化硫黄の測定結果と環境基準との比較（令和2年度）

測定局名		短期的評価		長期的評価		
		1時間値が0.10ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準 ^{注)} との比較
一般局	君津人見	0	0	0.006	無	○
	富津下飯野	0	0	0.005	無	○

注) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準達成局（日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局）

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

表3.1.1-3 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	君津人見	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	富津下飯野	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

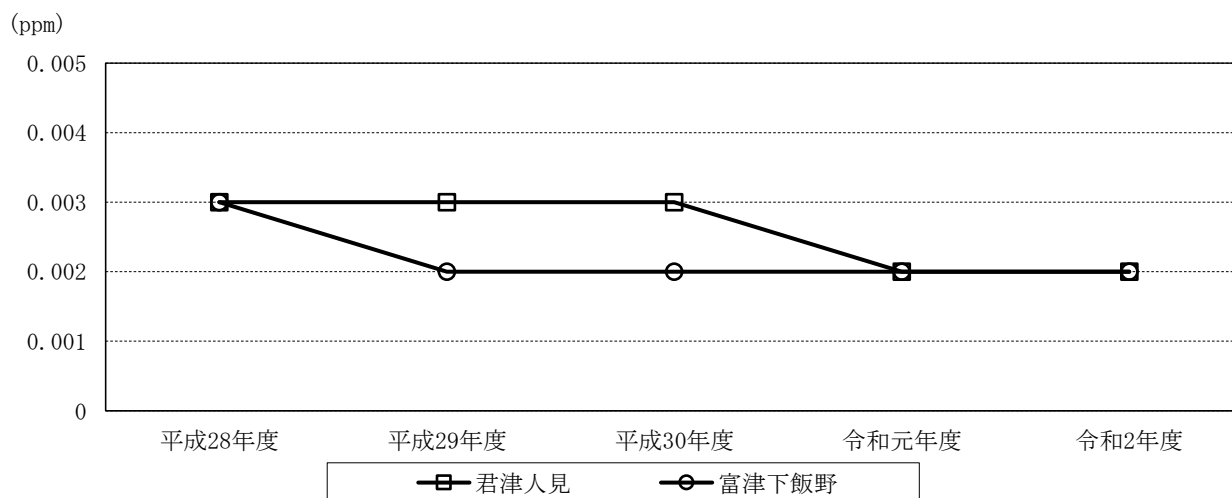


図3.1.1-2 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

2. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の測定は、君津人見測定局及び富津下飯野測定局において行われている。

令和2年度の二酸化窒素の測定結果は、表3.1.1-4に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

また、千葉県においては、二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）が定められており、いずれの測定局も満足している。

平成28年度～令和2年度の年平均値の推移は、表3.1.1-5及び図3.1.1-3にそれぞれ示すとおりである。年平均値は君津人見測定局で0.012～0.015ppm、富津下飯野測定局で0.009～0.011ppmの範囲にあり、やや減少傾向を示している。

表3.1.1-4 二酸化窒素の測定結果と環境基準との比較（令和2年度）

測定局名		1日平均値の 年間98%値(ppm)	環境基準 ^{注1)} との比較	県環境目標値 ^{注2)} との比較
一般局	君津人見	0.027	○	○
	富津下飯野	0.024	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準達成局（1日平均値の年間98%値が0.060ppm以下の測定局）

注2) 県環境目標値との比較：○は県環境目標値達成局（日平均値の年間98%値が0.040ppm以下の測定局）

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

表3.1.1-5 二酸化窒素の年平均値の経年変化

（単位：ppm）

測定局名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	君津人見	0.014	0.014	0.015	0.014	0.012
	富津下飯野	0.011	0.010	0.011	0.010	0.009

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部大気保全課）

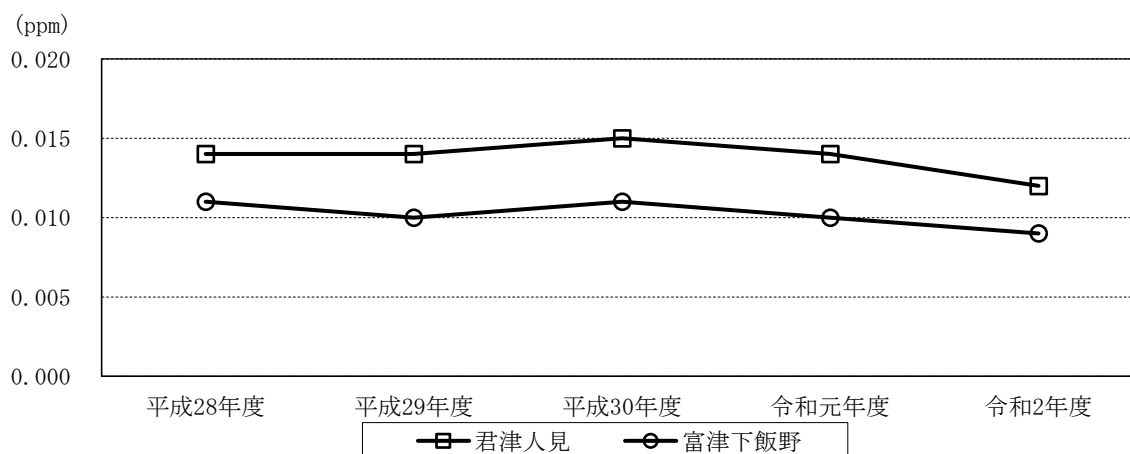


図3.1.1-3 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

3. 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの測定は、君津人見測定局及び富津下飯野測定局において行われている。

令和2年度の光化学オキシダントの測定結果は、表3.1.1-6に示すとおりであり、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数が45～71日と、いずれの測定局も環境基準を満足していない。

平成28年度～令和2年度の昼間の1時間値の年平均値の推移と昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移は、表3.1.1-7及び図3.1.1-4にそれぞれ示すとおりである。

昼間の1時間値の年平均値は君津人見測定局で0.027～0.030ppm、富津下飯野測定局で0.032～0.034ppmの範囲にあり、概ね横ばい傾向を示している。昼間の1時間値が0.12ppm以上は光化学スモッグ注意報の発令基準レベルであるが、年間0～1日で推移している。

表3.1.1-6 光化学オキシダントの測定結果と環境基準との比較（令和2年度）

測定局名		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準 ^{注1)} との比較	時間達成率 ^{注2)} (%)
		日	時間		
一般局	君津人見	45	158	×	97.1
	富津下飯野	71	277	×	94.9

注1) 環境基準との比較：○は環境基準達成局(1時間値が0.06ppm以下の測定局)、×は環境基準未達成局

注2) 時間達成率：(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100(%)

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」(令和3年12月、千葉県環境生活部)

表3.1.1-7 光化学オキシダントの経年変化

(昼間の1時間値の年平均値と昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数)

測定局名		項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	君津人見	年平均値 (ppm)	0.027	0.030	0.027	0.028	0.028
		0.12ppm 以上の日数	0	0	1	0	0
	富津下飯野	年平均値 (ppm)	0.034	0.033	0.032	0.033	0.033
		0.12ppm 以上の日数	0	1	1	1	1

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」(令和3年12月、千葉県環境生活部)

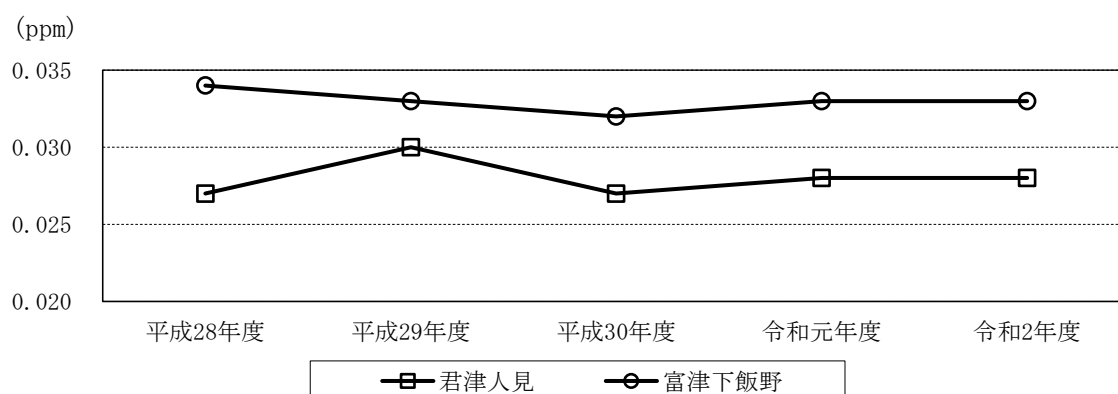


図3.1.1-4 光化学オキシダントの経年変化（昼間の1時間値の年平均値）

4. 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の測定は、君津人見測定局及び富津下飯野測定局において行われている。

令和2年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表3.1.1-8に示すとおりであり、短期的評価及び長期的評価いずれも環境基準を満足している。

平成28年度～令和2年度の年平均値の推移は、表3.1.1-9及び図3.1.1-5にそれぞれ示すとおりである。年平均値は君津人見測定局で0.015～0.019mg/m³、富津下飯野測定局で0.015～0.024mg/m³の範囲にあり、減少傾向を示している。

表3.1.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果と環境基準との比較（令和2年度）

測定局名		短期的評価		長期的評価		
		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数(時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準 ^注 との比較
一般局	君津人見	0	0	0.035	無	○
	富津下飯野	0	0	0.033	無	○

注) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準達成局（日平均値の2%除外値が0.100mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m³を超えた日が2日以上連続していない測定局）

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

表3.1.1-9 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：mg/m³)

測定局名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	君津人見	0.018	0.019	0.018	0.017	0.015
	富津下飯野	0.024	0.015	0.017	0.016	0.015

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

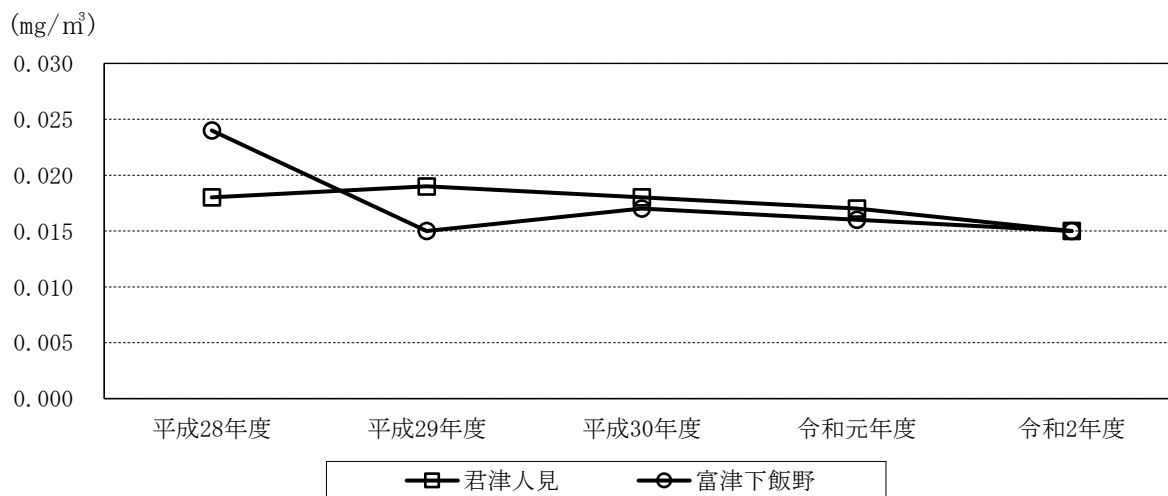


図3.1.1-5 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

5. 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の測定は、富津下飯野測定局において行われている。

令和2年度の微小粒子状物質の測定結果は、表3.1.1-10に示すとおりであり、短期基準及び長期基準を満足しており、環境基準を達成している。

平成28年度～令和2年度の年平均値の推移は表3.1.1-11及び図3.1.1-6にそれぞれ示すとおりである。年平均値は、7.4～9.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲にあり、概ね横ばい傾向を示している。

表3.1.1-10 微小粒子状物質の測定結果と環境基準との比較（令和2年度）

測定局名		短期基準 ^{注1)}	長期基準 ^{注2)}	環境基準 ^{注3)} との比較
		日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
一般局	富津下飯野	20.3	8.8	○

注1) 短期基準：日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

注2) 長期基準：年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

注3) 環境基準との比較：○は環境基準達成局（短期基準及び長期基準の両者を達成）

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

表3.1.1-11 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	富津下飯野	8.5	7.4	8.3	9.5	8.8

出典「令和2年度大気環境常時測定結果」（令和3年12月、千葉県環境生活部）

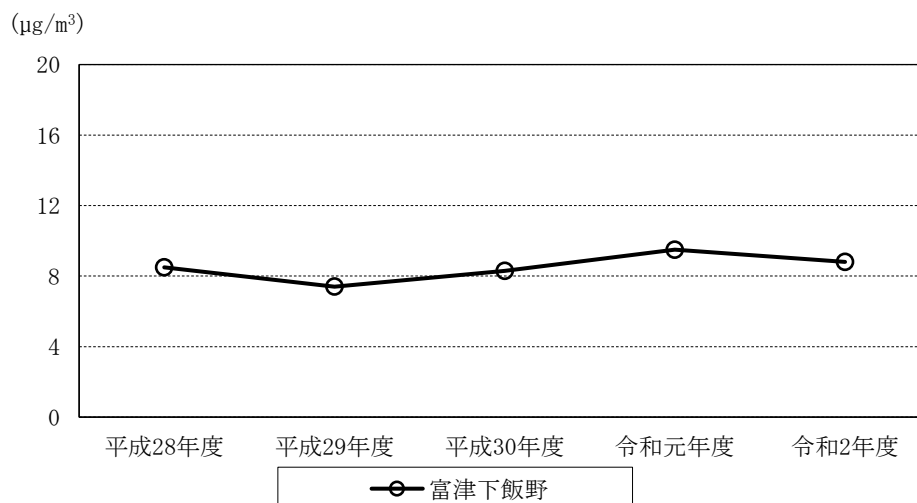


図3.1.1-6 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

6. 有害大気汚染物質及びダイオキシン類

有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）及びダイオキシン類の測定は、対象事業実施区域に最も近い測定地点として、君津市久保（君津久保測定局）において行われている。測定地点は、対象事業実施区域の南東約 6.2km に位置している。

令和 2 年度の有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定結果は、表 3.1.1-12 に示すとおりであり、いずれも環境基準を満足している。

平成 28 年度～令和 2 年度の年平均値の推移は、表 3.1.1-13、図 3.1.1-7～図 3.1.1-8 に示すとおりである。いずれも、概ね横ばい傾向を示している。

表 3.1.1-12 有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定結果と環境基準との比較
(令和 2 年度、測定地点:君津市久保)

項目	年平均値	環境基準 (年平均値)	環境基準 との比較
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.90	3 以下	○
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.18	130 以下	○
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.057	200 以下	○
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.85	150 以下	○
ダイオキシン類 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	0.021	0.6 以下	○

出典 「令和 2 年度有害大気汚染物質等測定結果」(千葉県環境生活部)

「令和 2 年度ダイオキシン類に係る一般大気環境測定結果」(千葉県環境生活部)

表 3.1.1-13 有害大気汚染物質及びダイオキシン類の年平均値の経年変化
(測定地点:君津市久保)

測定局名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.1	0.92	0.70	0.99	0.90
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.23	0.13	0.19	0.34	0.18
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.068	0.058	0.067	0.09	0.057
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.76	1.0	0.73	1.1	0.85
ダイオキシン類 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	0.012	0.0094	0.023	0.019	0.021

出典 「平成 28 年度～令和 2 年度有害大気汚染物質等測定結果」(千葉県環境生活部)

「平成 28 年度～令和 2 年度ダイオキシン類に係る一般大気環境測定結果」(千葉県環境生活部)

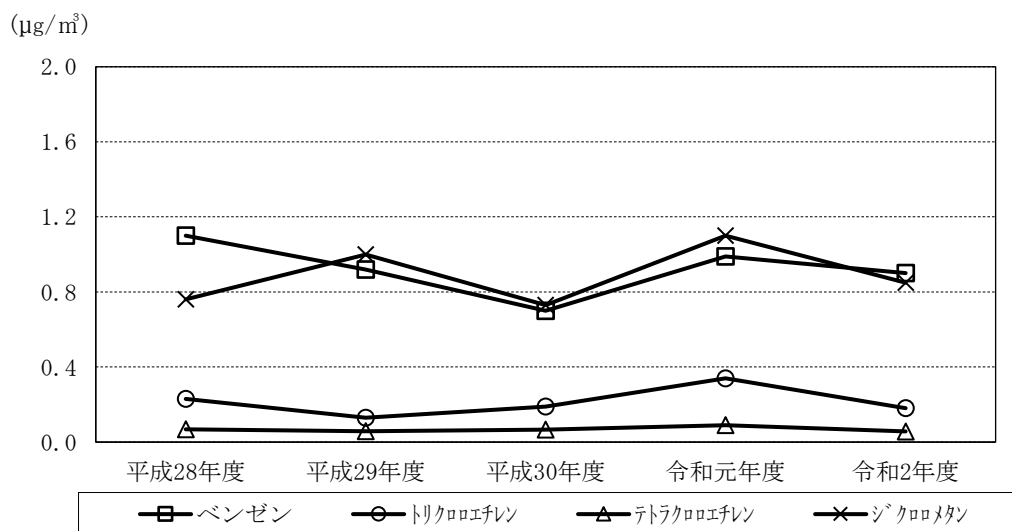


図 3. 1. 1-7 有害大気汚染物質の経年変化（年平均値、君津市久保）

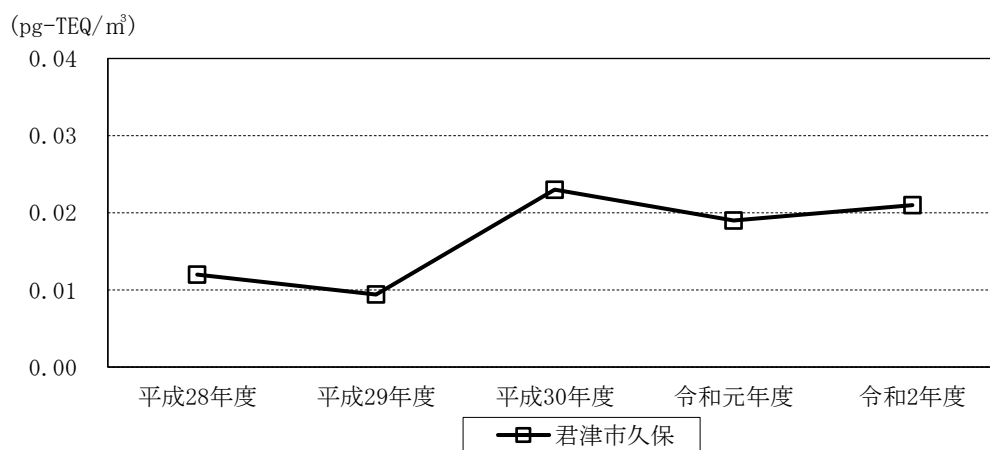


図 3. 1. 1-8 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

7. 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、対象事業実施区域及びその周辺では、君津市人見（山上配水池）など君津市内 5 地点及び富津市下飯野（富津市下飯野測定局）など富津市内 4 地点で、行われている。

調査地点の位置は、図 3.1.1-9 に示すとおりである。

令和 2 年度の降下ばいじんの測定結果は、表 3.1.1-14 に示すとおりであり、降下ばいじん量は 3.5～8.9t/㎥/月、このうち水溶性成分量は 1.6～2.3t/㎥/月、水不溶性成分量は 1.6～7.3t/㎥/月となっている。

平成 28 年度～令和 2 年度の降下ばいじん量の年平均値の推移は、表 3.1.1-15、図 3.1.1-10 に示すとおりである。年平均値は君津市人見（山上配水池）で 4.5～8.9t/㎥/月、富津市下飯野（富津下飯野測定局）で 4.0～6.4t/㎥/月の範囲にあるなど、概ね横ばい傾向を示している。

表 3.1.1-14 降下ばいじんの測定結果（令和 2 年度）

（単位：t/㎥/月）

調査地点名	降下ばいじん量	水溶性成分量	水不溶性成分量
君津市人見(山上配水池)*	8.9	1.6	7.3
君津市人見(君津人見測定局)	4.5	1.9	2.7
君津市人見(漁業資料館)	4.9	2.0	2.9
君津市人見 (神門コミュニティセンター)	3.5	1.9	1.6
君津市人見(周西公民館)	5.2	2.2	2.9
富津市下飯野* (富津下飯野測定局)	4.0	1.7	2.3
富津市本郷(本郷公民館)*	6.3	2.0	4.4
富津市下飯野(富津市役所)	3.9	2.3	1.6
富津市大堀(大堀二区集会所)	3.5	1.7	1.8

注)*の地点は、千葉県が測定。これ以外の地点は、所管の市が測定。

出典「令和 2 年度降下ばいじん調査」（令和 4 年 1 月、千葉県環境生活部）

「令和 3 年度版きみつの環境（君津市環境白書）」（君津市市民環境部）

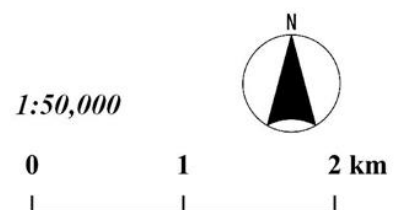
「富津市の環境（令和 3 年度版）」（富津市市民部）



凡 例

図 3.1.1-9 降下ばいじんの調査地点図

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 降下ばいじん調査地点



出典「令和2年度降下ばいじん調査」(令和4年1月、千葉県環境生活部)
「令和3年度版きみつの環境(君津市環境白書)」(君津市市民環境部)
「富津市の環境(令和3年度版)」(富津市市民部)

表 3. 1. 1-15 降下ばいじん量の年平均値の経年変化

(単位: t/km²/月)

測定局名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
君津市人見(山上配水池)*	5.6	4.5	5.4	6.6	8.9
君津市人見(君津人見測定局)	5.5	4.2	5.0	6.6	4.5
君津市人見(漁業資料館)	6.3	5.5	6.0	8.3	4.9
君津市人見 (神門コミュニティセンター)	3.7	3.6	3.7	5.5	3.5
君津市人見(周西公民館)	—	—	4.5	6.5	5.2
富津市下飯野* (富津下飯野測定局)	5.7	5.3	6.4	4.5	4.0
富津市本郷(本郷公民館)*	4.8	4.2	3.5	5.3	6.3
富津市下飯野(富津市役所)	6.0	4.2	4.8	3.8	3.9
富津市大堀(大堀二区集会所)	4.3	4.0	4.1	4.0	3.5

注)*の地点は、千葉県が測定。これ以外の地点は、所管の市が測定。

出典「平成 28 年度～令和元年度大気環境調査報告書」(千葉県環境生活部)

「令和 2 年度降下ばいじん調査」(令和 4 年 1 月、千葉県環境生活部)

「平成 29 年度～令和 3 年度版きみつの環境(君津市環境白書)」(君津市市民環境部)

「富津市の環境(平成 29 年度～令和 3 年度版)」(富津市市民部)

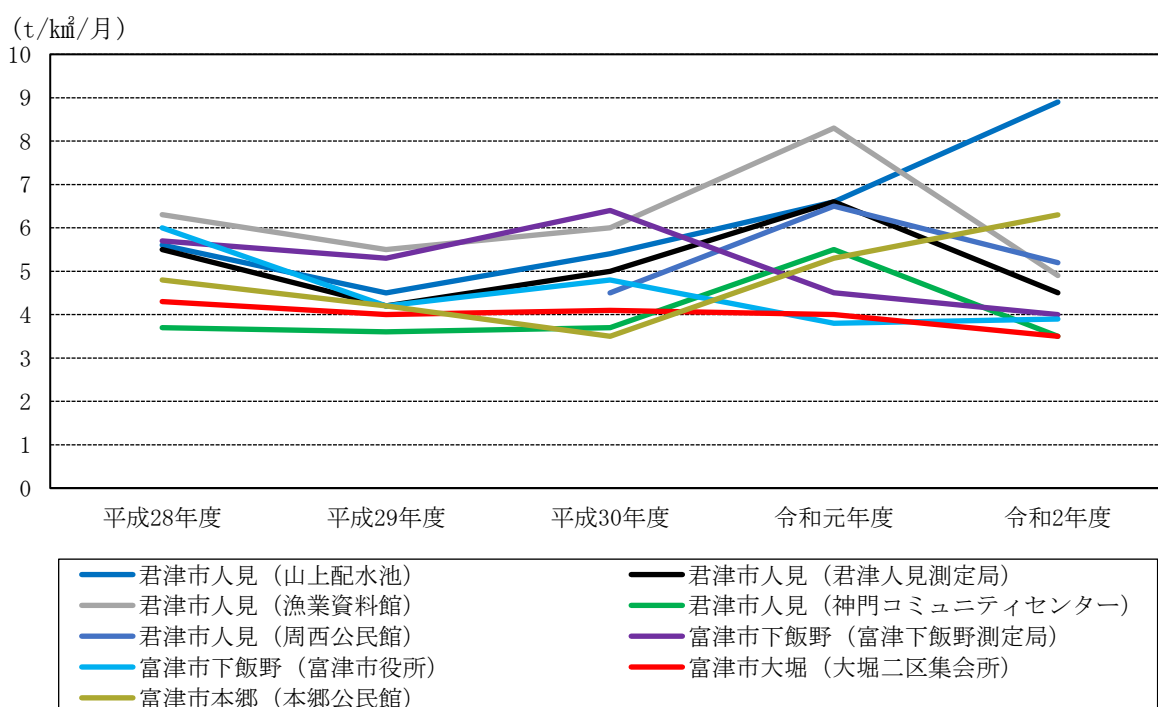


図 3. 1. 1-10 降下ばいじん量の経年変化(年平均値)

3.1.2 気象の状況

対象事業実施区域及びその周辺における気象観測所は、気象庁の木更津地域気象観測所が対象実施区域の東約 10km に位置している。気象観測地点の概要は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

木更津地域気象観測所における平成 29 年～令和 3 年の測定結果は、表 3.1.2-2～表 3.1.2-4 に、令和 3 年の季節別及び年間の風配図は、図 3.1.2-1 にそれぞれ示すとおりである。

年間降水量は 1,460.5 mm～1,985.0 mm、日最大降水量は 166.5 mm（令和元年 10 月 12 日）である。

日平均気温は 15.6℃～16.5℃、最高気温は 36.3℃（平成 30 年 8 月 3 日）、最低気温は-5.4℃（令和 3 年 1 月 10 日）で、日照時間は 1,767.9 時間～2,150.3 時間となっている。

平均風速は 2.7m/s～2.9m/s、最大風速は 23.2m/s（令和元年 9 月 9 日）で、最多風向は南西の年が多い。

表 3.1.2-1 気象観測地点の概要

名称	所在地	風速計の 高さ	測定項目				
			降水量	気温	風向	風速	日照時間
木更津地域気象観測所	木更津市請西南	10.1m	○	○	○	○	○

出典「地域気象観測所一覧（令和 4 年 3 月 16 日現在）」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2-2 木更津地域気象観測所の気象の概要（降水量）

項目 観測年	年間（月間） 降水量(mm)	日最大 降水量(mm)	起日	時間最大 降水量(mm)	起日
平成29年	1,500.5	137.5	10月22日	37.0	9月28日
30年	1,460.5	95.0	9月30日	48.0	9月30日
令和元年	1,985.0	166.5	10月12日	34.5	9月9日
2年	1,772.0	79.5	10月10日	27.0	7月26日
3年	1,927.5	157.5	7月3日	42.5	7月3日
1月	45.5	15.5	23日	3.0	27日
2月	65.0	46.5	15日	16.0	15日
3月	133.5	54.5	13日	19.0	13日
4月	123.5	57.5	29日	12.0	4日
5月	121.5	43.5	27日	13.5	27日
6月	111.5	21.0	29日	18.0	24日
7月	423.0	157.5	3日	42.5	3日
8月	245.5	131.5	8日	31.5	8日
9月	173.5	50.0	9日	13.5	9日
10月	239.0	99.5	1日	17.0	2日
11月	98.0	53.0	9日	15.5	9日
12月	148.0	49.0	17日	31.5	17日

出典「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2-3 木更津地域気象観測所の気象の概要（気温）

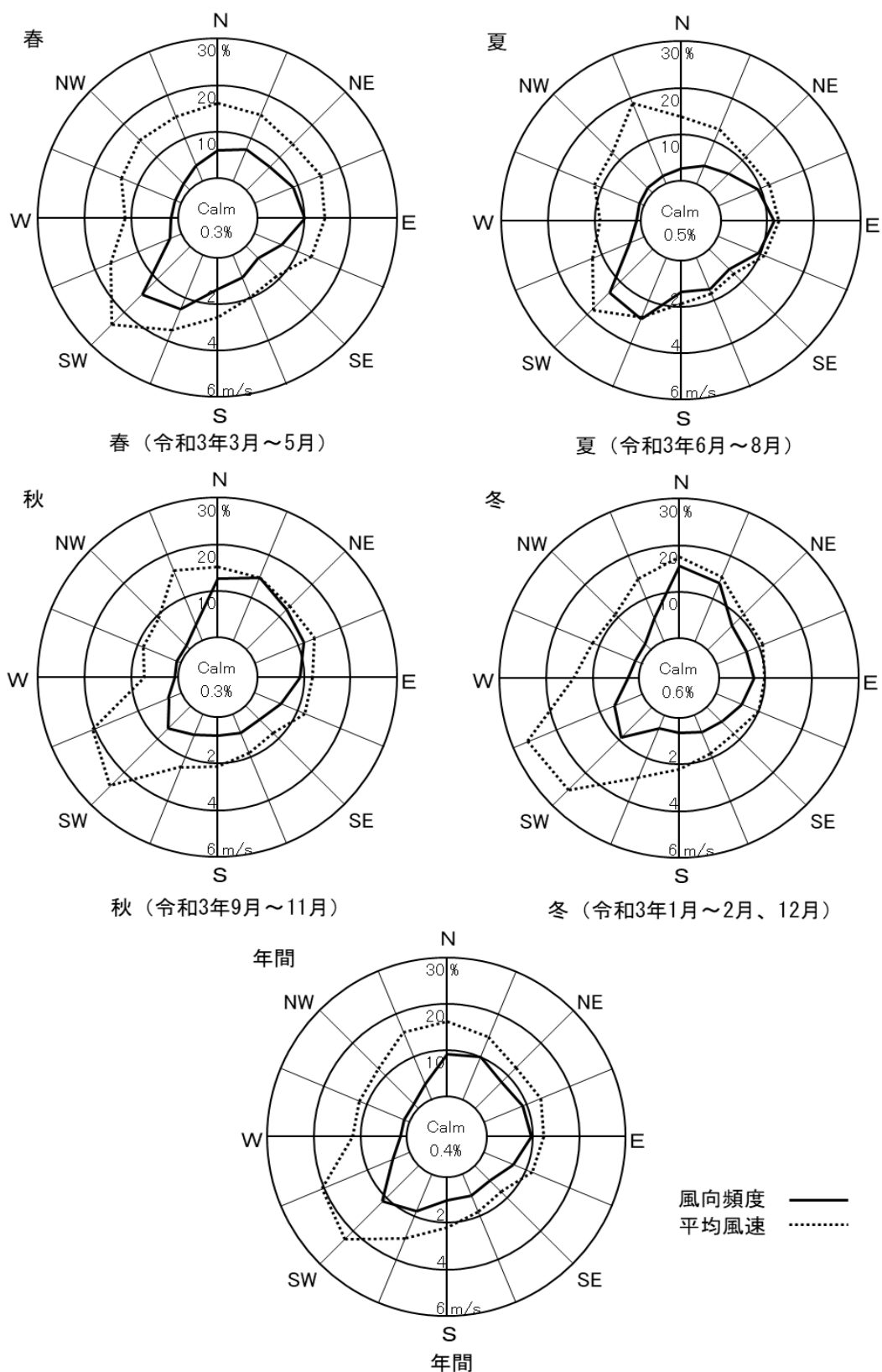
項目 観測年	年間（月間） 平均気温(℃)	最高気温 (℃)	起日	最低気温 (℃)	起日
平成29年	15.6	35.6	8月9日	-2.2	1月16日
30年	16.5	36.3	8月3日	-3.8	2月7日
令和元年	16.1	35.4	8月18日	-2.7	2月2日
2年	16.1	35.5	8月13日	-3.7	2月7日
3年	16.2	35.3	8月26日	-5.4	1月10日
1月	5.2	17.3	16日	-5.4	10日
2月	8.4	19.9	22日	-1.4	28日
3月	12.3	23.6	30日	0.8	11日
4月	14.1	23.9	21日	4.5	11日
5月	18.9	27.5	18日	8.8	4日
6月	21.8	30.1	9日	14.4	1日
7月	25.2	33.2	19日	19.2	4日
8月	26.7	35.3	26日	18.8	15日
9月	21.8	30.6	22日	15.4	8日
10月	17.8	28.7	8日	7.8	24日
11月	13.4	21.2	8日	3.2	29日
12月	8.2	19.8	1日	-2.2	27日

出典「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2-4 木更津地域気象観測所の気象の概要（風向風速及び日照時間）

観測年	項目	年間（月間） 平均風速(m/s)	最多風向	最大風速			年間（月間） 日照時間(時間)
		(m/s)		風向	起日		
平成29年		2.7	南西	13.0	南西	10月23日	2,103.2
30年		2.9	南西	14.5	南西	10月1日	2,150.3
令和元年		2.7	北北東	23.2	南東	9月9日	1,936.4
2年		2.9	南西	11.3	北西	3月16日	1,894.9
3年		2.9	南西	13.2	南西	1月7日	1,767.9
	1月	2.6	北北東	13.2	南西	7日	180.0
	2月	3.4	南西	12.6	南南西	15日	220.1
	3月	3.1	北	11.6	東北東	13日	178.2
	4月	3.1	南西	9.3	東北東	14日	210.2
	5月	3.3	南西	11.7	南西	17日	164.4
	6月	2.3	東南東	8.2	南西	4日	145.1
	7月	2.2	南西	8.5	東	1日	200.7
	8月	2.9	南南西	11.5	南西	10日	196.5
	9月	2.7	北北東	7.5	東北東	19日	109.8
	10月	2.9	北北東	10.9	北北西	1日	162.0
	11月	2.8	東	10.7	南西	11日	198.6
	12月	3.0	北	12.2	北西	17日	202.4

出典「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



注) 出典データの1時間値から風向頻度、平均風速を算出した。
 出典「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

図 3. 1. 2-1 木更津地域気象観測所における風配図

3.1.3 水質の状況

1. 河川の状況（生活環境項目）

対象事業実施区域及びその周囲では、千葉県により公共用水域の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質測定が実施されている他、富津市及び君津市により小糸川等において市独自の水質調査が実施されている。

公共用水域の水質測定地点等の概要は表 3.1.3-1 に、調査地点の位置は図 3.1.3-1 にそれぞれ示すとおりである。

令和 2 年度 of 河川の水質測定結果（生活環境項目）は、表 3.1.3-2 に示すとおりであり、小糸川の pH で環境基準を満足しない時もあるが、それ以外はすべて環境基準を満足している。

市独自の水質測定結果では、概ね良好な水質となっている。

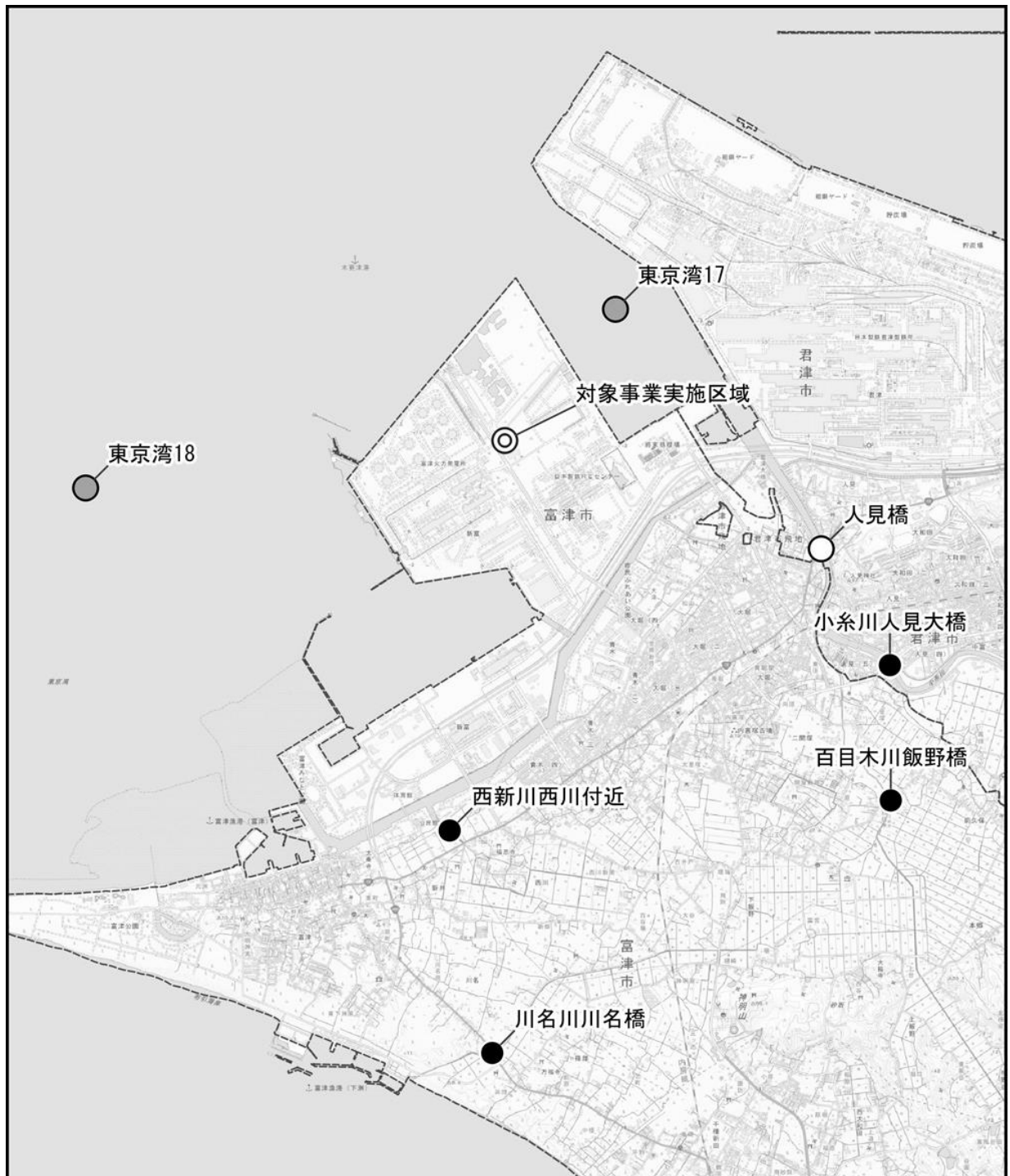
表 3.1.3-1 公共用水域水質測定地点（河川）

区分	河川名	類型指定 水域名 (BOD)	測定地点名	測定地点の所在地	測定 機関名	環境基準 類型
公共用水域 水質測定計画	小糸川	小糸川下流	人見橋	君津市	千葉県	河川 C 生物 B
市独自調査	小糸川	小糸川下流	人見大橋	君津市	君津市	河川 C 生物 B
	百目木川	—	飯野橋	富津市	富津市	—
	西新川	—	西川付近	富津市	富津市	—
	川名川	—	川名橋	富津市	富津市	—

出典「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（千葉県環境生活部）

「令和 3 年度版きみつの環境（君津市環境白書）」（君津市市民環境部）

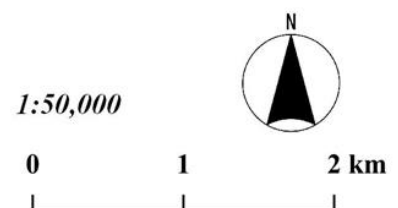
「富津市の環境（令和 3 年度版）」（富津市市民部）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 海域調査地点（県）
- 河川調査地点（県）
- 河川調査地点（市）

図 3. 1. 3-1 水質測定地点位置図（河川及び海域）



出典 「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（千葉県環境生活部）
「富津市の環境（令和 3 年度版）」（富津市市民部）
「令和 3 年度版きみの環境（君津市環境白書）」（君津市市民環境部）

表 3.1.3-2 河川の公共用水域水質測定結果（令和 2 年度、生活環境項目）

項目		小糸川 人見橋 (河川 C、 生物 B)	小糸川 人見大橋 (河川 C、 生物 B)	百目木川 ^{注1)} 飯野橋	西新川 ^{注1)} 西川付近	川名川 ^{注1)} 川名橋	環境基準 (河川 C、 生物 B)
pH	最大値	8.1	8.6	7.9	7.6	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	最小値	7.8	7.7				
DO (mg/L)	最大値	10	12.1	9.4	8.5	8.3	5 以上
	最小値	5.4	7.9				
BOD (mg/L)	75%値	1.4	1.2	1.7	2.8	1.2	5 以下
COD (mg/L)	75%値	4.9	—	—	—	—	—
SS (mg/L)	最大値	18	14	20	7	8	50 以下
	最小値	2	2				
大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	49,000	—	21,975	12,425	5,050	—
	最小値	13,000	—				
全窒素 (mg/L)	平均値	1.1	1.1	—	—	—	—
全リン (mg/L)	平均値	0.15	0.20	—	—	—	—
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.006	—	—	—	—	0.03 以下
ノニルフェノール (mg/L)	平均値	<0.00006	—	—	—	—	0.002 以下
LAS ^{注2)} (mg/L)	平均値	0.0035	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) 百目木川、西新川、川名川は、環境基準の類型指定はされていない。なお、測定結果の数値は年間平均値である。

注 2) LAS とは、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」をいう。

出典 「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（千葉県環境生活部）

「富津市の環境（令和 3 年度版）」（富津市市民部）

「令和 3 年度版きみつの環境（君津市環境白書）」（君津市市民環境部）

2. 海域の状況（生活環境項目）

対象事業実施区域及びその周辺では、千葉県により公共用水域の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質測定が実施されている。

公共用水域の水質測定地点等の概要は表 3.1.3-3、調査地点の位置は前出の図 3.1.3-1 にそれぞれ示すとおりである。

令和 2 年度の海域の水質測定結果（生活環境項目）は、表 3.1.3-4 に示すとおりであり、東京湾 17, 18 の pH で環境基準を満足しない時もあるが、それ以外の項目は、環境基準を満足している。

表 3.1.3-3 公共用水域水質測定地点（海域）

区分	海域名	類型指定 水域名 (COD)	類型指定 水域名 (N, P)	測定 地点名	測定地点 の所在地	測定 機関名	環境基準 類型
公共用水域 水質測定計画	東京湾	東京湾 (1)	東京湾 (二)	東京湾 17	君津航路	千葉県	海域C N, P Ⅲ 生物A
		東京湾 (12)	東京湾 (二)	東京湾 18	富津航路	千葉県	海域B N, P Ⅲ 生物特A

出典「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（千葉県環境生活部）

表 3.1.3-4 海域の公共用水域水質測定結果（令和2年度、生活環境項目）

項目		東京湾 17 君津航路 (海域C、N, P Ⅲ、 生物A)	東京湾 18 富津航路 (海域B、N, P Ⅲ、 生物特A)	環境基準
pH	最大値	8.4	8.5	海域B 7.8以上8.3以下 海域C 7.0以上8.3以下
	最小値	7.9	8.0	
DO (mg/L)	最大値	11	11	海域B 5以上 海域C 2以上
	最小値	3.9	6.1	
COD (mg/L)	75%値	2.4	2.4	海域B 3以下 海域C 8以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	4,900	14	—
	最小値	11	<2	
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	最大値	<0.5	<0.5	海域B 検出されないこと
	最小値	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	平均値	0.49	0.40	N, P Ⅲ 0.6以下
全リン (mg/L)	平均値	0.050	0.035	N, P Ⅲ 0.05以下
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.006	0.001	生物特A0.01以下 生物A0.02以下
ノニルフェノール (mg/L)	平均値	—	<0.00006	生物特A0.0007以下 生物A0.001以下
LAS ^{注)} (mg/L)	平均値	—	<0.0006	生物特A0.006以下 生物A0.01以下

注) LAS とは、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」をいう。

出典「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（千葉県環境生活部）

3. 河川・海域の状況（健康項目等）

河川及び海域における健康項目等に係る水質測定結果は、表 3.1.3-5 に示すとおりであり、すべて環境基準を満足している。

表 3. 1. 3-5 健康項目等に係る公共用水域水質測定結果（令和 2 年度）

項目	小糸川 人見橋	東京湾 17 君津航路	東京湾 18 富津航路	環境基準 ^{注1)}
カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素 (mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ふっ素 (mg/L)	0.38	—	—	0.8 以下 ^{注2)}
ほう素 (mg/L)	—	—	—	1 以下 ^{注2)}
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.59	0.17	0.15	10 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
ダイオキシン類 ^{注3)} (pg-TEQ/L)	0.082	0.061	0.070	1 以下

注 1) 環境基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 海域についてはふっ素及びほう素の環境基準は適用しない。

注 3) ダイオキシン類の小糸川人見橋、東京湾 17 の測定結果は平成 28 年度、東京湾 18 の測定結果は令和 2 年度の数値である。

出典「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（千葉県環境生活部）

「平成 28 年度、令和 2 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果」（千葉県環境生活部）

4. 地下水の状況

公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき地下水の水質測定が行われている。

対象事業実施区域及びその周辺において、平成 28 年度～令和 2 年度に実施された地下水の継続監視調査及び概況調査の結果は、表 3.1.3-6 に示すとおりである。

富津市大堀で、テトラクロロエチレンが環境基準を超過しているが（平成 28 年度、平成 30 年度、令和 2 年度）、その他の項目では環境基準を満足している。

表 3.1.3-6 地下水の水質測定結果

(単位：mg/L)

項目	富津市大堀（継続監視調査）					富津市 上飯野 (概況調査)	君津市 人見 (概況調査)	環境基準
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和 元年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	—	—	—	—	—	不検出	0.002	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
クロロエレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエレン	0.001	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエレン	0.05	0.0078	0.016	0.0052	0.013	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	不検出	5.3	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	0.16	0.12	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	0.2	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	不検出	不検出	0.05 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	—	—	—	—	—	—	—	1 以下 (pg-TEQ/L)

注) 富津市大堀、富津市上飯野、君津市人見については、詳細な地点が公表されていない。

出典「平成 28～令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（千葉県環境生活部）

3.1.4 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川の概要（準用河川以上）は表 3.1.4-1 に、河川の位置は図 3.1.4-1 に示すとおりである。

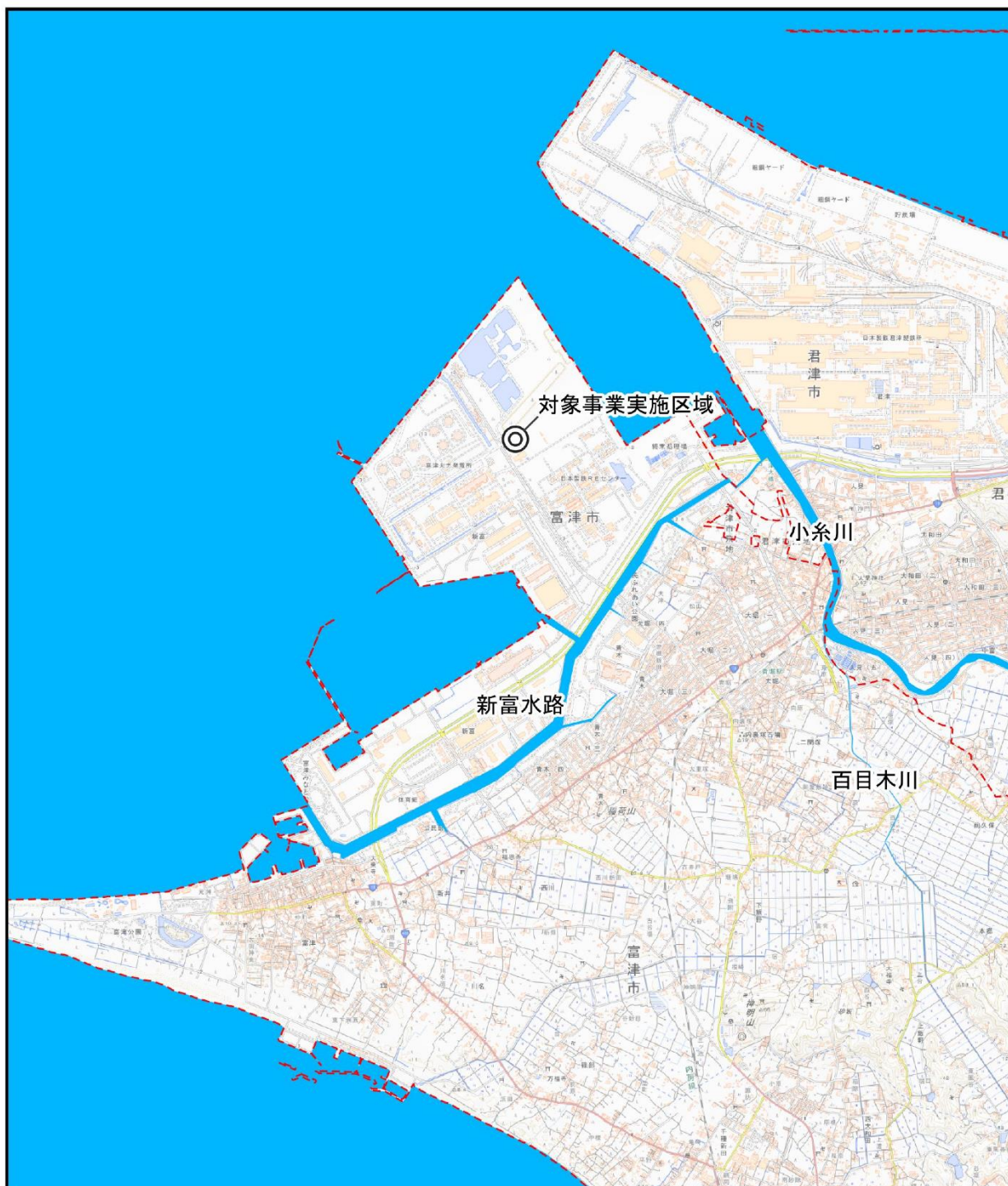
対象事業実施区域は埋立地に立地し、雨水は新富水路（海域水路）へ流れることとなり、水系としては河川でなく海域に属する。

表 3.1.4-1 対象事業実施区域及びその周囲の河川の概要（準用河川以上）

水系	河川名	区域		指定延長(km)	等級
		上流端	下流端		
小糸川	小糸川	君津市大字豊英 字奥畑支川合流点	海に至る	65.3	二級
	百目木川	—	—	3.0	準用

出典「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）

「君津土木事務所管内図」（千葉県県土整備部）



凡 例

◎ 対象事業実施区域

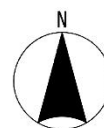
--- 市境

■ 水域

図 3. 1. 4-1 水象の状況

1:50,000

0 1 2 km



3.1.5 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質の調査が、平成 28 年度に小糸川の人見橋、東京湾の君津航路で実施されており、調査結果は表 3.1.5-1 に示すとおり、各地点とも環境基準を満足している。

なお、同一名称の測定地点は水質測定地点と同じであり、測定地点の位置は前出図 3.1.3-1（「3.1.3 水質の状況」参照）に示すとおりである。

表 3.1.5-1 ダイオキシン類に係る底質調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査年度	河川名、海域名	調査地点	調査結果	環境基準
平成 28 年度	小糸川	人見橋（君津市）	0.62	150
	東京湾（1）	東京湾 17（君津航路）	12	

出典「平成 28 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果」（千葉県環境生活部）

3.1.6 騒音の状況

1. 環境騒音

対象事業実施区域及びその周辺で行われている環境騒音の調査結果と調査地点の位置は、表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境騒音調査地点は、南東側約 2.3km に位置する大堀 2 区集会所、南側約 2.6km に位置する富津連絡所、南西側約 4.1km に位置する富津小学校がある。

令和 2 年度の調査結果は、各地点とも、昼間・夜間の環境基準を満足している。

表 3.1.6-1 環境騒音調査結果

測定地点	大堀 2 区集会所 (富津市大堀 1-25-14)				富津連絡所 (富津市青木 1573-1)				富津小学校 (富津市富津 396)			
区域の区分	第 1 種住居地域				第 2 種住居地域				第 1 種低層 住居専用地域			
地域類型	B				B				A			
時間の区分	昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
環境基準	55 デシベル 以下		45 デシベル 以下		55 デシベル 以下		45 デシベル 以下		55 デシベル 以下		45 デシベル 以下	
平成 28 年度	48	○	47	×	50	○	44	○	48	○	43	○
平成 29 年度	49	○	46	×	50	○	44	○	43	○	37	○
平成 30 年度	51	○	48	×	52	○	46	×	49	○	42	○
令和元年度	47	○	44	○	53	○	49	×	47	○	35	○
令和 2 年度	45	○	45	○	52	○	45	○	46	○	37	○

出典「富津市の環境（平成 29 年度版～令和 3 年度版）」（富津市市民部）



凡 例

◎ 対象事業実施区域

---- 市境

○ 環境騒音調査地点

図 3. 1. 6-1 環境騒音の調査地点図

1:50,000

0 1 2 km



出典「富津市の環境（平成 29 年度版～令和 3 年度版）」（富津市市民部）

2. 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周辺で行われている道路交通騒音の調査結果と調査地点の位置は、表 3.1.6-2～表 3.1.6-3 及び図 3.1.6-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの道路交通騒音調査地点は、南側約 3.3 km に位置する県道君津青堀線（西川 989 地先）、南東側約 4.9 km に位置する同君津青堀線（前久保 143 地先）と、南南東側約 4.2 km に位置する同君津青堀線（下飯野 330 地先）がある。

令和 2 年度の調査結果は、3 地点とも、道路に面する地域の騒音に係る環境基準を昼間・夜間とも満足している。

また、令和 2 年度の道路交通騒音の面的評価結果は、環境基準を昼間・夜間とも満足している。

表 3.1.6-2 道路交通騒音の道路端調査結果（令和 2 年度）

路線名	県道君津青堀線 （西川 989 地先）		県道君津青堀線 （前久保 143 地先）		県道君津青堀線 （下飯野 330 地先）	
時間の区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下
令和 2 年度	61	○	52	○	64	○

出典「富津市の環境（令和 3 年度版）」（富津市市民部）

表 3.1.6-3 道路交通騒音の面的評価結果（令和 2 年度）

路線名	住居等戸数（戸）				
	評価対象数	昼間・夜間 ともに基準値 以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間 ともに基準値 超過
君津青堀線 （西川 989 地先）	71	71	0	0	0
君津青堀線 （前久保 143 地先）	13	13	0	0	0
君津青堀線 （下飯野 330 地先）	106	106	0	0	0

出典「富津市の環境（令和 3 年度版）」（富津市市民部）

3. 低周波音

低周波音について、富津市及び君津市のホームページ（環境白書等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周辺で低周波音に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。



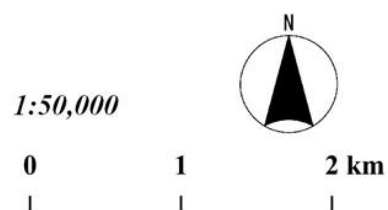
凡 例

◎ 対象事業実施区域

--- 市境

○ 道路交通騒音調査地点

図 3.1.6-2 道路交通騒音調査地点図



出典「富津市の環境（令和3年度版）」（富津市市民部）

3.1.7 振動の状況

環境振動及び道路交通振動について、富津市及び君津市のホームページ（環境白書等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周辺で振動に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

3.1.8 悪臭の状況

悪臭について、富津市及び君津市のホームページ（環境白書等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周辺で悪臭に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

3.1.9 地形及び地質等の状況

1. 地形

対象事業実施区域及びその周辺は、千葉県が 1978 年に富津地区土地造成整備事業実施計画に基づき海面埋立した土地に位置し、標高は 0m～10m の範囲にある（図 3.1.9-1）。

埋立地は、地上面 4m 程度まで埋土（貝殻混じり砂）、地上面 4m～10m 程度まで埋土（細砂）、地上面 10m～11m までシルトが分布している。海岸部から内陸に入ると、沖積低地がみられ、南東に一部下総台地がみられる。東京湾沿岸低地を東から西に小糸川が流れ、東京湾に流入している。

2. 地質

千葉県の地質図を図 3.1.9-2 に、地質層序を表 3.1.9-1 に示す。

千葉県の表層地質は主に第四紀堆積物からなり、下位より下総層群、段丘堆積層、さらに沖積層及び人工地層からなる。

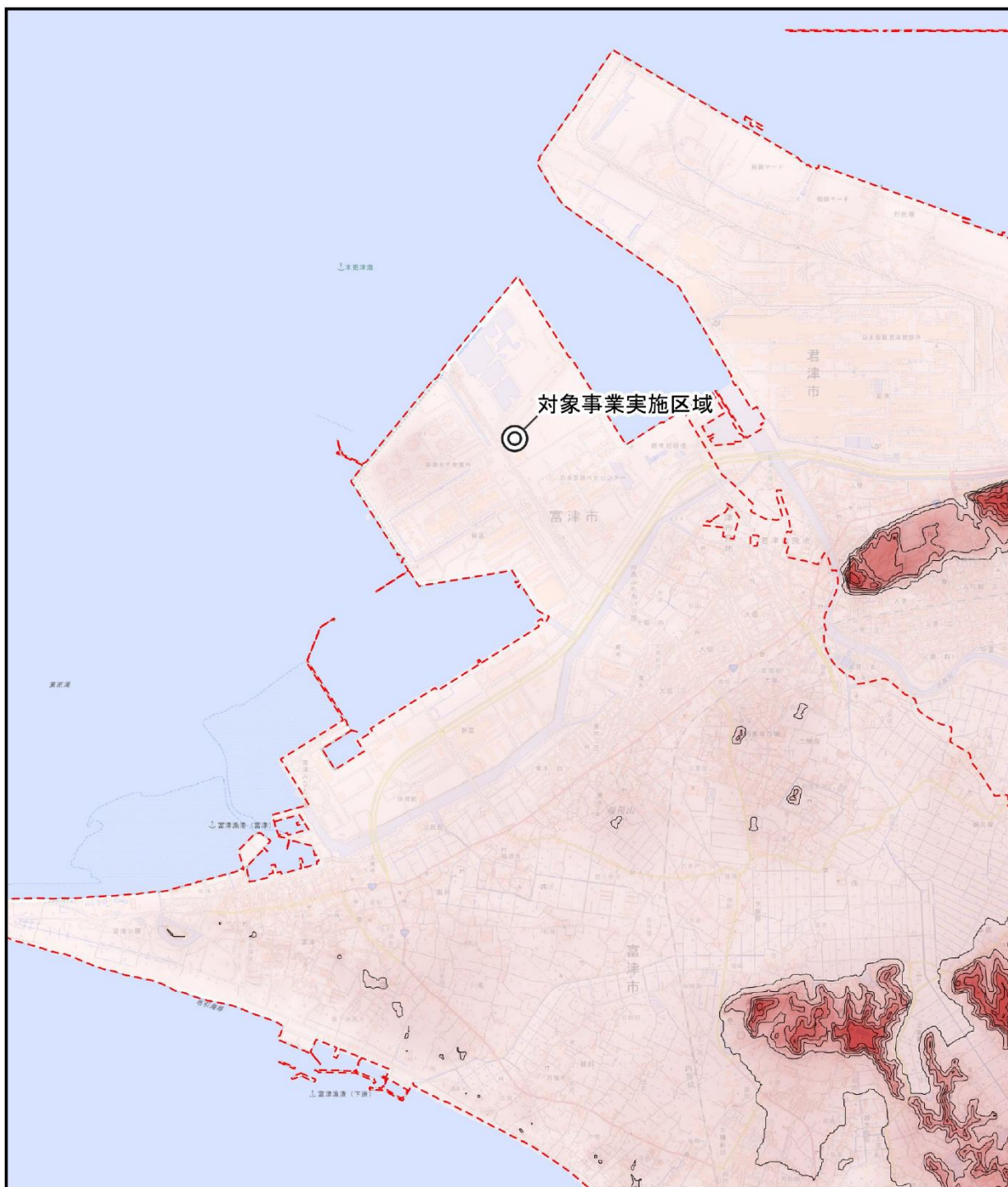
下総層群は上総層群を一部不整合で覆う中～上部更新統の地層で、下総台地に広く分布する。層厚は数百 m に達し、古東京湾の浅海成の堆積物よりなる。層相は主に粘土、シルト、砂よりなり、しばしば多量の貝化石を含む。

沖積層は上部更新統～完新統の堆積物で、下総台地を開析する谷及び埋立以前の東京湾岸に分布する。これらの沖積層は最終氷期に形成された埋没谷底や埋没波食台を不整合に覆い、主に粘土、泥、細粒～中粒の砂よりなる。

人工地層は東京湾沿岸に帯状に分布し、埋立地を構成している。対象事業実施区域及びその周辺はこの埋立地上に位置している。

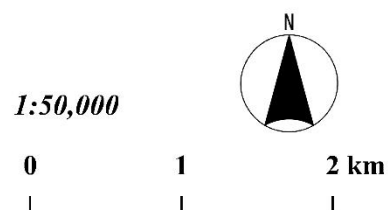
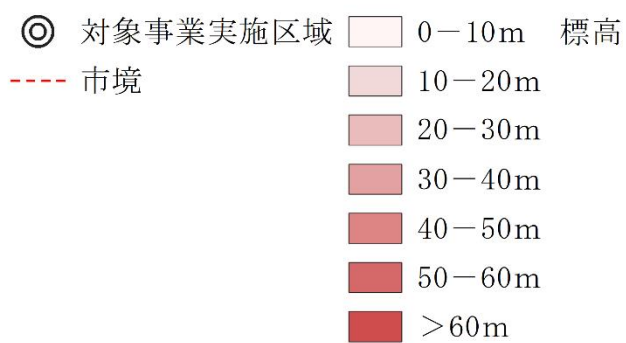
3. 湧水

対象事業実施区域及びその周辺に「湧水保全ポータルサイト」（環境省）に掲載されている「代表的な湧水」はない。



凡 例

図 3. 1. 9-1 地形図

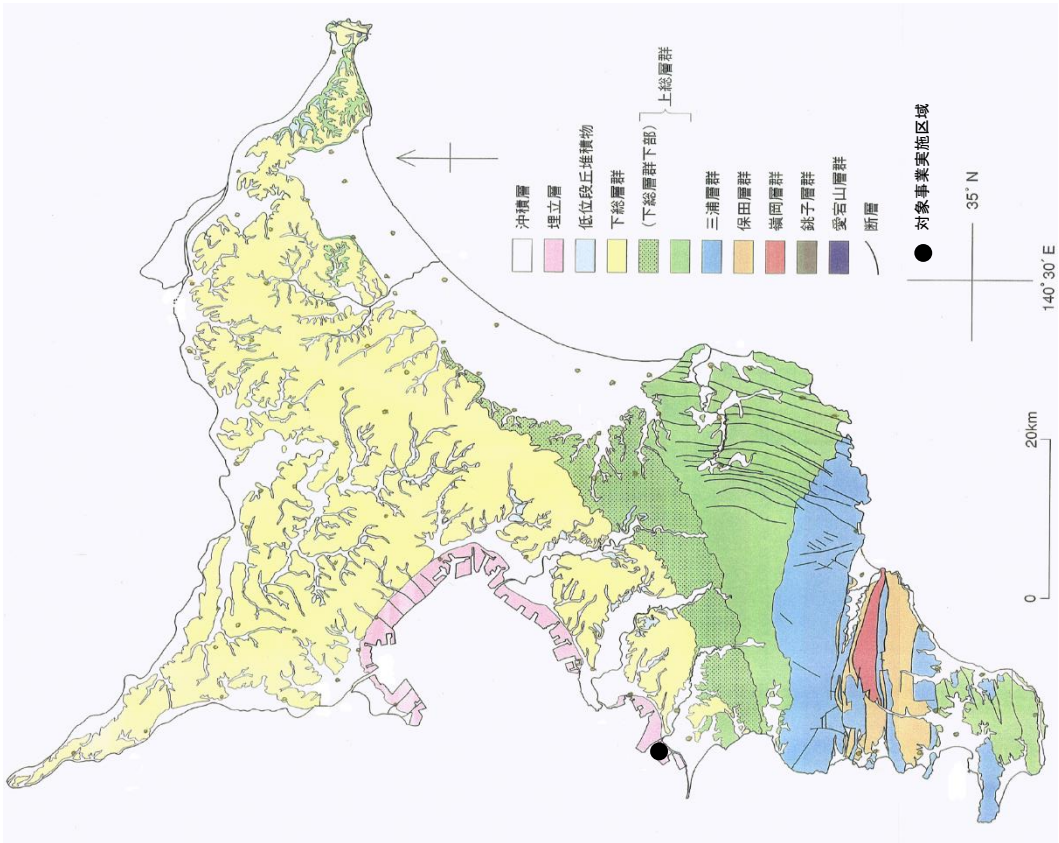


出典「基盤地図情報ダウンロードサービス」(国土地理院ホームページ)

表 3.1.9-1 千葉県地質層序表

時 代	地 質 層 序	
	沖積層	人工地層
新 生 代	完新世	関東ローム層
		段丘堆積層
	後期	常 層
		木 下 層
	中期	上岩橋層
		清 川 層
		上 泉 層
		蔽 層
	前期	地藏堂層
		金剛地層
第 四 紀	更新世	笠森層
		長 南 層
		柿ノ木台層
		国本層
		市宿層
	鮮新世	梅ヶ瀬層
		大田代層
		黄和田層
		大 原 層
		浪 花 層
新 第 三 紀	中新世	勝 浦 層
		黒 滝 層
		上 部
		中 部
		下 部
	古第三紀	保田層群
		基盤岩類
中 生 代	白垩紀	笠森層
		長 南 層
		柿ノ木台層
		国本層
		市宿層
	侏羅紀	梅ヶ瀬層
		大田代層
		黄和田層
		大 原 層
		浪 花 層

「千葉県の自然誌 本編2 千葉県の大地」
(平成9年3月、千葉県史料研究財団) より編集



出典「千葉県の自然誌 本編2 千葉県の大地」
(平成9年3月、千葉県史料研究財団)
図 3.1.9-2 千葉県の地質

3.1.10 地盤の状況

1. 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周辺に位置する水準点における平成 28 年から令和 2 年までの地盤変動量を表 3.1.10-1 に示す。また、水準点の位置図は図 3.1.10-1 に示すとおりである。

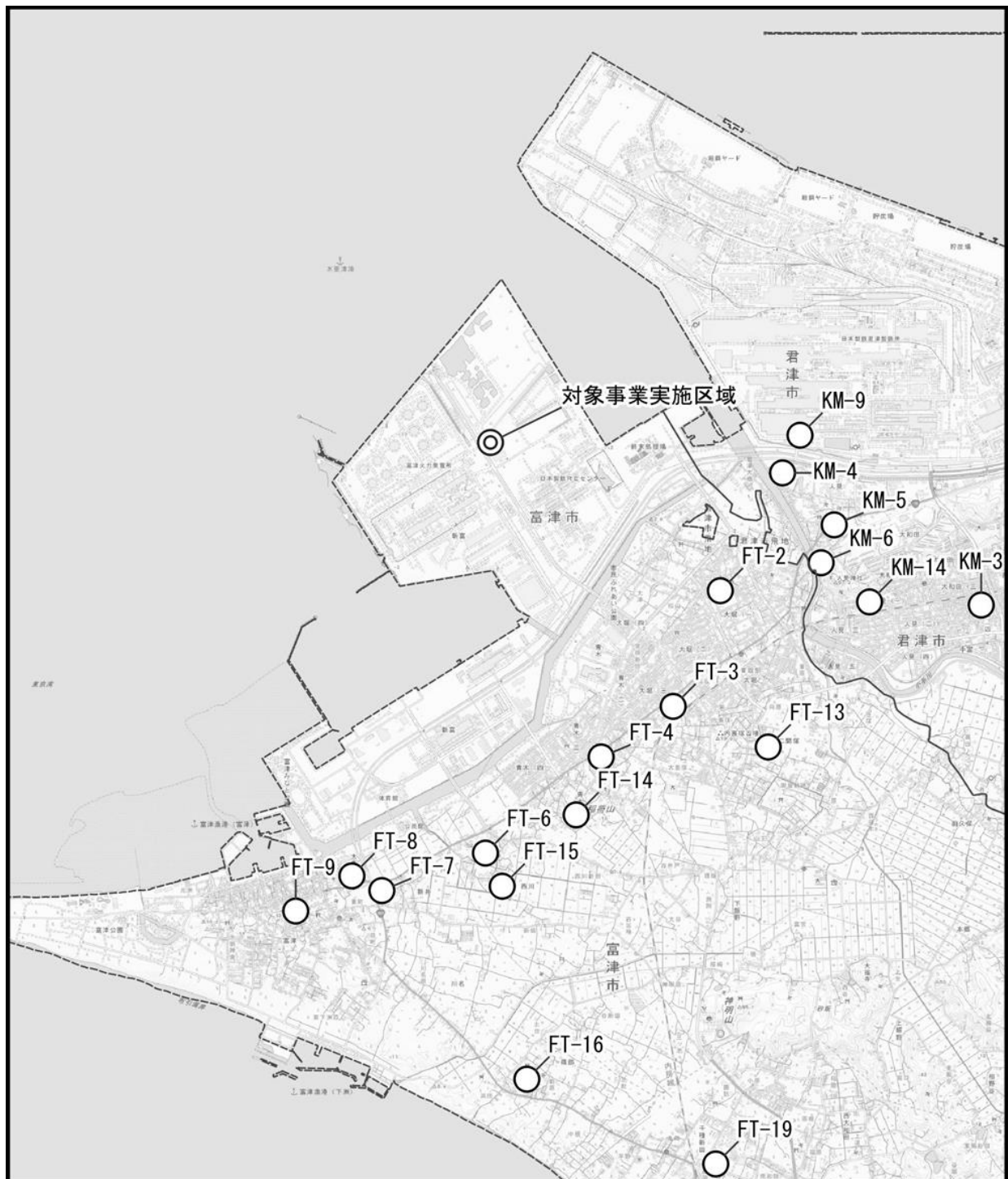
対象事業実施区域及びその周辺においては、5 年間累積変動量が-3.6mm～+1.9mm となっており、地盤沈下は沈静化の傾向が見られる。また、環境省が地盤沈下について注意が必要となる目安としている年間沈下量 20mm 以上を記録した水準点はない。

表 3.1.10-1 水準点の変動状況

(単位：mm)

水準点 番号	所在地	変動量					5 年間 累積 変動量
		平成 28 年 1 月 1 日 ～ 平成 29 年 1 月 1 日	平成 29 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 1 月 1 日	平成 30 年 1 月 1 日 ～ 平成 31 年 1 月 1 日	平成 31 年 1 月 1 日 ～ 令和 2 年 1 月 1 日	令和 2 年 1 月 1 日 ～ 令和 3 年 1 月 1 日	
KM-3	君津市中野 四丁目 17	-0.1	+0.7	-1.0	+1.9	-1.3	+0.2
KM-4	君津市人見 1055-47	-1.6	-1.9	-0.3	+1.9	+1.2	-0.7
KM-5	君津市人見 1289-1	-1.0	-0.1	+0.7	+0.8	+1.5	+1.9
KM-6	君津市人見 900	-0.5	-0.7	+2.0	-1.3	+2.3	+1.8
KM-9	君津市君津 1	-2.9	-0.3	-0.9	+1.9	+2.3	+0.1
KM-14	君津市人見 一丁目 175-28	-0.5	-0.3	+1.3	-0.7	+1.9	+1.7
FT-2	富津市大堀 1380	-2.6	-0.9	+4.5	-3.9	+2.1	-0.8
FT-3	富津市大堀 2003	-3.9	-0.4	+1.0	-0.7	+2.2	-1.8
FT-4	富津市青木 1561	-3.5	+0.2	+1.4	-1.9	+2.4	-1.4
FT-6	富津市西川 1020	-2.2	+0.6	+0.2	-1.8	+2.6	-0.6
FT-7	富津市新井 605	+0.1	-1.9	+1.0	-2.9	+1.6	-2.1
FT-8	富津市富津 36	+0.1	-1.6	+1.0	-2.8	+2.0	-1.3
FT-9	富津市富津 1800	+0.8	-2.3	+2.7	-4.1	+2.4	-0.5
FT-13	富津市二間塚 1713-3	-2.9	-0.2	+0.8	-0.1	+1.5	-0.9
FT-14	富津市青木 887	-3.3	+0.3	+0.4	-1.0	+2.3	-1.3
FT-15	富津市西川 1348	-1.1	-0.5	-0.9	-0.5	+2.0	-1.0
FT-16	富津市篠部 937	+0.3	-3.2	+4.5	-5.4	+1.9	-1.9
FT-19	富津市千種新田 129	+1.1	-4.1	+1.5	-3.2	+1.1	-3.6

出典「千葉県水準測量成果表（平成 28 年～令和 2 年）」（千葉県環境生活部）



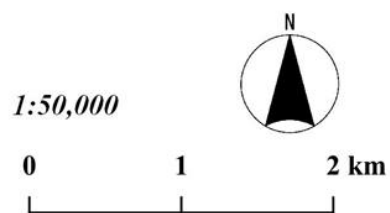
凡 例

◎ 対象事業実施区域

--- 市境

○ 水準測量地点

図 3.1.10-1 水準測量測定点位置図



出典「千葉県水準測量成果表（平成 28 年～令和 2 年）」（千葉県環境生活部）

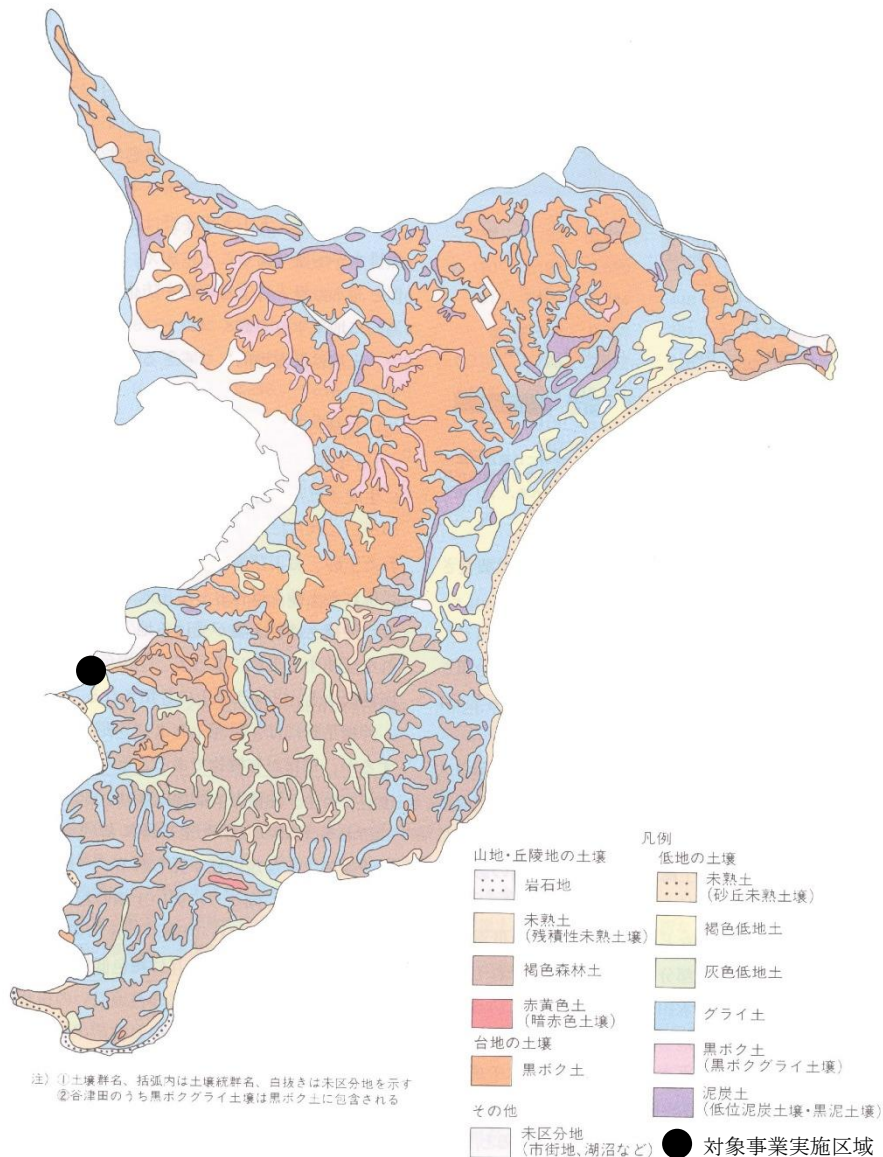
3.1.11 土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3.1.11-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は埋立地であり、一般的に浚渫した砂質土となっている。

周辺の旧海岸部では、低地に分布するグライ土が多く分布している。また、後背地では、褐色低地土も分布している。



出典 「千葉県其自然誌 本編1 千葉県の自然県史」
(平成8年3月、財団法人千葉県史料研究財団)

図 3.1.11-1 千葉県の土壌図

2. 土壌汚染

対象事業実施区域周辺の土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域は、表 3. 1. 11-1 に示すとおり、富津市新富で 4 か所、君津市君津で 7 か所が、ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその化合物の特定有害物質により指定されている。

なお、土壌汚染対策法に基づく要措置区域は存在しない。

また、対象事業実施区域周辺では、平成 29 年度にダイオキシン類に係る土壌調査が行われている。調査結果は表 3. 1. 11-2 に、調査地点は図 3. 1. 11-2 にそれぞれ示すとおりである。調査結果は、12pg-TEQ/g であり、環境基準を大きく下回っている。

表 3. 1. 11-1 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域指定状況

指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積 (㎡)	特定有害物質
平成 23 年 3 月 29 日	君津市君津 1 番の一部	18,566	ふっ素及びその化合物
平成 23 年 7 月 5 日	君津市君津 11 番、12 番、15 番、19 番及び 21 番の一部	51,500	ふっ素及びその化合物
平成 26 年 8 月 29 日 平成 27 年 5 月 29 日 令和元年 5 月 14 日	富津市新富 25 番の一部、33 番 5 の一部、33 番 7 の一部、33 番 9 の一部、33 番 13 の一部及び 34 番 1 の一部 (埋立地特例区域)	424,688	砒素及びその化合物
平成 29 年 8 月 22 日	富津市新富 21 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	400	ふっ素及びその化合物
令和元年 11 月 29 日	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	1,023.80	ふっ素及びその化合物
令和 2 年 3 月 3 日	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	642.01	ふっ素及びその化合物
令和 2 年 3 月 17 日	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	6,827.07	鉛及びその化合物並びに ふっ素及びその化合物
令和 2 年 3 月 27 日	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	2,004.66	鉛及びその化合物並びに ふっ素及びその化合物
令和 3 年 1 月 15 日	富津市新富 25 番の一部 (埋立地特例区域)	8,100	砒素及びその化合物
令和 3 年 4 月 2 日	君津市君津 1 番の一部及び 19 番の一部 (埋立地管理区域)	5,871	ふっ素及びその化合物
令和 3 年 11 月 9 日	富津市新富 21 番 1 の一部、21 番 3、 及び 21 番 7 (埋立地特例区域)	40,526	砒素及びその化合物並び にふっ素及びその化合物

出典「千葉県土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域指定状況」(令和 4 年 10 月、千葉県環境生活部)

表 3. 1. 11-2 ダイオキシン類に係る土壌調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

番号	調査年度	調査区分	調査地点	調査結果	環境基準
1	平成 29 年度	発生源周辺状況把握	富津市大堀 1 区集会所	12	1,000

出典「平成 29 年度ダイオキシン類に係る土壌測定結果」(千葉県環境生活部)



凡 例

図 3.1.11-2 土壌調査地点図

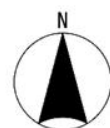
◎ 対象事業実施区域

---- 市境

○ 土壌調査地点

1:50,000

0 1 2 km



出典「平成 29 年度ダイオキシン類に係る土壌測定結果」(千葉県環境生活部)

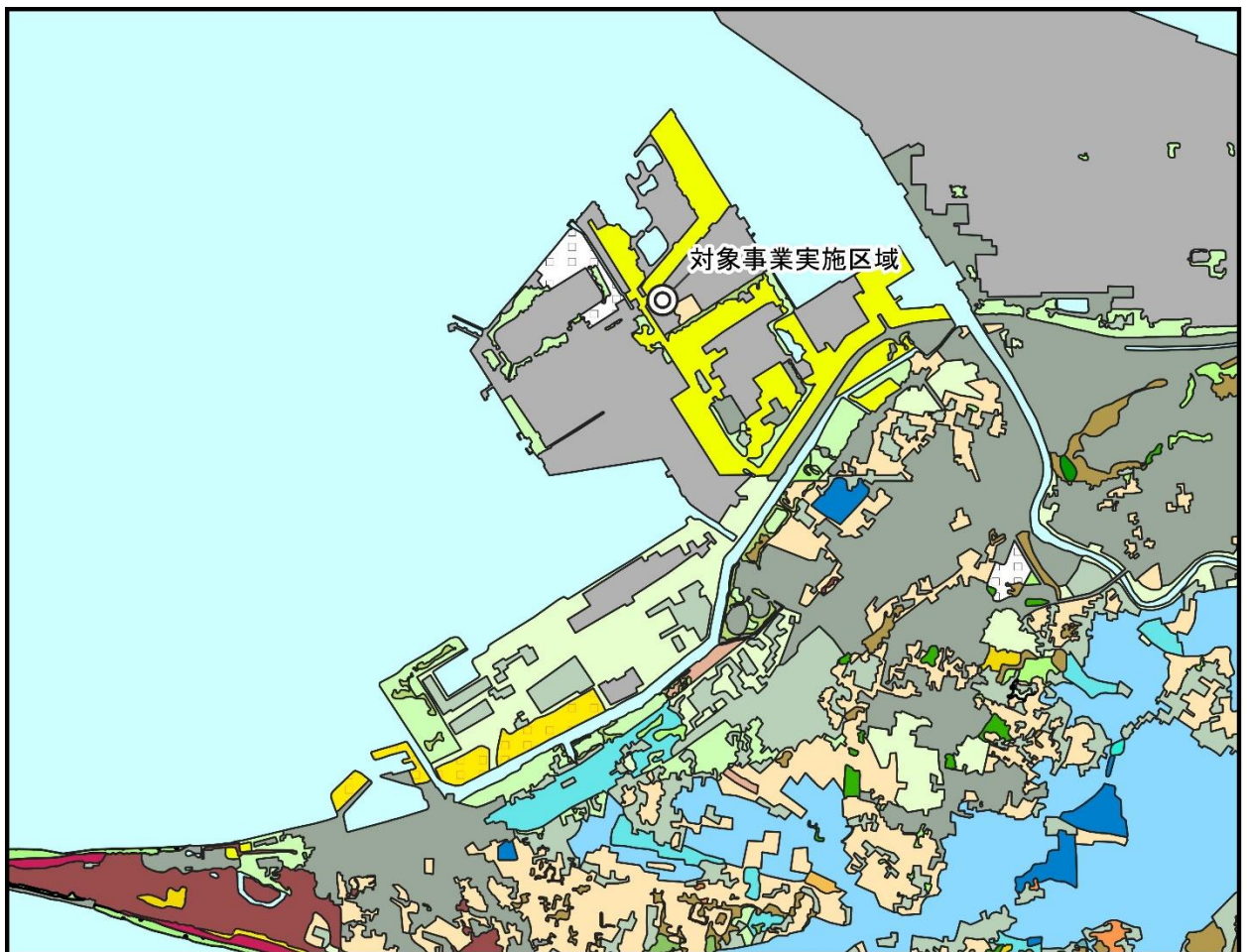
3.1.12 植物の生育及び植生の状況

「第6回・第7回植生調査分布図」（環境省生物多様性センター）による対象事業実施区域及びその周辺の植生を図3.1.12-1に示す。対象事業実施区域の植生は「工場地帯」に該当する。

対象事業実施区域から南西約5kmの富津岬は南房総国立公園の西北端部に位置し、クロマツの海岸防災保安林が造成されているが、海浜植物群落（草本群落）が千葉県指定天然記念物として「富津洲海浜植物群落地」に、また環境省の特定植物群落として「富津の海岸草原」に選定されている。「富津の海岸草原」はヒメヤブランが優占し、チガヤ、ヤマイ、テリハノイバラ、ハマハナヤスリがみられるとされている。富津干潟にはアマモ場が分布している。千葉県指定天然記念物及び特定植物群落とアマモ場の位置を図3.1.12-2に示す。なお、「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－群集・群落編」（令和2年12月、千葉県環境生活部自然保護課）に掲載された地点は、対象事業実施区域及びその周辺になかった。

「第4回・第6回巨樹・巨木林調査」（環境省生物多様性センター）によると対象事業実施区域及びその周辺に巨樹、巨木はなかった。

植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は表3.1.12-1に示すとおりである。また、保護上重要な種に関する選定基準は表3.1.12-2に示すとおりである。既存文献による対象事業実施区域及びその周辺で確認されている植物を表3.1.12-3に示す。なお、確認された種（67科159種）のうち表3.1.12-2に示す法令や国、千葉県のレッドリストに掲載されている種を重要な種として選定し、そのカテゴリーを表中に示した。保護上重要な種は、ハマアカザ、タチアマモ、シロバナナガバノイシモチソウ等の31科60種が確認されている。



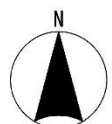
凡 例

図 3.1.12-1 対象事業実施区域周辺の植生図

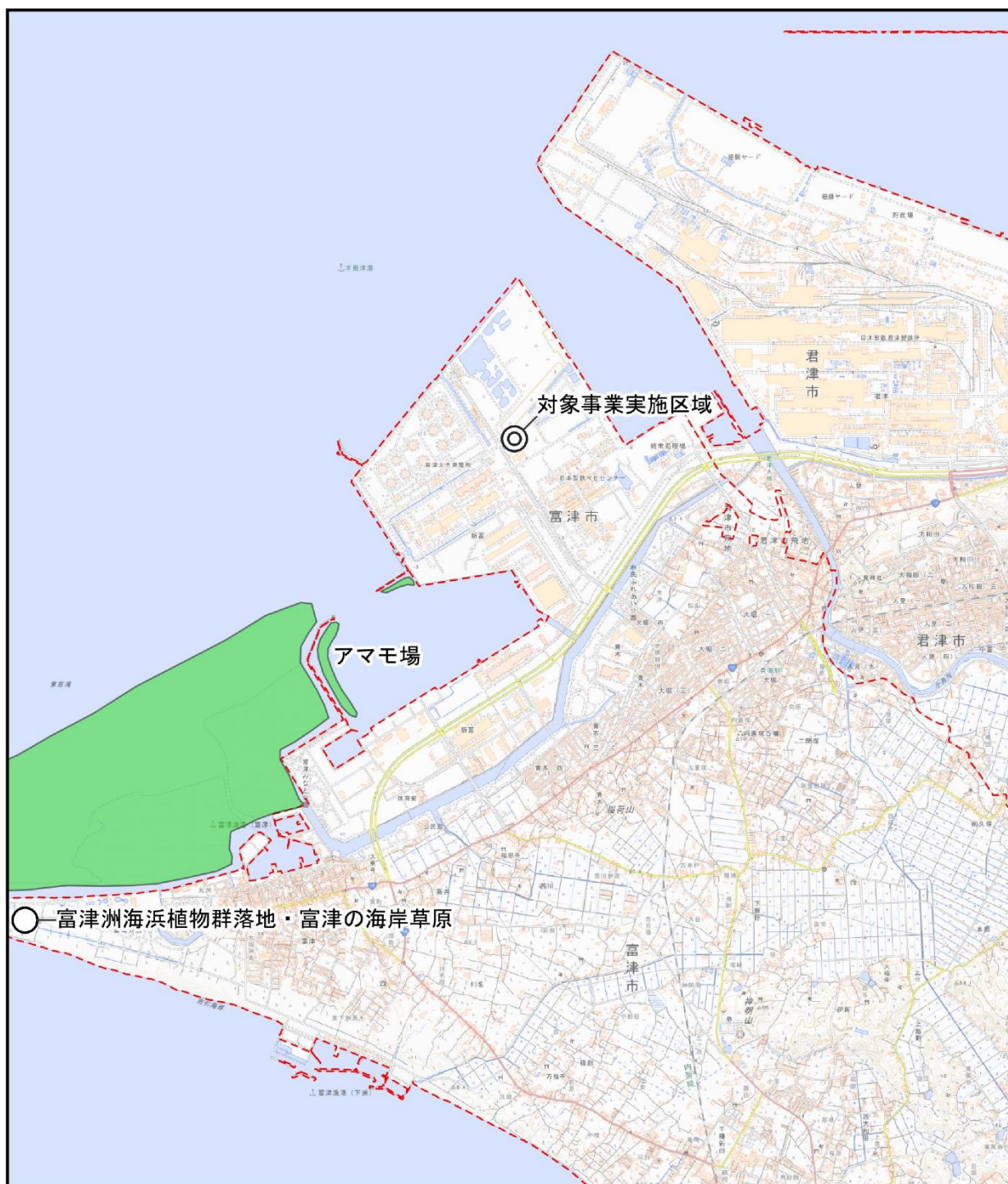
- | | |
|--------------|-------------------|
| ◎ 対象事業実施区域 | 開放水域 |
| アズマネザサ群落 | 工場地帯 |
| オギ群集 | 砂丘植生 |
| オニシバリーコナラ群集 | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| クヌギーコナラ群集 | 残存・植栽樹群地 |
| クロマツ植林 | 市街地 |
| 芝地 | 自然裸地 |
| シイ・カシ二次林 | 水田雑草群落 |
| スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 造成地 |
| その他植林 | 竹林 |
| チガヤーススキ群落 | 畑雑草群落 |
| ハンノキ群落 | 伐採跡地群落 |
| マテバシイ植林 | 放棄水田雑草群落 |
| ヤブコウジースダジイ群集 | 放棄畑雑草群落 |
| ヨシクラス | 緑の多い住宅地 |
| 果樹園 | 路傍・空地雑草群落 |

1:50,000

0 1 2 km



出典 1/2,5000 植生図「大堀・木更津・富津・鹿野山」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、加工。



凡 例

◎ 対象事業実施区域

--- 市境

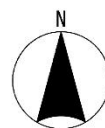
○ 県指定天然記念物・特定植物群落

■ アマモ場

図 3. 1. 12-2 重要な植物群落等位置図

1:50,000

0 1 2 km



出典「第二回特定植物群落調査」(昭和 54 年、環境庁)
「富津干潟周辺海域におけるアマモ類の分布」(平成 30 年、千葉県水産総合研究センター)
「富津洲海浜植物群落地」(千葉県教育委員会)

表 3.1.12-1 植物相の確認文献等

文献名	対象とした種
「日本の重要な植物群落 南関東版」 (昭和 56 年 5 月、環境庁)	富津の海岸草原の植物
「日本の重要な植物群落 II 南関東版」 (昭和 63 年 8 月、環境庁)	富津の海岸草原の植物
「千葉県の自然誌 本編 1 千葉県の自然」 (平成 8 年 3 月、千葉県資料研究財団)	富津洲海浜植物群落地の植物
「東京湾千葉県域の海岸埋立地の植栽林における自然林生育種の出現要因の検討」 (平成 16 年、日本造園学会)	人見神社、広尾家屋敷、大乘寺の植物
「千葉県沿岸海域におけるアマモの分布」 (平成 16 年、千葉県水産研究センター)	富津漁港航路西側から富津岬までの富津干潟の植物
「富津洲海浜植物群落地」 (千葉県教育委員会)	富津洲海浜植物群落地の植物
「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 2009 年改訂版」 (平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部)	対象事業実施区域及びその周辺(図 3.1.12-2 の図幅の範囲に富津岬先端部を加えた)を含む 3 次メッシュ(約 1km 四方)で確認された植物
「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」 (平成 8 年 3 月、君津市)	海岸の植物

表 3. 1. 12-2 重要な種の選定基準（カテゴリー）

文献		カテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月、法律第 214 号) 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年、千葉県条例第 8 号) 「君津市文化財の保護に関する条例」 (昭和 46 年、君津市条例 18 号) 「富津市文化財の保護に関する条例」 (昭和 46 年、富津市条例第 60 号)	特天：特別天然記念物
		天：天然記念物
		県：千葉県指定天然記念物
		君：君津市指定天然記念物
		富：富津市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	I：国内希少野生動植物種
		I-1：特定第一種国内希少野生動植物種
		I-2：特定第二種国内希少野生動植物種
		II：国際希少野生動植物種
		III：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年、環境省)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 I A 類
		EN：絶滅危惧 I B 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
		LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「千葉県レッドリスト 植物・菌類編＜2017 年改訂版＞」 (平成 29 年 3 月、千葉県環境生活部)	X：消息不明・絶滅生物
		EW：野生絶滅生物
		A：最重要保護生物
		B：重要保護生物
		C：要保護生物
		D：一般保護生物

表 3. 1. 12-3(1) 対象事業実施区域周辺で確認された植物

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
トクサ	イヌドクサ	—	—	—	—
ハナヤスリ	ハマハナヤスリ	—	—	—	—
オシダ	アスカイノデ	—	—	—	—
オシダ	オクマワラビ	—	—	—	—
デンジソウ	デンジソウ	—	—	VU	B
マツ	クロマツ	—	—	—	—
マキ	イヌマキ	—	—	—	—
ヒノキ	オオシマハイネズ	—	—	—	D
クルミ	オニグルミ	—	—	—	D
ブナ	マテバシイ	—	—	—	—
ニレ	ムクノキ	—	—	—	—
ニレ	エノキ	—	—	—	—
クワ	イヌビロ	—	—	—	—
イラクサ	カテンソウ	—	—	—	—
ツルナ	ツルナ	—	—	—	—
アカザ	ホソバノハマアカザ	—	—	—	—
アカザ	ハマアカザ	—	—	—	A
アカザ	ホコガタアカザ	—	—	—	—
アカザ	ハママツナ	—	—	—	C
アカザ	マツナ	—	—	—	B
アカザ	オカヒジキ	—	—	—	—
マツブサ	サネカズラ	—	—	—	—
クスノキ	タブノキ	—	—	—	—
クスノキ	ヤブニッケイ	—	—	—	—
クスノキ	シロダモ	—	—	—	—
アケビ	ミツバアケビ	—	—	—	—
スイレン	コウホネ	—	—	—	B
マツモ	マツモ	—	—	—	C
センリョウ	センリョウ	—	—	—	D
ツバキ	ヤブツバキ	—	—	—	—
ツバキ	ヒサカキ	—	—	—	—
モウセンゴケ	シロバナナガバノイシモチソウ	—	—	—	A

注) 重要な種に関するカテゴリは前出の表 3. 1. 12-2 に示すとおりである。

出典「日本の重要な植物群落 南関東版」(昭和 56 年 5 月、環境庁)

「日本の重要な植物群落 II 南関東版」(昭和 63 年 8 月、環境庁)

「東京湾千葉県の海岸埋立地の植栽林における自然林生育種の出現要因の検討」

(平成 16 年、日本造園学会)

「富津干潟周辺海域におけるアマモ類の分布」(平成 30 年、千葉県水産総合研究センター)

「富津洲海浜植物群落地」(千葉県教育委員会)

「千葉県の自然誌 本編 1 千葉県の自然」(平成 8 年 3 月、千葉県資料研究財団)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編 2009 年改訂版」

(平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3.1.12-3(2) 対象事業実施区域周辺で確認された植物

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
モウセンゴケ	コモウセンゴケ	—	—	—	C
アブラナ	ハマダイコン	—	—	—	—
ベンケイソウ	メキシコマンネングサ	—	—	—	—
ベンケイソウ	キリンソウ	—	—	—	C
ユキノシタ	イズノシマダイモンジソウ	—	—	—	D
トベラ	トベラ	—	—	—	—
バラ	カワラサイコ	—	—	—	C
バラ	テリハノイバラ	—	—	—	—
バラ	ハマナス	—	—	—	D
バラ	シャリンバイ	—	—	—	—
マメ	ハリエンジュ	—	—	—	—
マメ	イタチハギ	—	—	—	—
マメ	コマツナギ	—	—	—	—
マメ	メドハギ	—	—	—	—
マメ	ヒロハクサフジ	—	—	—	X
マメ	ハマエンドウ	—	—	—	—
マメ	シロツメクサ	—	—	—	—
フウロソウ	アメリカフウロ	—	—	—	—
トウダイグサ	アカメガシワ	—	—	—	—
ウルシ	ヤマハゼ	—	—	—	—
モチノキ	モチノキ	—	—	—	—
ニシキギ	マユミ	—	—	—	—
ニシキギ	マサキ	—	—	—	—
ブドウ	ヤブガラシ	—	—	—	—
グミ	ナワシログミ	—	—	—	—
アカバナ	コマツヨイグサ	—	—	—	—
アカバナ	オオマツヨイグサ	—	—	—	—
アカバナ	メマツヨイグサ	—	—	—	—
ミズキ	アオキ	—	—	—	—
ウコギ	キヅタ	—	—	—	—
ウコギ	ヤツデ	—	—	—	—
ウコギ	カクレミノ	—	—	—	—

注) 重要な種に関するカテゴリーは前出の表 3.1.12-2 に示すとおりである。

出典「日本の重要な植物群落 南関東版」(昭和 56 年 5 月、環境庁)

「日本の重要な植物群落 II 南関東版」(昭和 63 年 8 月、環境庁)

「東京湾千葉県域の海岸埋立地の植栽林における自然林生育種の出現要因の検討」

(平成 16 年、日本造園学会)

「富津干潟周辺海域におけるアマモ類の分布」(平成 30 年、千葉県水産総合研究センター)

「富津洲海浜植物群落地」(千葉県教育委員会)

「千葉県の自然誌 本編 1 千葉県の自然」(平成 8 年 3 月、千葉県資料研究財団)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編 2009 年改訂版」

(平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3. 1. 12-3(3) 対象事業実施区域周辺で確認された植物

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
セリ	サワゼリ	—	—	—	C
セリ	ハマボウフウ	—	—	—	C
ヤブコウジ	マンリョウ	—	—	—	—
ヤブコウジ	ヤブコウジ	—	—	—	—
モクセイ	ヒイラギ	—	—	—	—
モクセイ	ネズミモチ	—	—	—	—
モクセイ	トウネズミモチ	—	—	—	—
マチン	ヒメナエ	—	—	VU	B
リンドウ	イヌセンブリ	—	—	VU	B
ミツガシワ	ガガブタ	—	—	NT	C
キョウチクトウ	テイカカズラ	—	—	—	—
アカネ	ヘクソカズラ	—	—	—	—
ヒルガオ	ハマヒルガオ	—	—	—	—
ムラサキ	スナビキソウ	—	—	—	C
クマツヅラ	コムラサキ	—	—	—	C
クマツヅラ	イワダレソウ	—	—	—	—
シソ	コバノタツナミ	—	—	—	—
ゴマノハグサ	ゴマクサ	—	—	VU	B
ゴマノハグサ	アブノメ	—	—	—	D
ハマウツボ	ハマウツボ	—	—	VU	A
オオバコ	トウオオバコ	—	—	—	D
オオバコ	ヘラオオバコ	—	—	—	—
スイカズラ	サンゴジュ	—	—	—	—
スイカズラ	ガマズミ	—	—	—	—
スイカズラ	スイカズラ	—	—	—	—
キキョウ	ヒナギキョウ	—	—	—	C
キク	タカアザミ	—	—	—	D
キク	オオアレチノギク	—	—	—	—
キク	セイタカアワダチソウ	—	—	—	—
キク	ハウキギク	—	—	—	—
キク	ウラジロチチコグサ	—	—	—	—
キク	チチコグサモドキ	—	—	—	—

注) 重要な種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 12-2 に示すとおりである。

出典「日本の重要な植物群落 南関東版」(昭和 56 年 5 月、環境庁)

「日本の重要な植物群落 II 南関東版」(昭和 63 年 8 月、環境庁)

「東京湾千葉県の海岸埋立地の植栽林における自然林生育種の出現要因の検討」

(平成 16 年、日本造園学会)

「富津干潟周辺海域におけるアマモ類の分布」(平成 30 年、千葉県水産総合研究センター)

「富津洲海浜植物群落地」(千葉県教育委員会)

「千葉県の自然誌 本編 1 千葉県の自然」(平成 8 年 3 月、千葉県資料研究財団)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編 2009 年改訂版」

(平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3.1.12-3(4) 対象事業実施区域周辺で確認された植物

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
キク	ヨモギ	—	—	—	—
キク	ネコノシタ	—	—	—	—
キク	ハチジョウナ	—	—	—	—
キク	ハマニガナ	—	—	—	D
アマモ	アマモ	—	—	—	C
アマモ	タチアマモ	—	—	VU	A
アマモ	コアマモ	—	—	—	C
ヒルムシロ	ササバモ	—	—	—	D
ヒルムシロ	カワツルモ	—	—	NT	B
ユリ	クサスギカズラ	—	—	—	A
ユリ	ヒメヤブラン	—	—	—	—
ユリ	ヤブラン	—	—	—	—
ユリ	ジャノヒゲ	—	—	—	—
ユリ	オモト	—	—	—	—
ユリ	スカシユリ	—	—	—	C
ヤマノイモ	オニドコロ	—	—	—	—
アヤメ	ノハナショウブ	—	—	—	B
アヤメ	カキツバタ	—	—	NT	B
イグサ	アオコウガイゼキショウ	—	—	—	—
イネ	ボウムギ	—	—	—	—
イネ	ホソムギ	—	—	—	—
イネ	オニウシノケグサ	—	—	—	—
イネ	カモガヤ	—	—	—	—
イネ	ヤマアワ	—	—	—	—
イネ	ハマヒエガエリ	—	—	—	B
イネ	アワガエリ	—	—	—	X
イネ	ヨシ	—	—	—	—
イネ	チョウセンガリヤス	—	—	—	D
イネ	ハマニンニク	—	—	—	—
イネ	ムギクサ	—	—	—	—
イネ	オオギョウギシバ	—	—	—	C
イネ	オニシバ	—	—	—	D

注) 重要な種に関するカテゴリーは前出の表 3.1.12-2 に示すとおりである。

出典「日本の重要な植物群落 南関東版」(昭和 56 年 5 月、環境庁)

「日本の重要な植物群落 II 南関東版」(昭和 63 年 8 月、環境庁)

「東京湾千葉県域の海岸埋立地の植栽林における自然林生育種の出現要因の検討」

(平成 16 年、日本造園学会)

「富津干潟周辺海域におけるアマモ類の分布」(平成 30 年、千葉県水産総合研究センター)

「富津洲海浜植物群落地」(千葉県教育委員会)

「千葉県の自然誌 本編 1 千葉県の自然」(平成 8 年 3 月、千葉県資料研究財団)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編 2009 年改訂版」

(平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3. 1. 12-3(5) 対象事業実施区域周辺で確認された植物

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
イネ	ナガミノオニシバ	—	—	—	C
イネ	ケチヂミザサ	—	—	—	—
イネ	チガヤ	—	—	—	—
イネ	ケカモノハシ	—	—	—	—
イネ	カモノハシ	—	—	—	—
イネ	アイアシ	—	—	—	D
イネ	アズマネザサ	—	—	—	—
ヤシ	シュロ	—	—	—	—
ミクリ	ミクリ	—	—	NT	D
カヤツリグサ	コウボウムギ	—	—	—	—
カヤツリグサ	ヒメゴウソ	—	—	—	D
カヤツリグサ	コウボウシバ	—	—	—	—
カヤツリグサ	シオクグ	—	—	—	D
カヤツリグサ	オオクグ	—	—	NT	D
カヤツリグサ	ヒトモトススキ	—	—	—	D
カヤツリグサ	ヒンジガヤツリ	—	—	—	—
カヤツリグサ	アオテンツキ	—	—	—	—
カヤツリグサ	ビロードテンツキ	—	—	—	C
カヤツリグサ	イソヤマテンツキ	—	—	—	D
カヤツリグサ	ヤマイ	—	—	—	—
カヤツリグサ	ナガボテンツキ	—	—	—	C
カヤツリグサ	ハタガヤ	—	—	—	D
カヤツリグサ	オオフトイ	—	—	—	D
カヤツリグサ	サンカクイ	—	—	—	—
カヤツリグサ	カンガレイ	—	—	—	—
カヤツリグサ	ウキヤガラ	—	—	—	—
カヤツリグサ	ヒメクグ	—	—	—	—
カヤツリグサ	イヌクグ	—	—	—	D
ラン	キンラン	—	—	VU	D
ラン	エビネ	—	—	NT	D
ラン	マヤラン	—	—	VU	C

注) 重要な種に関するカテゴリは前出の表 3. 1. 12-2 に示すとおりである。

出典 「日本の重要な植物群落 南関東版」(昭和 56 年 5 月、環境庁)

「日本の重要な植物群落 II 南関東版」(昭和 63 年 8 月、環境庁)

「東京湾千葉県域の海岸埋立地の植栽林における自然林生育種の出現要因の検討」

(平成 16 年、日本造園学会)

「富津干潟周辺海域におけるアマモ類の分布」(平成 30 年、千葉県水産総合研究センター)

「富津洲海浜植物群落地」(千葉県教育委員会)

「千葉県の自然誌 本編 1 千葉県の自然」(平成 8 年 3 月、千葉県資料研究財団)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編 2009 年改訂版」

(平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

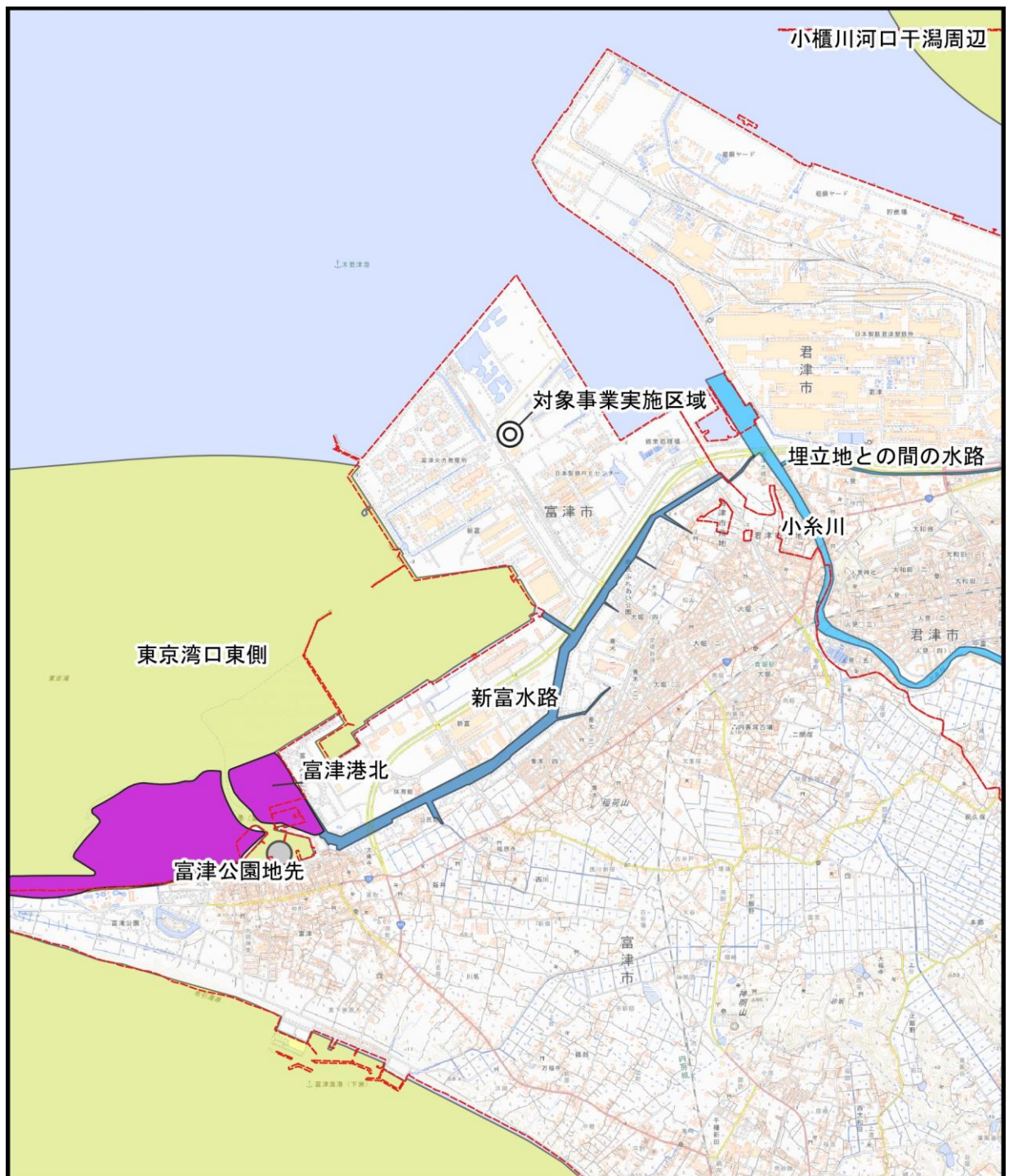
3.1.13 動物の生息の状況

対象事業実施区域及びその周辺における重要な動物の生息地等を図 3.1.13-1 に示す。対象事業実施区域及びその周辺は主に工業地帯となっている。

一方、対象事業実施区域の周辺の海域には海洋生物の重要な生息環境である干潟が見られ、藻場が富津岬の北側に確認されている。環境省は生物多様性の観点から重要度の高い海域として、洲崎から富津岬までの海域を「東京湾口東側」（富津市、南房総市、館山市、鋸南町の沿岸で、指定海域は対象事業実施区域約 1.1km 以南）として抽出している。「東京湾口東側」に指定された海域には東京湾の最も湾口部の砂質干潟である富津干潟（対象事業実施区域から南西に約 3km）があり、アサリ、シオフキが生息し、これらの底生生物を食べに、春秋の渡りの時期にシギ・チドリ類が多く飛来して、種数・個体数が比較的多いとされている。なお、図 3.1.13-1 に示す「小櫃川河口干潟周辺」（袖ヶ浦市、木更津市の沿岸で対象事業実施区域から約 4.4km 以東）は、東京湾最大の干潟である盤州干潟を含む海域で、「東京湾口東側」と同様に環境省が生物多様性の観点から重要度の高い海域として抽出している。

動物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3.1.13-1 に示すとおりである。文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物（哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類・魚類・底生動物）の種数等は表 3.1.13-2 に示すとおりであり、哺乳類で 9 科 13 種、鳥類で 34 科 92 種、両生類で 6 科 7 種、爬虫類で 2 科 2 種、昆虫類で 87 科 247 種、魚類で 22 科 43 種、底生動物で 51 科 78 種が確認されている。

保護上重要な種に関する選定基準は表 3.1.13-3 に示すとおりである。確認された種のリストを表 3.1.13-4～表 3.1.13-5 及び表 3.1.13-7～表 3.1.13-11 に示す。なお、確認された種のうち、表 3.1.13-3 に示す法令や国、千葉県レッドリストに掲載されている種については、そのカテゴリーを表中に示した。



凡 例

図 3. 1. 13-1 重要な動物の生息地・確認文献の主な記録位置図

◎ 対象事業実施区域

- - - 市境

● コアジサシの集団繁殖地

小糸川

新富水路

埋立地と間の水路

干潟

生物多様性の観点から重要度の高い海域

1:50,000

0 1 2 km

出典「コアジサシ *Sterna albifrons* の営巣地の現状と保全策」(平成 8 年、日本鳥学会)

「第 5 回干潟調査」(平成 11 年、環境省自然環境局生物多様性センター)

「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省自然環境局)

表 3. 1. 13-1 動物相の確認文献等

文献名	対象とした種・位置等
「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」 (平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類)は対象事業実施区域及びその周辺(図 3. 1. 13-1 の図幅の範囲)を含む 2 次メッシュ(約 10km 四方)で確認された種 なお、鳥類繁殖分布調査の記録は、対象事業実施区域及びその周辺を含む 5 万分の 1 地形図(約 20km 四方)で確認された種
「平成 29 年度要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査 調査報告書」「平成 30 年度中大型哺乳類分布調査 調査報告書」(環境省自然環境局生物多様性センター)	対象事業実施区域及びその周辺(図 3. 1. 13-1 の図幅の範囲)を含む 5km メッシュに確認された調査対象種
「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、貝類)のうち、昆虫類を除く野生動物は対象事業実施区域及びその周辺(図 3. 1. 13-1 の図幅の範囲に富津岬先端部を加えた)を含む 3 次メッシュ(約 1km 四方)で確認された種 昆虫類は富津市及び君津市で確認された種
加納光樹・小池哲・河野博(2000)「東京湾内湾の干潟域の魚類相とその多様性」(魚類学会誌、47:p. 115-129)	小糸川河口域の魚類
柚原剛・多留聖典・風呂田利夫(2013)「東京湾における干潟ベントスの分布と希少種を含む生物多様性保全における人工水路の重要性」(日本ベントス学会誌、68:p16-17)	富津干潟及び新富水路に形成された水路干潟の底生動物
「君津市史編さん委員会 君津市史自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)	小糸川に生息する淡水魚、河口付近に生息する鳥類・魚類・底生動物、埋立地との間の水路に生息する鳥類・魚類・底生動物

表 3. 1. 13-2 文献等により確認された種数(動物)

分類	科	種
哺乳類	9	13
鳥類	34	92
両生類	6	7
爬虫類	2	2
昆虫類	87	247
魚類	22	43
底生動物	51	78

注) 前出の表 3. 1. 13-1 に示す文献等で確認された科数及び種数。

表 3.1.13-3 重要な種の選定基準（カテゴリー）

文献		カテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月、法律第 214 号) 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年、千葉県条例第 8 号) 「君津市文化財の保護に関する条例」 (昭和 46 年、君津市条例 18 号) 「富津市文化財の保護に関する条例」 (昭和 46 年、富津市条例第 60 号)	特天：特別天然記念物
		天：天然記念物
		県：千葉県指定天然記念物
		君：君津市指定天然記念物
		富：富津市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	I：国内希少野生動植物種
		I-1：特定第一種国内希少野生動植物種
		I-2：特定第二種国内希少野生動植物種
		II：国際希少野生動植物種
		III：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年、環境省)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 I A 類
		EN：絶滅危惧 I B 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
		LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「千葉県レッドリスト動物編 2019 年改訂版」 (平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部)	X：消息不明・絶滅生物
		A：最重要保護生物
		B：重要保護生物
		C：要保護生物
		D：一般保護生物

1. 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている哺乳類は、表 3. 1. 13-4 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてニホンザル、キツネ等の 5 種が確認されている。

表 3. 1. 13-4 対象事業実施区域周辺で確認された哺乳類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
モグラ科	ヒミズ	—	—	—	D
オナガザル科	ニホンザル	—	—	LP	B
ウサギ科	ノウサギ	—	—	—	—
リス科	タイワンリス	—	—	—	—
リス科	ニホンリス	—	—	—	C
アライグマ科	アライグマ	—	—	—	—
イヌ科	タヌキ	—	—	—	—
イヌ科	キツネ（アカギツネ）	—	—	—	B
イヌ科	ノイヌ	—	—	—	—
イタチ科	イタチ	—	—	—	—
イタチ科	ニホンアナグマ	—	—	—	C
ジャコウネコ科	ハクビシン	—	—	—	—
ネコ科	ノネコ	—	—	—	—

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「平成 29 年度要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査 調査報告書」「平成 30 年度中大型哺乳類分布調査

調査報告書」（環境省自然環境局生物多様性センター）

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

2. 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている鳥類は、表 3. 1. 13-5 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてサシバ、イソシギ、コアジサシ、ヤマセミ等の 49 種が確認されている。また、コアジサシは種の保存法に基づく国際希少野生動植物種に指定されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺における重要な種の生息地に関する情報は、東陽一・桑原和之・金井裕 (1996) 「コアジサシ *Sterna albifrons* の営巣地の現状と保全策」(A Journal of Field Ornithology, p. 147-157) に示されたコアジサシの集団繁殖地である富津漁港が挙げられる (表 3. 1. 13-6 及び前出の図 3. 1. 13-1 参照)。

表 3. 1. 13-5(1) 対象事業実施区域周辺で確認された鳥類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
キジ科	コジュケイ	—	—	—	—
キジ科	キジ	—	—	—	—
カモ科	コハクチョウ	—	—	—	—
カモ科	オカヨシガモ	—	—	—	C
カモ科	ヨシガモ	—	—	—	B
カモ科	ヒドリガモ	—	—	—	—
カモ科	アメリカヒドリ	—	—	—	—
カモ科	マガモ	—	—	—	—
カモ科	カルガモ	—	—	—	—
カモ科	ハシビロガモ	—	—	—	—
カモ科	オナガガモ	—	—	—	—
カモ科	コガモ	—	—	—	—
カモ科	ホシハジロ	—	—	—	—
カモ科	キンクロハジロ	—	—	—	—
カモ科	スズガモ	—	—	—	D
カモ科	カワアイサ	—	—	—	—
カイツブリ科	カイツブリ	—	—	—	C
カイツブリ科	カンムリカイツブリ	—	—	—	D
ハト科	カワラバト(ドバト)	—	—	—	—
ハト科	キジバト	—	—	—	—
ウ科	カワウ	—	—	—	—
ウ科	ウミウ	—	—	—	B
サギ科	ゴイサギ	—	—	—	—
サギ科	アマサギ	—	—	—	—
サギ科	アオサギ	—	—	—	—
サギ科	ダイサギ	—	—	—	D
サギ科	チュウサギ	—	—	NT	B
サギ科	コサギ	—	—	—	B
クイナ科	バン	—	—	—	B
クイナ科	オオバン	—	—	—	C
カッコウ科	ホトトギス	—	—	—	C
チドリ科	ムナグロ	—	—	—	B
チドリ科	ダイゼン	—	—	—	A
チドリ科	コチドリ	—	—	—	B
チドリ科	シロチドリ	—	—	VU	A

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3.1.13-5(2) 対象事業実施区域周辺で確認された鳥類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
チドリ科	メダイチドリ	—	—	—	C
シギ科	オオジシギ	—	—	NT	A
シギ科	タシギ	—	—	—	—
シギ科	オオソリハシシギ	—	—	VU	C
シギ科	チュウシャクシギ	—	—	—	C
シギ科	ホウロクシギ	—	—	VU	A
シギ科	アオアシシギ	—	—	—	B
シギ科	クサシギ	—	—	—	C
シギ科	タカブシギ	—	—	VU	B
シギ科	キアシシギ	—	—	—	C
シギ科	ソリハシシギ	—	—	—	C
シギ科	イソシギ	—	—	—	A
シギ科	キョウジョシギ	—	—	—	C
シギ科	オバシギ	—	—	—	C
シギ科	ミユビシギ	—	—	—	D
シギ科	トウネン	—	—	—	D
シギ科	ハマシギ	—	—	NT	B
タマシギ科	タマシギ	—	—	VU	A
カモメ科	ユリカモメ	—	—	—	—
カモメ科	ウミネコ	—	—	—	—
カモメ科	セグロカモメ	—	—	—	—
カモメ科	オオセグロカモメ	—	—	NT	—
カモメ科	コアジサシ	—	II	VU	A
タカ科	トビ	—	—	—	—
タカ科	ツミ	—	—	—	D
タカ科	サシバ	—	—	VU	A
カワセミ科	ヤマセミ	—	—	—	A
キツツキ科	コゲラ	—	—	—	—
ハヤブサ科	チョウゲンボウ	—	—	—	—
モズ科	モズ	—	—	—	—
カラス科	カケス	—	—	—	D
カラス科	オナガ	—	—	—	—
カラス科	ハシボソガラス	—	—	—	—
カラス科	ハシブトガラス	—	—	—	—
シジュウカラ科	ヤマガラ	—	—	—	—

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3.1.13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3. 1. 13-5(3) 対象事業実施区域周辺で確認された鳥類

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
シジュウカラ科	シジュウカラ	—	—	—	—
ヒバリ科	ヒバリ	—	—	—	D
ツバメ科	ツバメ	—	—	—	—
ヒヨドリ科	ヒヨドリ	—	—	—	—
ウグイス科	ウグイス	—	—	—	—
ウグイス科	ヤブサメ	—	—	—	C
エナガ科	エナガ	—	—	—	—
ムシクイ科	センダイムシクイ	—	—	—	C
メジロ科	メジロ	—	—	—	—
ヨシキリ科	オオヨシキリ	—	—	—	D
セッカ科	セッカ	—	—	—	D
ムクドリ科	ムクドリ	—	—	—	—
ヒタキ科	ツグミ	—	—	—	—
ヒタキ科	イソヒヨドリ	—	—	—	—
ヒタキ科	キビタキ	—	—	—	A
ヒタキ科	オオルリ	—	—	—	B
スズメ科	スズメ	—	—	—	—
セキレイ科	キセキレイ	—	—	—	B
セキレイ科	ハクセキレイ	—	—	—	—
アトリ科	カワラヒワ	—	—	—	—
ホオジロ科	ホオジロ	—	—	—	C
ホオジロ科	オオジュリン	—	—	—	D

注) 重要種に関するカテゴリは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3. 1. 13-6 コアジサシの集団繁殖地

集団繁殖地の特徴		営巣の確認数		
市町村名	環境種類	1992/6/16	1992/7/8	1992/7/27
富津市	漁港	0	42	7

出典「コアジサシ *Sterna albifrons* の営巣地の現状と保全策」(平成 8 年、日本鳥学会)

3. 両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている両生類は、表 3. 1. 13-7 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてトウキョウサンショウウオ、アカハライモリ等の 6 種が確認されている。また、トウキョウサンショウウオは種の保存法に基づく特定第二種国内希少野生生物種に指定されている。

表 3. 1. 13-7 対象事業実施区域周辺で確認された両生類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ	—	I-2	VU	A
イモリ科	アカハライモリ	—	—	NT	A
ヒキガエル科	アズマヒキガエル	—	—	—	C
アマガエル科	ニホンアマガエル	—	—	—	—
アカガエル科	ニホンアカガエル	—	—	—	A
アカガエル科	ヤマアカガエル	—	—	—	C
アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	—	—	—	D

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

4. 爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている爬虫類は、表 3. 1. 13-8 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてニホンカナヘビ、ヤマカガシの 2 種が確認されている。

表 3. 1. 13-8 対象事業実施区域周辺で確認された爬虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
カナヘビ科	ニホンカナヘビ	—	—	—	D
ナミヘビ科	ヤマカガシ	—	—	—	D

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

5. 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている爬虫類は、表 3.1.13-9 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてオオモノサシトンボ、トラフトンボ等の 190 種が確認されている。

表 3.1.13-9(1) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
アオイトトンボ科	アオイトトンボ	—	—	—	C
アオイトトンボ科	オツネイトンボ	—	—	—	A
イトトンボ科	ホソミイトトンボ	—	—	—	B
イトトンボ科	キイトトンボ	—	—	—	C
イトトンボ科	モートンイトトンボ	—	—	NT	A
イトトンボ科	セスジイトトンボ	—	—	—	B
イトトンボ科	オオイトトンボ	—	—	—	A
モノサシトンボ科	モノサシトンボ	—	—	—	C
モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ	—	—	EN	A
カワトンボ科	アサヒナカワトンボ (シロバネカワトンボ)	—	—	(LP)	(A)
ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	—	—	NT	B
ヤンマ科	アオヤンマ	—	—	NT	B
ヤンマ科	マルタンヤンマ	—	—	—	C
ヤンマ科	クロスジギンヤンマ	—	—	—	D
ヤンマ科	コシボソヤンマ	—	—	—	C
ヤンマ科	カトリヤンマ	—	—	—	B
ヤンマ科	ヤブヤンマ	—	—	—	D
ヤンマ科	サラサヤンマ	—	—	—	D
サナエトンボ科	ヤマサナエ	—	—	—	D
サナエトンボ科	ダビドサナエ	—	—	—	C
サナエトンボ科	オナガサナエ	—	—	—	B
サナエトンボ科	アオサナエ	—	—	—	B
サナエトンボ科	ホンサナエ	—	—	—	B
サナエトンボ科	オジロサナエ	—	—	—	A
サナエトンボ科	コサナエ	—	—	—	A
エゾトンボ科	トラフトンボ	—	—	—	A
エゾトンボ科	キイロヤマトンボ	—	—	NT	A

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3.1.13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3.1.13-9(2) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
エゾトンボ科	ハネヒロエゾトンボ	—	—	VU	A
エゾトンボ科	タカネトンボ	—	—	—	B
トンボ科	ハラヒロトンボ	—	—	—	B
トンボ科	シオカラトンボ	—	—	—	—
トンボ科	チョウトンボ	—	—	—	D
トンボ科	コノシメトンボ	—	—	—	D
トンボ科	ヒメアカネ	—	—	—	A
トンボ科	リスアカネ	—	—	—	B
オオゴキブリ科	オオゴキブリ	—	—	—	D
ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	—	—	—	C
カマキリ科	ヒナカマキリ	—	—	—	D
クツワムシ科	クツワムシ	—	—	—	C
キリギリス科	ヒサゴクサキリ	—	—	—	B
マツムシ科	クチキコオロギ	—	—	—	D
マツムシ科	カヤコオロギ	—	—	—	A
マツムシ科	マツムシ	—	—	—	D
コオロギ科	オオオカメコオロギ	—	—	—	A
コオロギ科	クロツヤコオロギ	—	—	—	C
コオロギ科	コガタコオロギ	—	—	—	C
カネタタキ科	イソカネタタキ	—	—	—	D
ヒバリモドキ科	ハマスズ	—	—	—	A
バッタ科	ヤマトマダラバッタ	—	—	—	B
バッタ科	イナゴモドキ	—	—	—	A
イナゴ科	セグロイナゴ	—	—	—	A
ヒシバッタ科	ボウソウサワヒシバッタ	—	—	—	B
ナナフシ科	トゲナナフシ	—	—	—	D
セミ科	クマゼミ	—	—	—	—
セミ科	ヒメハルゼミ	—	—	—	B
セミ科	アブラゼミ	—	—	—	—
セミ科	ミンミンゼミ	—	—	—	—
セミ科	ツクツクボウシ	—	—	—	—
セミ科	ニイニイゼミ	—	—	—	—

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3.1.13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3.1. 13-9(3) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
セミ科	ヒグラシ	—	—	—	—
サシガメ科	クロバアカサシガメ	—	—	—	C
マキバサシガメ科	キバネアシブトマキバサシガメ	—	—	—	B
ヘリカメムシ科	アズキヘリカメムシ	—	—	—	C
ツチカメムシ科	ヨコヅナツチカメムシ	—	—	—	C
カメムシ科	トゲカメムシ	—	—	—	C
カメムシ科	ハナダカカメムシ	—	—	—	D
カメムシ科	キュウシュウクチブトカメムシ	—	—	—	A
カメムシ科	フタテカメムシ	—	—	—	C
カメムシ科	トホシカメムシ	—	—	—	C
カメムシ科	ルリクチブトカメムシ	—	—	—	C
キンカメムシ科	オオキンカメムシ	—	—	—	C
アメンボ科	オオアメンボ	—	—	—	D
アメンボ科	アメンボ	—	—	—	—
カタビロアメンボ科	ケシウミアメンボ	—	—	—	C
コオイムシ科	タガメ	—	—	VU	A
タイコウチ科	ヒメミズカマキリ	—	—	—	B
ナベブタムシ科	ナベブタムシ	—	—	—	A
カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ	—	—	—	B
ツノトンボ科	ツノトンボ	—	—	—	C
シリアゲムシ科	キシタトゲシリアゲ	—	—	—	B
シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	—	—	—	—
シリアゲムシ科	ホシシリアゲ	—	—	—	C
シリアゲムシ科	ミスジシリアゲ	—	—	—	C
ナガレトビケラ科	キヨスミナガレトビケラ	—	—	—	C
カクスイトビケラ科	ニセオオハラツツトビケラ	—	—	—	—
カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ	—	—	—	C
カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ	—	—	—	D
エグリトビケラ科	トビイロトビケラ	—	—	—	D
エグリトビケラ科	ウルマー トビイロトビケラ	—	—	—	D
マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ	—	—	—	D
セセリチョウ科	アオバセセリ	—	—	—	B

注) 重要種に関するカテゴリは前出の表 3.1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3. 1. 13-9(4) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
セセリチョウ科	ダイミョウセセリ	—	—	—	—
セセリチョウ科	ミヤマセセリ	—	—	—	B
セセリチョウ科	ホソバセセリ	—	—	—	B
セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	—	—	NT	—
セセリチョウ科	ヒメキマダラセセリ	—	—	—	—
セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ	—	—	—	C
セセリチョウ科	オオチャバネセセリ	—	—	—	B
シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	—	—	—	C
シジミチョウ科	ウラゴマダラシジミ	—	—	—	C
シジミチョウ科	ルーミスシジミ	—	—	VU	C
シジミチョウ科	ムラサキシジミ	—	—	—	—
シジミチョウ科	コツバメ	—	—	—	B
シジミチョウ科	オオミドリシジミ	—	—	—	C
シジミチョウ科	アカシジミ	—	—	—	C
シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ	—	—	—	C
シジミチョウ科	ウラナミシジミ	—	—	—	—
シジミチョウ科	ベニシジミ	—	—	—	—
シジミチョウ科	ミドリシジミ	—	—	—	C
シジミチョウ科	トラフシジミ	—	—	—	—
シジミチョウ科	ウラキンシジミ	—	—	—	A
シジミチョウ科	ヤマトシジミ	—	—	—	—
シジミチョウ科	シルビアシジミ	—	—	EN	B
タテハチョウ科	コムラサキ	—	—	—	C
タテハチョウ科	ミドリヒョウモン	—	—	—	C
タテハチョウ科	ツマグロヒョウモン	—	—	—	—
タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	—	—	VU	X
タテハチョウ科	スミナガシ	—	—	—	B
タテハチョウ科	ルリタテハ	—	—	—	—
タテハチョウ科	テングチョウ	—	—	—	—
タテハチョウ科	アサマイチモンジ	—	—	—	C
タテハチョウ科	ジャノメチョウ	—	—	—	C
タテハチョウ科	コジャノメ	—	—	—	—

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3. 1. 13-9(5) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
タテハチョウ科	サトキマダラヒカゲ	—	—	—	—
タテハチョウ科	ヤマキマダラヒカゲ	—	—	—	C
タテハチョウ科	クモガタヒョウモン	—	—	—	A
タテハチョウ科	ミスジチョウ	—	—	—	C
タテハチョウ科	コムスジ	—	—	—	—
タテハチョウ科	アサギマダラ	—	—	—	—
タテハチョウ科	キタテハ	—	—	—	—
タテハチョウ科	オオムラサキ	—	—	NT	B
タテハチョウ科	ヒメウラナミジャノメ	—	—	—	—
アゲハチョウ科	アオスジアゲハ	—	—	—	—
アゲハチョウ科	モンキアゲハ	—	—	—	—
アゲハチョウ科	キアゲハ	—	—	—	—
アゲハチョウ科	オナガアゲハ	—	—	—	C
アゲハチョウ科	クロアゲハ	—	—	—	—
アゲハチョウ科	アゲハ	—	—	—	—
シロチョウ科	ツマキチョウ	—	—	—	—
シロチョウ科	ツマグロキチョウ	—	—	EN	X
シロチョウ科	キタキチョウ	—	—	—	—
シロチョウ科	スジグロシロチョウ	—	—	—	—
スズメガ科	クロスズメ	—	—	—	—
ヤガ科	ガマヨトウ	—	—	VU	C
ヤガ科	オニベニシタバ	—	—	—	—
ヤガ科	ジョナスキシタバ	—	—	—	—
ヤガ科	サヌキキリガ	—	—	—	D
アブ科	キンイロアブ	—	—	—	B
クロバエ科	ミドリバエ	—	—	—	D
ヒメイエバエ科	ホホヒゲヒメイエバエ	—	—	—	B
イエバエ科	ウミベカトリバエ	—	—	—	B
ニクバエ科	バッタヤドリニクバエ	—	—	—	A
ホソクビゴミムシ科	アオバネホソクビゴミムシ	—	—	—	D
ホソクビゴミムシ科	コホソクビゴミムシ	—	—	—	C
オサムシ科	エサキオサムシ	—	—	—	C

注) 重要種に関するカテゴリは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3. 1. 13-9(6) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
オサムシ科	セアカオサムシ	—	—	NT	B
オサムシ科	ヒメマイマイカブリ	—	—	—	D
オサムシ科	アワカズサオサムシ	—	—	—	D
オサムシ科	アオヘリアオゴミムシ	—	—	CR	A
オサムシ科	キバネキバナガミズギワゴミムシ	—	—	VU	A
オサムシ科	キバナガミズギワゴミムシ	—	—	—	C
オサムシ科	コハラアカモリヒラタゴミムシ	—	—	—	C
オサムシ科	オサムシモドキ	—	—	—	C
オサムシ科	スナハラゴミムシ	—	—	VU	A
オサムシ科	オオキベリアオゴミムシ	—	—	—	D
オサムシ科	キベリマルクビゴミムシ	—	—	EN	B
オサムシ科	オオマルクビゴミムシ	—	—	—	B
オサムシ科	オオトックリゴミムシ	—	—	NT	C
オサムシ科	ヒョウタンゴミムシ	—	—	—	D
オサムシ科	コアオアトキリゴミムシ	—	—	—	D
ハンミョウ科	シロヘリハンミョウ	—	—	NT	A
ハンミョウ科	カワラハンミョウ	—	—	EN	A
ハンミョウ科	アイヌハンミョウ	—	—	NT	B
ハンミョウ科	コニワハンミョウ	—	—	—	—
ハンミョウ科	エリザハンミョウ	—	—	—	—
ハンミョウ科	コハンミョウ	—	—	—	C
ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	—	—	VU	X
ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ	—	—	VU	A
ゲンゴロウ科	マルガタゲンゴロウ	—	—	VU	B
ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ	—	—	NT	D
ゲンゴロウ科	ウスイロシマゲンゴロウ	—	—	—	—
ゲンゴロウ科	キボシツブゲンゴロウ	—	—	NT	A
ミズスマシ科	オオミズスマシ	—	—	NT	C
ミズスマシ科	ヒメミズスマシ	—	—	EN	C
ミズスマシ科	ミズスマシ	—	—	VU	C
ミズスマシ科	コオナガミズスマシ	—	—	VU	B
コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ	—	—	VU	B

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3.1.13-9(7) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ	—	—	—	C
ガムシ科	コガムシ	—	—	DD	D
ガムシ科	ガムシ	—	—	NT	C
エンマムシ科	ツヤハマベエンマムシ	—	—	—	B
エンマムシ科	ニセハマベエンマムシ	—	—	—	B
シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ	—	—	—	D
シデムシ科	ヤマトモンシデムシ	—	—	NT	B
クシヒゲムシ科	クチキクシヒゲムシ	—	—	—	C
ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ	—	—	—	D
センチコガネ科	オオセンチコガネ	—	—	—	—
クワガタムシ科	ネブトクワガタ	—	—	—	A
クワガタムシ科	ヒラタクワガタ	—	—	—	B
クワガタムシ科	ミヤマクワガタ	—	—	—	—
クワガタムシ科	ノコギリクワガタ	—	—	—	—
アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ	—	—	—	B
コガネムシ科	オオフタホシマグソコガネ	—	—	—	B
コガネムシ科	ヒメキイロマグソコガネ	—	—	NT	A
コガネムシ科	ゴホンダイコクコガネ	—	—	—	—
コガネムシ科	コカブトムシ	—	—	—	—
コガネムシ科	ヤマトケシマグソコガネ	—	—	—	C
コガネムシ科	シロスジコガネ	—	—	—	C
コブスジコガネ科	オオコブスジコガネ	—	—	VU	A
ナガハナノミ科	ヒゲナガハナノミ	—	—	—	—
タマムシ科	クロタマムシ	—	—	—	C
タマムシ科	タマムシ	—	—	—	—
タマムシ科	トゲフタオタマムシ	—	—	—	B
タマムシ科	アオタマムシ	—	—	—	B
タマムシ科	アオマダラタマムシ	—	—	—	C
コメツキムシ科	フタモンウバタマコメツキ	—	—	—	D
コメツキムシ科	ルリツヤハダコメツキ	—	—	—	C
ホタル科	ゲンジボタル	—	—	—	B

注) 重要種に関するカテゴリは前出の表 3.1.13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

表 3. 1. 13-9(8) 対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
ホタル科	ヘイケボタル	—	—	—	C
ホタル科	クロマドボタル	—	—	—	C
オオキノコムシ科	アカモンチビオオキノコムシ	—	—	—	C
ツチハンミョウ科	ヒメツチハンミョウ	—	—	—	—
ゴミムシダマシ科	オオモンキゴミムシダマシ	—	—	—	D
カミキリムシ科	ホソカミキリ	—	—	—	—
カミキリムシ科	ホシベニカミキリ	—	—	—	—
カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ	—	—	—	B
カミキリムシ科	ベニバハナカミキリ	—	—	—	C
カミキリムシ科	チャイロヒメハナカミキリ	—	—	—	D
カミキリムシ科	ニセノコギリカミキリ	—	—	—	—
カミキリムシ科	セミスジコブヒゲカミキリ	—	—	—	—
カミキリムシ科	イボタサビカミキリ	—	—	—	—
カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	—	—	EN	A
カミキリムシ科	オオトラカミキリ	—	—	—	A
カミキリムシ科	アオスジカミキリ	—	—	—	—
ハムシ科	キアシネクイハムシ	—	—	—	C
ハムシ科	フトネクイハムシ	—	—	—	C
ハムシ科	イネネクイハムシ	—	—	—	C
ハムシ科	ジュンサイハムシ	—	—	—	D
オトシブミ科	イタヤハマキチョッキリ	—	—	—	—
ゾウムシ科	オオアオゾウムシ	—	—	—	—
ゾウムシ科	ハマベゾウムシ	—	—	—	A
コンボウハバチ科	ヨウロウヒラクチハバチ	—	—	—	B
クモバチ科	スギハラクモバチ	—	—	—	C
コマユバチ科	ウマノオバチ	—	—	NT	C
ドロバチモドキ科	オオドロバチモドキ	—	—	—	C
ドロバチモドキ科	キアシハナダカバチモドキ	—	—	VU	B
ミツバチ科	シロスジヤドリハナバチ	—	—	—	—

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集」

(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

6. 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている魚類は、表 3. 1. 13-10 に示すとおりである。
対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてニホンウナギ等の 7 種が確認されている。

表 3. 1. 13-10(1) 対象事業実施区域周辺で確認された魚類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注1)}			
		①	②	③	④
カライワシ科	カライワシ	—	—	—	—
ウナギ科	ニホンウナギ	—	—	EN	C
ニシン科	サッパ	—	—	—	—
ニシン科	コノシロ	—	—	—	—
コイ科	コイ	—	—	—	—
コイ科	ゲンゴロウブナ	—	—	— ^{注2)}	—
コイ科	キンブナ	—	—	VU	B
コイ科	ギンブナ	—	—	—	D
コイ科	オイカワ	—	—	—	—
コイ科	マルタ	—	—	—	—
コイ科	ウグイ	—	—	—	—
コイ科	モツゴ	—	—	—	D
コイ科	タモロコ	—	—	—	—
コイ科	ニゴイ	—	—	—	C
ドジョウ科	ドジョウ	—	—	NT	—
アユ科	アユ	—	—	—	—
ボラ科	ボラ	—	—	—	—
ボラ科	セスジボラ	—	—	—	—
コチ科	コチ属の一種	—	—	—	—
スズキ科	スズキ	—	—	—	—
アジ科	イケカツオ属の一種	—	—	—	—
ヒイラギ科	ヒイラギ	—	—	—	—
イサキ科	コショウダイ	—	—	—	—
タイ科	クロダイ	—	—	—	—
キス科	シロギス	—	—	—	—
シマイサキ科	シマイサキ	—	—	—	—
カジカ科	サラサカジカ	—	—	—	—

注 1) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

注 2) 文献③では EN に該当するが、本県では国内外来種であるため除外した。

出典「東京湾内湾の干潟域の魚類相とその多様性」(平成 12 年、日本魚類学会)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3.1.13-10(2) 対象事業実施区域周辺で確認された魚類

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注1)}			
		①	②	③	④
ニシキギンポ科	ギンポ	—	—	—	—
イソギンポ科	イダテンギンポ	—	—	—	—
ハゼ科	ミミズハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	マハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	アシシロハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	ボウズハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	アカオビシマハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	シマハゼ ^{注2)}	—	—	—	—
ハゼ科	ヨシノボリ属の一種	—	—	—	—
ハゼ科	モヨウハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	ヒメハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	ニクハゼ	—	—	—	—
ハゼ科	ビリンゴ	—	—	—	D
カレイ科	イシガレイ	—	—	—	—
カレイ科	マコガレイ	—	—	—	—
ギマ科	ギマ	—	—	—	—
フグ科	クサフグ	—	—	—	—

注 1) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3.1.13-3 に示すとおりである。

注 2) シマハゼの記録は、アカオビシマハゼ、又はシモフリシマハゼの可能性はある。他文献にてアカオビシマハゼが記録されているため、重複する可能性があることから種数には含めない。

出典「東京湾内湾の干潟域の魚類相とその多様性」(平成 12 年、日本魚類学会)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

7. 底生動物

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている底生動物は、表 3. 1. 13-11 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺では前述のレッドリストに掲載された保護上重要な種としてヨシダカワザンショウガイ、ソトオリガイ等の 41 種が確認されている。

表 3. 1. 13-11 (1) 対象事業実施区域周辺で確認された底生動物

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
ユキノカサガイ科	ツボミガイ	—	—	NT	B
ニシキウズガイ科	イボキサゴ	—	—	NT	C
ウミニナ科	ホソウミニナ	—	—	—	—
ウミニナ科	ウミニナ	—	—	NT	C
ウミニナ科	イボウミニナ	—	—	VU	X
フトヘナタリ科	ヘナタリガイ	—	—	NT	A
スナモチツボ科	シマモツボ	—	—	—	A
タマキビ科	タマキビガイ	—	—	—	—
タマキビ科	モロハタマキビ	—	—	NT	C
カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウガイ	—	—	NT	—
カワザンショウガイ科	ヨシダカワザンショウガイ	—	—	NT	B
カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウ属の一種	—	—	—	—
ハナゴウナ科	ハナゴウナ	—	—	—	B
タマガイ科	ツメタガイ	—	—	—	—
フトコロガイ科	マルテンスマツムシ	—	—	CR+EN	A
ムシロガイ科	アラムシロガイ	—	—	—	—
ムシロガイ科	キヌボラ	—	—	—	D
エゾバイ科	トウイト	—	—	—	B
アッキガイ科	アカニシ	—	—	—	—
アッキガイ科	カゴメガイ	—	—	—	B
アッキガイ科	オウウヨウラク	—	—	—	B
カノコキセワタガイ科	ウズマキキセワタ属の一種	—	—	—	—
トウガタガイ科	クチキレガイ	—	—	—	B
タケノコガイ科	シチクガイ	—	—	NT	C
フネガイ科	サルボウガイ	—	—	—	—
ユキノアシタ科	ミゾガイ	—	—	—	D

注) 重要種に関するカテゴリは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「東京湾における干潟ベントスの分布と希少種を含む生物多様性保全における人工水路の重要性」

(平成 25 年、日本ベントス学会)

「千葉県保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3.1. 13-11(2) 対象事業実施区域周辺で確認された底生動物

科名	和名	重要な種・カテゴリー ^{注)}			
		①	②	③	④
イガイ科	ホトトギスガイ	—	—	—	—
イガイ科	ムラサキイガイ	—	—	—	—
イタボガキ科	マガキ	—	—	—	—
イタボガキ科	イタボガキ	—	—	CR+EN	X
ハボウキガイ科	ハボウキガイ	—	—	NT	B
ツキガイ科	チヂミウメ	—	—	—	B
フタバシラガイ科	マンゲツシオガマ	—	—	—	A
フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	—	—	NT	A
ザルガイ科	チゴトリガイ	—	—	—	A
マルスダレガイ科	オキアサリ	—	—	—	A
マルスダレガイ科	ホンビノスガイ	—	—	—	—
マルスダレガイ科	ハマグリ	—	—	VU	X
マルスダレガイ科	カガミガイ	—	—	—	—
マルスダレガイ科	アサリ	—	—	—	—
マルスダレガイ科	ヒナガイ	—	—	—	C
ニッコウガイ科	ヒメシラトリガイ	—	—	—	—
ニッコウガイ科	クサビザラ	—	—	—	B
ニッコウガイ科	ユウシオガイ	—	—	NT	A
シオサザナミ科	フジナミガイ	—	—	CR+EN	A
マテガイ科	マテガイ	—	—	—	—
バカガイ科	バカガイ	—	—	—	—
バカガイ科	シオフキガイ	—	—	—	—
オキナガイ科	ソトオリガイ	—	—	—	C
オオノガイ科	オオノガイ	—	—	NT	—
オオノガイ科	ヒメマスオ	—	—	VU	B
クチベニガイ科	クチベニガイ	—	—	—	C
チロリ科	チロリ属の複数種	—	—	—	—
ゴカイ科	コケゴカイ	—	—	—	—
ゴカイ科	カワゴカイ属の複数種	—	—	—	—
ナナテイスオメ科	スゴカイイソメ	—	—	—	—
ミズヒキゴカイ科	ミズヒキゴカイ	—	—	—	—
イトゴカイ科	イトゴカイ科の複数種	—	—	—	—

注) 重要種に関するカテゴリーは前出の表 3.1. 13-3 に示すとおりである。

出典「東京湾における干潟ベントスの分布と希少種を含む生物多様性保全における人工水路の重要性」

(平成 25 年、日本ベントス学会)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

表 3. 1. 13-11(3) 対象事業実施区域周辺で確認された底生動物

科名	和名	重要な種・カテゴリ ^{注)}			
		①	②	③	④
タマシキゴカイ科	タマシキゴカイ	—	—	—	—
フジツボ科	タテジマフジツボ	—	—	—	—
フジツボ科	シロスジフジツボ	—	—	—	—
ハマトビムシ科	ヒメハマトビムシ	—	—	—	—
フナムシ科	キタフナムシ	—	—	—	—
フナムシ科	フナムシ	—	—	—	—
ホンヤドカリ科	ユビナガホンヤドカリ	—	—	—	—
スナモグリ科	ニホンスナモグリ	—	—	—	—
アナジャコ科	アナジャコ	—	—	—	—
コブシガニ科	マメコブシガニ	—	—	—	—
Carcinidae 科	チチュウカイミドリガニ	—	—	—	—
ベンケイガニ科	クロベンケイガニ	—	—	—	D
ベンケイガニ科	アカテガニ	—	—	—	D
ベンケイガニ科	カクベンケイガニ	—	—	—	—
モクズガニ科	モクズガニ	—	—	—	D
モクズガニ科	アシハラガニ	—	—	—	D
モクズガニ科	ケフサイソガニ	—	—	—	—
モクズガニ科	タカノケフサイソガニ	—	—	—	—
コメツキガニ科	チゴガニ	—	—	—	D
コメツキガニ科	コメツキガニ	—	—	—	D
オサガニ科	ヤマトオサガニ	—	—	—	D

注) 重要種に関するカテゴリは前出の表 3. 1. 13-3 に示すとおりである。

出典「東京湾における干潟ベントスの分布と希少種を含む生物多様性保全における人工水路の重要性」

(平成 25 年、日本ベントス学会)

「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」

(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部)

「君津市史編さん委員会 君津市史 自然編」(平成 8 年 3 月、君津市)

3.1.14 生態系の状況

対象事業実施区域は海域を造成した埋立地内にあり、周辺の埋立地内には工場が広がり、植栽樹群等の緑地（植生は前出の図 3.1.12-1 参照）があるものの、生産者である植物の多様性は乏しいものと考えられる。また、生産者である植物相と同様に、消費者である動物相の多様性も乏しく、不安定な生態系となっているものと考えられる。

一方、小糸川周辺の沖積低地や富津岬に連なる砂州及び東側の台地には、主に都市計画法に基づく市街化調整区域に緑の多い住宅地や農耕地、樹林地が残存し、人の暮らしの変化や周辺の都市化に伴う影響を受けつつも、人の営みと共に成立している里山の生態系が残されているものと考えられる。

なお、富津岬は南房総国定公園内に位置し、千葉県指定天然記念物及び環境省が特定植物群落に選定する海浜植物群落を有する。さらに富津岬の周辺海域は環境省が生物多様性の観点から重要度の高い海域として抽出（「東京湾口東側」（位置は前出の図 3.1.13-1 参照））しており、東京湾に唯一まともに残されているアマモ場（アマモ・コアマモ）があり、また東京湾で最も湾口部の砂質干潟である富津干潟にはアサリ、シオフキ等が生息し、これらの底生生物を食べに、春秋の渡りの時期にシギ・チドリ類が多く飛来して種数・個体数が比較的多いとされている。これらのことから富津干潟を含む海域は、多様な生物で構成された豊かな生態系を有する地域と考えられる。以上のことから、市街化調整区域に残る里山の景観領域や前述の水域には、比較的多様な生物により構成された生態系が残されているものと考えられる。

3.1.15 景観の状況

1. 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点は表 3.1.15-1 に、主要な眺望点の位置は図 3.1.15-1 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの主要な眺望点は市民ふれあい公園で、対象事業実施区域の南東側約 1.3 km に位置しており、北東から南西に伸びている。

表 3.1.15-1 主要な眺望点

名称	所在地	眺望点の状況
明治百年記念展望塔	富津市富津	富津岬の最先端にある五葉松を模った展望塔で、周りのほとんどが海に囲まれている。 君津から南の東京湾沿岸域や神奈川県の大磯を一望でき、冬の快晴時には富士山も見える。
中の島展望塔	富津市富津	富津公園入口近くの大池に囲まれた高台に立つ展望塔。周囲を松の樹海に囲まれた壮大な眺めを楽しむことができる。
富津海岸	富津市富津	富津岬の北側に位置する潮干狩り場で、東京湾沿岸域や神奈川県の大磯を一望でき、冬の快晴時には富士山も見える。
市民ふれあい公園	富津市新富	富士見グリーンテニスゾーン、ふれあいゾーン、スポーツコミュニティゾーン、スポーツゾーン、森と広場ゾーン、近隣広場ゾーンの 6 つのゾーンに分かれて、散歩やスポーツなど、レクリエーションの場として利用できる。 ふれあいゾーンには展望広場が配されている。
富津みなと公園	富津市新富	木更津港富津地区の南西に位置し、展望台広場、ピクニック広場、多目的運動広場などがある。 富津岬が一望でき、海と豊かな緑に囲まれた公園。 海一面に広がる夕景や展望台から富士山を望むことができる。
人見神社	君津市人見	人見山の山頂にあり、高台から周辺を見渡せる。 鋸山など南房総の山々が遠くに見え、その手前には里山、田園、市街地が広がっている。 海岸近くには火力発電所、晴れた日には神奈川県の大磯や富士山も見える。

出典「観光・文化」(富津市ホームページ)

「千葉県公式観光物産サイトーまるごと e! ちばー」(千葉県観光物産協会ホームページ)

「市民ふれあい公園」「富津みなと公園」(公益財団法人富津市施設利用振興公社ホームページ)

「人見神社」(君津市・きみつの観光情報)



凡 例

図 3. 1. 15-1 主要な眺望点

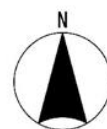
◎ 対象事業実施区域

---- 市境

○ 展望点

1:50,000

0 1 2 km



出典「観光・文化」(富津市ホームページ)

「千葉県公式観光物産サイトーまるごとe! ちばー」(千葉県観光物産協会ホームページ)

「市民ふれあい公園」「富津みなと公園」(公益財団法人富津市施設利用振興公社ホームページ)

「人見神社」(君津市・きみつの観光情報)

2. 主要な景観資源

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源は表 3. 1. 15-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の主要な景観資源としては、富津岬、東京湾と富士山、東京湾岸の京葉工業地帯、富津市富津の漁港景観及び海苔養殖景観が挙げられる。

表 3. 1. 15-2 主要な景観資源

名称	所在地	特徴
富津岬 (県立富津公園)	富津市	東京湾に細く突き出た半島状の砂洲で、クロマツの林とそれを囲む白砂は関東の天の橋立といわれている。
東京湾と富士山	—	東京湾を前景に対岸の東京や横浜などが眺められ、雄大な富士山を眺望できる。
東京湾岸の京葉工業地帯	浦安市 から 富津市	浦安市から富津市に至る海岸線を埋め立てて作られ、日本の高度経済成長のかなめとして発展し、国内最大規模の素材・エネルギー供給基地となっている。 千葉県の現代産業を象徴する文化的景観である。
富津市富津の漁港景観	富津市	富津岬に通じる道に沿って町並みが続き、町並みの北側に富津漁港が、東端の東福寺や長秀寺には鎌倉時代の仏像や南北朝・室町時代の石塔が残されている。
富津市富津の 海苔養殖景観	富津市	千葉県内の海苔養殖は、小糸川河口から始められた。現在、10月から4月頃にかけて、富津岬の砂浜と松林を背景に、海面に海苔養殖用の網が浮かぶ景観が広がる。

出典「関東の富士見百景」(国土交通省関東地方整備局)
「ちば文化的景観」(千葉県教育委員会)

3.1.16 人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1.16-1 に示すとおりで、公園等の所在地は図 3.1.16-1 に示したとおりである。また、県立都市公園富津公園や富津海岸、富津海水浴場は、富津岬～南端の野島崎～いすみ市の太東崎までの房総半島の南部海岸線全域と内陸部の鹿野山と清澄山を含む南房総国定公園内に位置している。

表 3.1.16-1 人と自然との触れ合い活動の場

市	名称	所在地	概要
富津市	県立都市公園 富津公園	富津市富津	東京湾に突き出た半島状の砂州、富津岬の先端にあり、半島の先端にある明治百年記念展望塔からは東京湾をはさんで三浦半島が見渡せ、富士山も見る事ができる。公園には中の島にも展望塔がある。また、富津岬松原では白砂・クロマツ林が形成され、遊歩道が整備されている。富津公園キャンプ場ではキャンプを通じて人と自然との触れ合いの活動の場となっている。
	富津海岸	富津市富津	富津岬の北側に位置する潮干狩り場である。
	富津海水浴場	富津市富津地先	富津岬の南側にあり、県内では首都圏に一番近い天然の海水浴場である。
	市民 ふれあい公園	富津市新富	富士見グリーンテニスゾーン、ふれあいゾーン、スポーツゾーン、森と広場ゾーン、近隣広場ゾーンなどのゾーンがあり、散歩やスポーツなど、レクリエーションの場として利用されている。
	富津みなと公園	富津市新富	富津岬が一望でき、豊かな緑に囲まれ、陸上競技用トラックや子供達が遊べる遊具広場にピクニックを楽しめる芝生広場などがある。海一面に広がる夕景や展望台から富士山を望むことができる。
	富津埋立記念館	富津市新井 932-34	漁に使用した船や器具の展示を通して、かつての海の姿を偲び、郷土の歴史や産業の様子を伝える施設である。
	内裏塚古墳	富津市二間塚 1980～1981	国指定史跡であり、小糸川の下流の地域の低地に分布する古墳群の中で最大の前方後円墳で、千葉県下でも最大のものである。
君津市	小糸川沿岸歩行者 専用道・桜並木	君津市外箕輪地 先から人見地先 まで	自転車と歩行者の専用道として整備された 5.6km の沿岸道であり、君津市の「緑の基本計画」の中で【緑の回廊】として位置づけられている。
	君津市漁業資料館	君津市人見 1294-14	海苔づくりの歴史と体験を通し特に小・中学生の児童、生徒への理解を深めるために供されている。漁業から工業へ変わっていく今昔の様子がわかる。
	人見神社	君津市人見 892	人見山の山頂にあり、高台から周辺を見渡せる。「みょうけんさま」と呼ばれ近在の人々から親しまれている。「神馬」が神社祭礼として行われ、祭礼時には大漁と豊作を祈願して、人が馬と共に石段をかけ登り、神社の拝殿に踊り込む。

出典「県立都市公園」（千葉県県土整備部）

「千葉県公式観光物産サイトーまるごと e! ちばー」（千葉県観光物産協会ホームページ）

「市民ふれあい公園」「富津みなと公園」（公益財団法人富津市施設利用振興公社ホームページ）

「富津埋立記念館」（富津市ホームページ）



凡 例

◎ 対象事業実施区域

---- 市境

○ 公園等

— 小糸川沿岸歩行者専用道・桜並木

図 3. 1. 16-1 公園等の所在地

1:50,000

0 1 2 km

出典「県立都市公園」(千葉県県土整備部)
「千葉県公式観光物産サイトーまるごとe!ちばー」(千葉県観光物産協会ホームページ)
「市民ふれあい公園」「富津みなと公園」(公益財団法人富津市施設利用振興公社ホームページ)
「富津埋立記念館」(富津市ホームページ)

3.2 社会的状況

3.2.1 人口の状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3.2.1-1 及び表 3.2.1-2 に示すとおりである。

富津市及び君津市の人口の推移を図 3.2.1-1 に示した。富津市では、平成 25 年において 46,967 人、令和 4 年では 41,531 人であり、9 年間で 5,436 人減少している。また、君津市では、平成 25 年において 87,981 人、令和 4 年では 81,132 人であり、9 年間で 6,849 人減少している。

表 3.2.1-1 富津市及び君津市の人口及び世帯数の状況

市	項目	人口	世帯数	人口密度（人/km ² ）
富津市		41,531	17,701	202.1
君津市		81,132	35,229	254.5

注）令和 4 年 1 月 1 日現在

出典「千葉県毎月常住人口調査月報」（千葉県ホームページ）

表 3.2.1-2 富津市及び君津市の人口の推移（人）

年	富津市	君津市
平成 25 年	46,967	87,981
平成 26 年	46,419	87,294
平成 27 年	45,879	86,851
平成 28 年	45,448	85,899
平成 29 年	44,928	85,004
平成 30 年	44,330	84,056
平成 31 年	43,754	83,263
令和 2 年	43,025	82,337
令和 3 年	42,392	81,457
令和 4 年	41,531	81,132

注）各年 1 月 1 日現在

出典「千葉県毎月常住人口調査月報（平成 25 年～令和 4 年）」
（千葉県ホームページ）

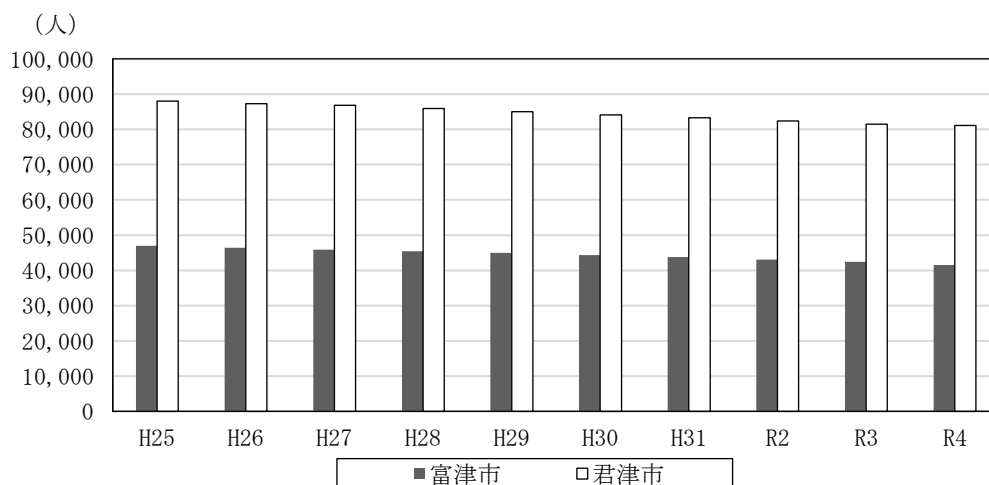


図 3.2.1-1 富津市及び君津市の人口の推移

3.2.2 産業の状況

富津市における平成 28 年の産業分類別事業所数及び就業者数を表 3.2.2-1 に示す。

富津市では第三次産業の占める割合が高く、事業所数は 76.1%、従業者数は 72.8%を占めている。

第二次産業では事業所数が 22.8%、従業者数が 26.2%を占めており、第一次産業では事業所数が 1.1%、従業者数が 1.1%となっている。

表 3.2.2-1 富津市における産業分類別事業所数及び就業者数

産業分類		事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農林漁業	21	1.1	182	1.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.3	54	0.3
	建設業	278	14.4	1,843	10.7
	製造業	159	8.2	2,603	15.1
	小計	442	22.8	4,500	26.2
第三次産業 (公務を除く)	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	128	0.7
	情報通信業	4	0.2	7	0.0
	運輸業、郵便業	44	2.3	729	4.2
	卸売業、小売業	478	24.7	3,237	18.8
	金融業、保険業	13	0.7	116	0.7
	不動産業、物品賃貸業	47	2.4	194	1.1
	学術研究、 専門・技術サービス業	53	2.7	1,492	8.7
	宿泊業、飲食サービス業	241	12.4	1,495	8.7
	生活関連サービス業、娯楽業	214	11.0	1,177	6.8
	教育、学習支援業	45	2.3	242	1.4
	医療、福祉	156	8.1	2,194	12.8
	複合サービス事業	24	1.2	300	1.7
	サービス業 (他に分類されないもの)	154	8.0	1,204	7.0
	小計	1,474	76.1	12,515	72.8
合計		1,937	100	17,197	100

注) 構成比は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計数と小計の計が一致しない場合がある。

出典「千葉県統計年鑑(令和 3 年)」(平成 28 年 6 月 1 日現在、千葉県ホームページ)

3.2.3 土地利用の状況

1. 地目別面積の状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市の地目別面積は、表 3.2.3-1 に示すとおりである。

富津市における地目別面積の割合は、その他の区分を除くと高い方から、山林、田、宅地の順となっている。また、君津市における割合は、同様に山林、田、宅地の順となっている。

表 3.2.3-1 地目別土地利用面積

区分	富津市		君津市	
	面積 (1,000 m ²)	構成比 (%)	面積 (1,000 m ²)	構成比 (%)
田	21,858	10.6	29,020	9.1
畑	9,085	4.4	10,289	3.2
宅地	13,977	6.8	25,112	7.9
池沼	25	0.0	423	0.1
山林	51,943	25.3	124,704	39.1
牧場	438	0.2	115	0.0
原野	6,057	2.9	12,443	3.9
雑種地	12,919	6.3	12,979	4.1
その他	89,197	43.4	103,724	32.5
計	205,499	100.0	318,809	100.0

注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）

2. 用途地域の状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市の「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、表 3.2.3-2 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画は図 3.2.3-1 に示すとおりである。

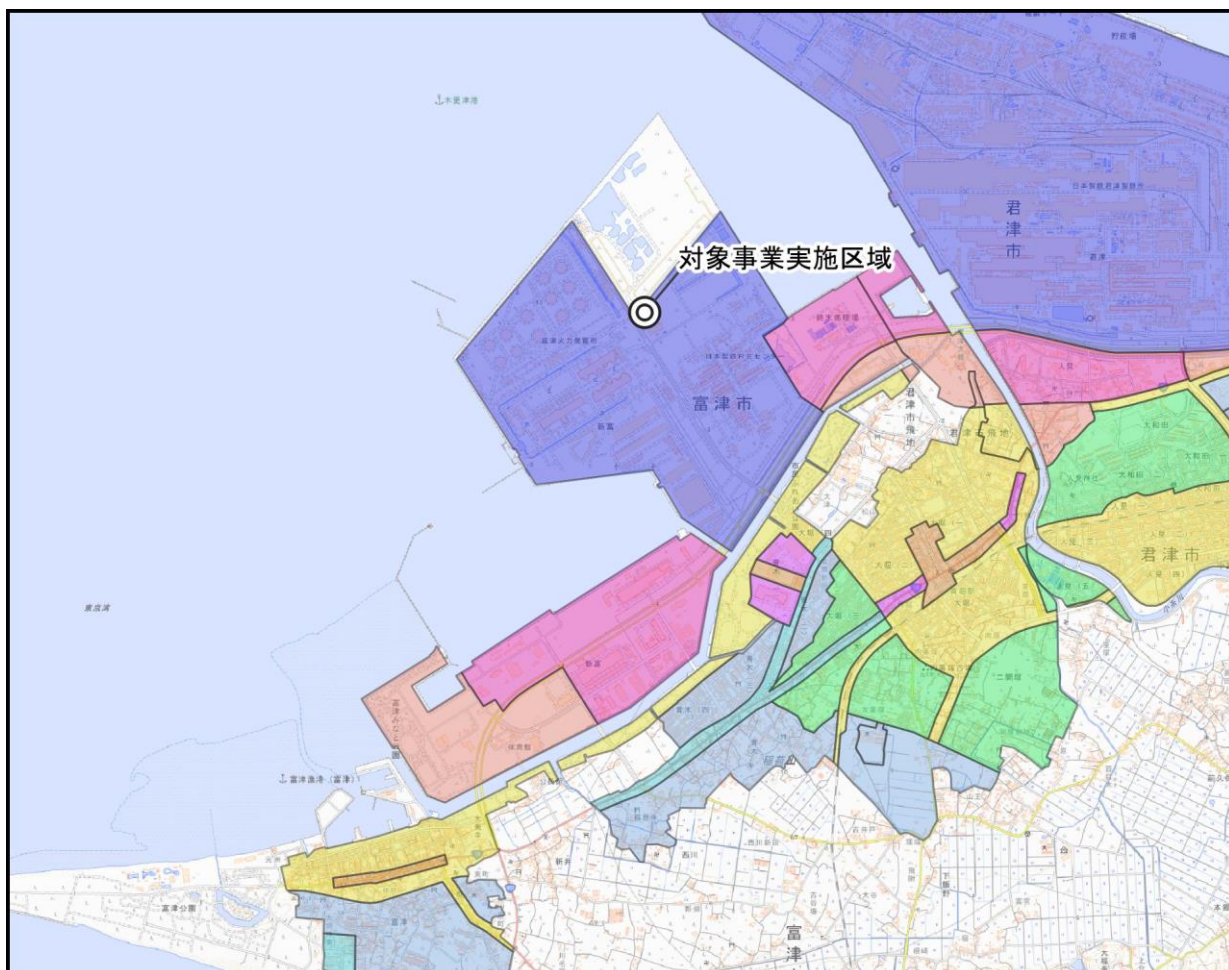
対象事業実施区域は工業専用地域であり、東側が工業地域、県道をはさみ南側が第一種住居地域に指定されている。

表 3. 2. 3-2 都市計画（用途地域、線引きを行っている地区）の指定状況

区分	富津市		君津市	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	206	17.8	458	21.5
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	118	10.2	378	17.7
第二種中高層住居専用地域	—	—	14	0.7
第一種住居地域	240	20.7	268	12.6
第二種住居地域	28	2.4	43	2.0
準住居地域	—	—	33	1.5
近隣商業地域	20	1.7	14	0.7
商業地域	22	1.9	48	2.3
準工業地域	85	7.3	112	5.3
工業地域	136	11.7	52	2.4
工業専用地域	303	26.2	713	33.4
合計	1,158	100.0	2,133	100.0

注) 用途地域の指定状況は、平成 30 年 3 月現在。構成比は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典「土地利用に関する都市計画」（千葉県県土整備部）



凡 例

◎ 対象事業実施区域

--- 市境

近隣商業地域

工業専用地域

工業地域

準工業地域

準住居地域

商業地域

第一種住居地域

第一種中高層住居専用地域

第一種低層住居専用地域

第二種住居地域

図 3. 2. 3-1 都市計画図

1:50,000

0 1 2 km



出典「富津都市計画図」、「君津都市計画図」

3.2.4 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の利用状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市の上水道の普及状況は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。

富津市においては、上水道の普及率は 96.9%、君津市においては、100%となっている。

富津市及び君津市の水道は、かずさ水道広域連合企業団からの浄水処理された水道用水及び地下水により賄っている。なお、かずさ水道広域連合企業団の水源は、小櫃川水系である。

表 3.2.4-1 上水道の普及状況

市	項目 行政区域内 総人口（人）	現在給水人口（人）			普及率 （%）
		上水道	専用水道	合計	
富津市	42,123	40,671	152	40,823	96.9
君津市	81,820	81,288	3,145	84,433	100.0

注）令和3年3月31日現在

出典「令和2年度千葉県の水道」（令和4年3月、千葉県総合企画部）

2. 河川の利用、海域等の漁業権の状況

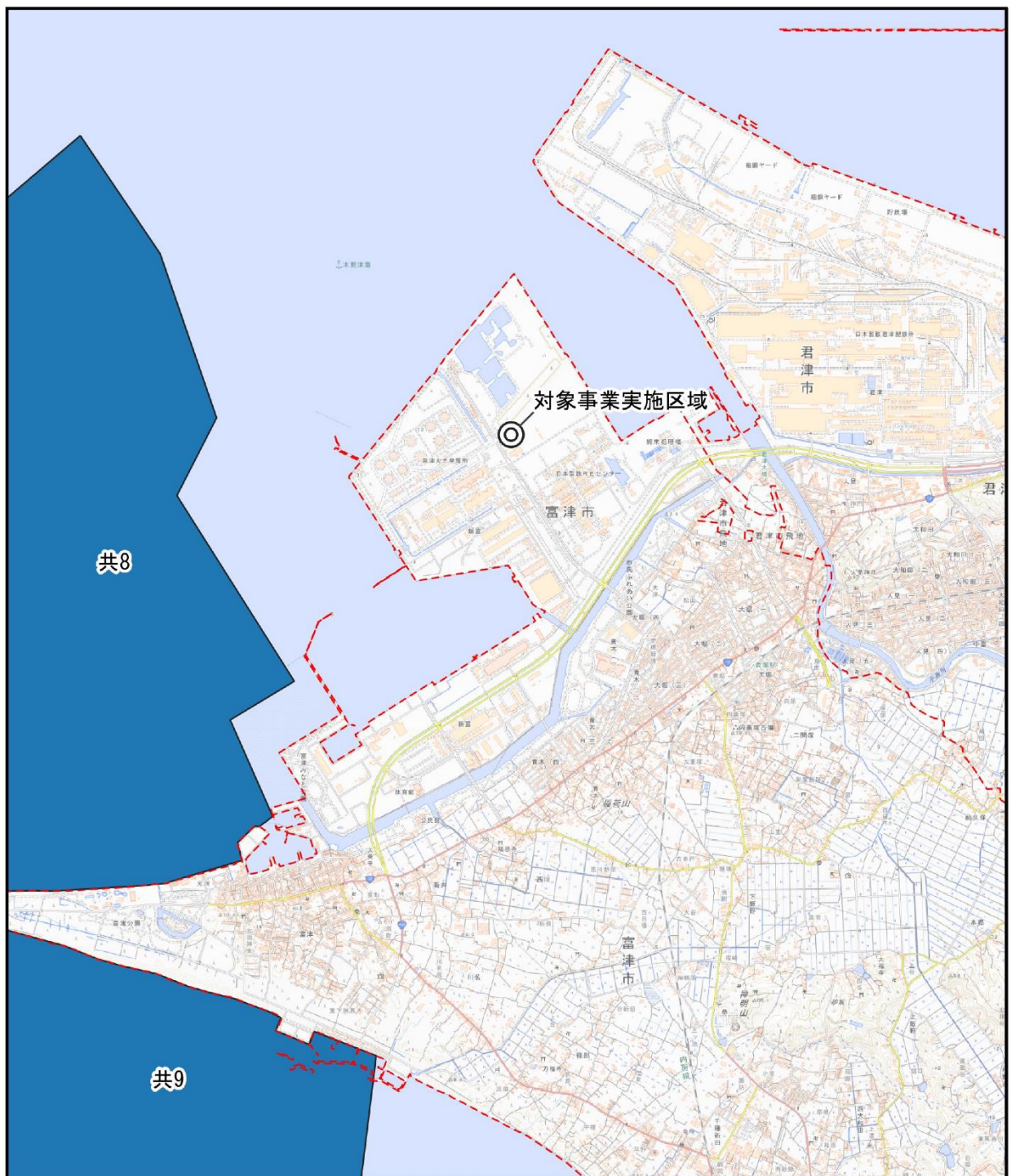
対象事業実施区域は、小糸川河口部の西側に位置しており、小糸川では、木更津南部地区工業用水道や農業用水としての利水が行われている。

また、東京湾及び小糸川における漁業権の設定状況は、表 3.2.4-2 及び図 3.2.4-1～図 3.2.4-3 に示すとおりであり、海面共同漁業権、海面区画漁業権、内水面共同漁業権がそれぞれ設定されている。

表 3. 2. 4-2 漁業権の状況

区分	免許番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称
海面 共同 漁業権	共第8号	第1種 第2種	富津	H25. 9. 1から R5. 8. 31まで	富津市富津 地先	おごのり、たいらぎ、 かき、はまぐり、 あさり、みるくい、 なみがい、ばかがい、 しおふき、 おおのがい、なまこ、 えむし、雑魚すだて
	共第9号	第1種 第2種 第3種	新富津	H25. 9. 1から R5. 8. 31まで	富津市富津 地先	おごのり、たいらぎ、 かき、はまぐり、 あさり、みるくい、 ばかがい、しおふき、 おおのがい、えむし、 雑魚すだて、ひらめ・ きす・こち・かに固定 式さし網、あじ地びき 網
海面 区画 漁業権	区第10号	第1種	富津	H30. 9. 1から R5. 8. 31まで	富津市富津 地先	のり養殖
	区第11号	第1種	新富津	H30. 9. 1から R5. 8. 31まで	富津市富津 地先	のり養殖
内水面 共同 漁業権	内共第13号 (小糸川)	第5種	小糸川	H25. 9. 1から R5. 8. 31まで	君津市地先 (小糸川及 びその支派 川)	こい、ふな、 おいかわ、うぐい

出典「千葉県における漁業権の概要」(令和3年3月、千葉県農林水産部)



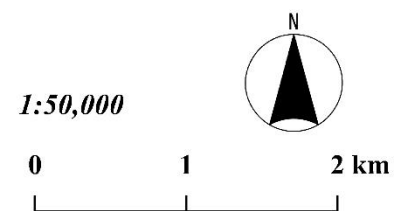
凡 例

◎ 対象事業実施区域

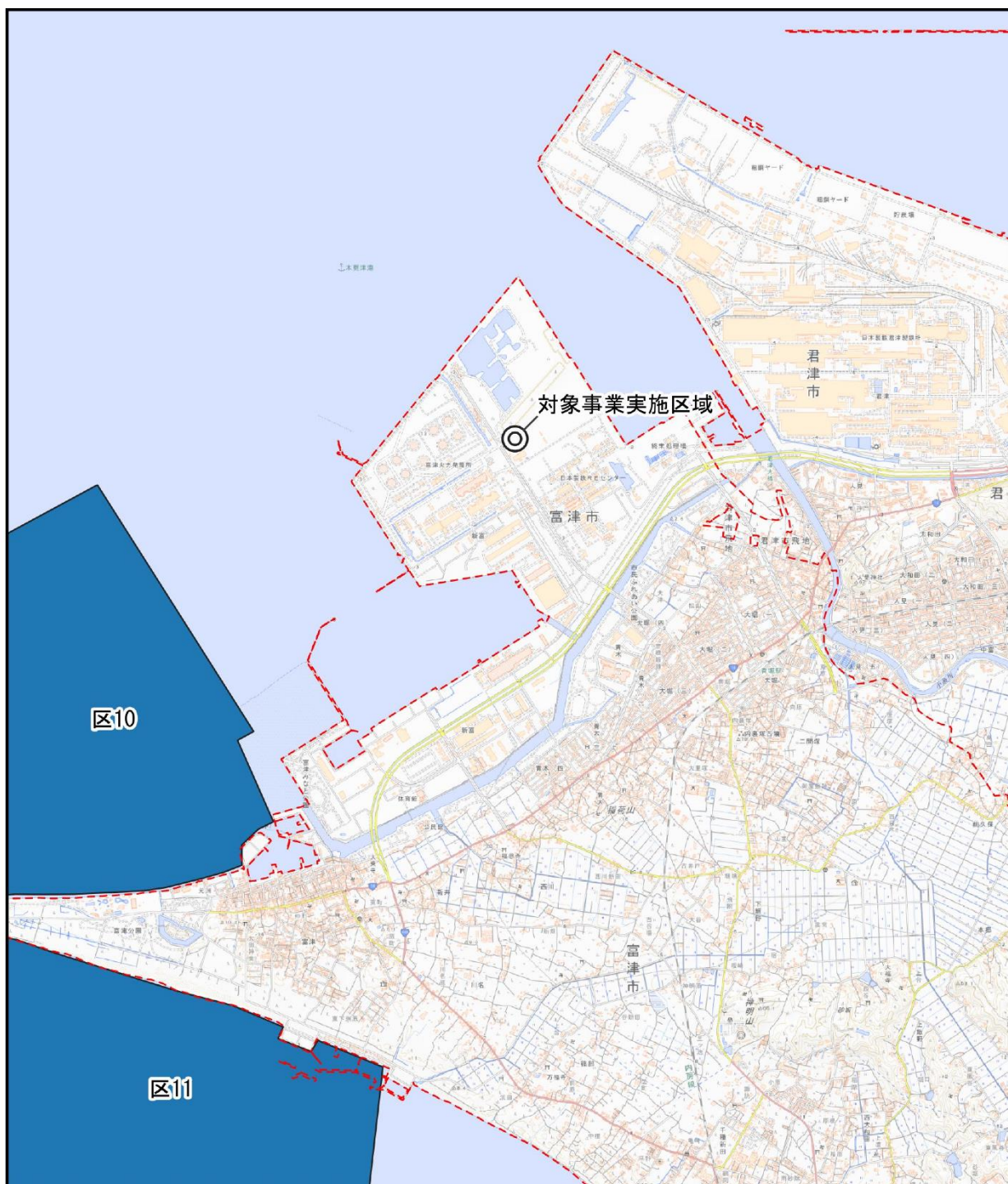
--- 市境

■ 海面共同漁業権の位置

図 3.2.4-1 海面共同漁業権の位置



出典「千葉県における漁業権の概要」（令和3年3月、千葉県農林水産部）



凡 例

◎ 対象事業実施区域

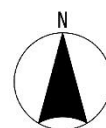
--- 市境

■ 海面区画漁業権の位置

図 3. 2. 4-2 海面区画漁業権の位置

1:50,000

0 1 2 km



出典「千葉県における漁業権の概要」(令和3年3月、千葉県農林水産部)

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市は、千葉県環境保全条例により地下水採取規制の指定地域となっており、令和2年の用途別揚水量の内訳は、表3.2.4-3に示すとおりである。

富津市では、工業用と水道用が主な用途で、これらの用途で全体の約8割を占めている。

また、君津市では、水道用と農業用が主な用途で、全体の約8割を占めている。

表 3. 2. 4-3 用途別揚水量の内訳

(単位：m³/日)

市\項目	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	合計	稼働井戸本数
富津市	1,039	250	3,392	150	634	5,465	37本
君津市	107	483	10,014	3,444	2,708	16,756	158本

出典「令和2年地下水揚水量調査結果」(千葉県環境生活部)

3.2.5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺は、一般国道 16 号、主要地方道木更津富津線、一般県道大貫青堀線、君津青堀線、富津公園線が通っている。

対象事業実施区域周辺の自動車交通量は表 3.2.5-1 に、交通網及び自動車交通量観測地点は図 3.2.5-1 にそれぞれ示すとおりである。

平成 27 年度の平日に交通量調査が行われており、対象事業実施区域近傍の主要地方道木更津富津線の昼間 12 時間自動車交通量は 4,044 台、大型車混入率は 6.7%となっている。

表 3.2.5-1 自動車交通量調査結果（平成 27 年度、平日）

（単位：台/12 時間）

路線 番号	路線名	観測地点	時間 区分	自動車交通量			昼間 12 時 間大型車混 入率（%）
				小型車 （台）	大型車 （台）	合計 （台）	
16	一般国道 16 号	君津市 大和田 667 地先	12	12,198	3,115	15,313	20.3
16	一般国道 16 号	富津市青木 724 地先	12	6,291	971	7,262	13.4
90	主要地方道 木更津富津線	富津市新富	12	3,773	271	4,044	6.7
157	一般県道 大貫青堀線	富津市下飯野 1342	12	8,795	584	9,379	6.2
255	一般県道 富津公園線	富津市富津 1505	12	3,071	153	3,224	4.7

出典「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」（平成 29 年 6 月、国土交通省）

2. 鉄道

対象事業実施区域周辺を通っている鉄道は、図 3.2.5-1 に示すとおり J R 東日本内房線があり、各駅における 1 日平均乗車人員は表 3.2.5-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅は青堀駅で、令和 2 年度の乗車人員は、1,113 人/日となっており、平成 28 年度以降減少傾向である。

表 3.2.5-2 J R 内房線駅別乗車人員（1 日平均）

（単位：人）

駅名\年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
青堀	1,574	1,530	1,520	1,473	1,113
大貫	1,127	1,080	1,046	989	791
君津	8,276	8,208	8,251	8,003	5,945

出典「平成 29～令和 3 年千葉県統計年鑑」（千葉県ホームページ）



出典「君津土木事務所管内図」(千葉県県土木整備部)

3.2.6 学校、医療施設その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

対象事業実施区域周辺において、騒音規制法、振動規制法及び市条例により環境保全への配慮が必要な施設を表 3.2.6-1 及び表 3.2.6-2 に、施設の位置は図 3.2.6-1 及び図 3.2.6-2 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い施設は、南南東側約 2.3km に青堀保育園がある。

対象事業実施区域から最も近い住宅地は、南南東約 1.4km に富津市大堀地区の住宅街があり、JR 内房線青堀駅を中心に広がっている。

表 3.2.6-1 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設一覧（福祉施設・病院）

番号	区分	施設名	住所
1	保育所 (園) 等	君津市立人見こども園	君津市人見 4-11-28
2		青堀保育園	富津市青木 2-14-6
3		富津保育園	富津市富津 396-34
4		富津市立飯野保育所	富津市下飯野 332-6
5	養護老人 ホーム等	安心ハウス絆	富津市大堀 566-1
6		介護老人保健施設ケアセンターさきくさ	富津市青木 1641
7		特別養護老人ホームつつじ苑	富津市上飯野 1426-3
8		望みの門楽生園	富津市富津 577
9		特別養護老人ホーム望みの門紫苑荘	富津市富津 617-14
10		富津老人憩の家	富津市富津 679-85
11	病院	医療法人社団栄陽会東病院	富津市大堀 2114
12		医療法人社団三友会三枝病院	富津市青木 1641
13		国保直営君津中央病院大佐和分院	富津市千種新田 710

出典「千葉県社会福祉施設等一覧表」(令和 3 年 10 月、千葉県健康福祉部)

「千葉県病院名簿」(令和 4 年 4 月、千葉県健康福祉部)

表 3.2.6-2 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設一覧（教育施設）

番号	区分	施設名	住所
1	幼稚園	暁星君津幼稚園	君津市大和田 324
2		明澄幼稚園	富津市大堀 1618
3	小学校	大和田小学校 ^{注)}	君津市大和田 425
4		青堀小学校	富津市大堀 2042-4
5		飯野小学校	富津市下飯野 154
6		富津小学校	富津市富津 396-2
7	中学校	富津中学校	富津市下飯野 1283-1

注) 大和田小学校は令和 4 年 4 月から統合により、周西の丘小学校となっている。

出典「私立幼稚園名簿：富津市、君津市」(令和 4 年 9 月、千葉県総務部)

「令和 3 年版教育便覧」(令和 4 年 2 月、千葉県教育委員会)

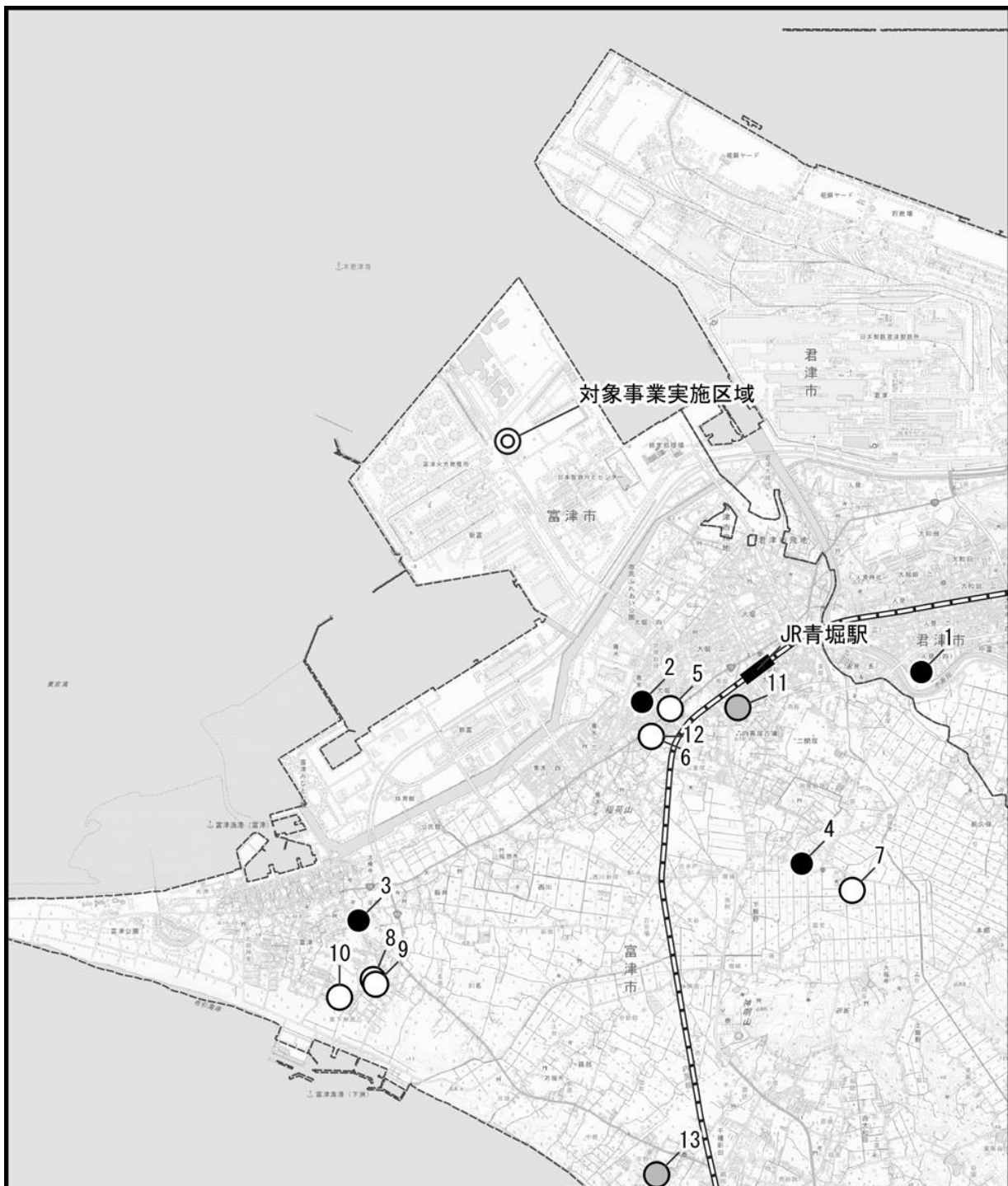


図 3.2.6-1 福祉施設及び病院位置図

凡 例

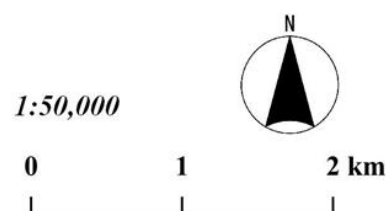
◎ 対象事業実施区域

--- 市境

● 保育所（園）

○ 養護老人ホーム等

● 病院



出典「千葉県社会福祉施設等一覧表」（令和 3 年 10 月、千葉県健康福祉部）
「千葉県病院名簿」（令和 4 年 4 月、千葉県健康福祉部）



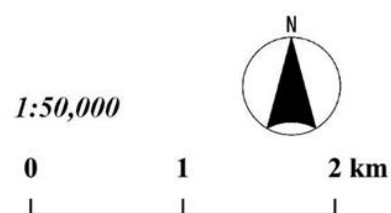
凡 例

図 3. 2. 6-2 教育施設位置図

◎ 対象事業実施区域

---- 市境

○ 教育施設



出典「私立幼稚園名簿：富津市、君津市」（令和 4 年 9 月、千葉県総務部）
「令和 3 年版教育便覧」（令和 4 年 2 月、千葉県教育委員会）

3.2.7 下水道の整備の状況

君津市と富津市では、下水道に関する事務を共同処理するため、君津富津広域下水道組合を設立している。

令和2年度の君津富津広域下水道組合の公共下水道の普及状況については表3.2.7-1に示しており、公共下水道の整備率（面積比）は36.2%、普及率（人口比）は45.8%である。

表 3.2.7-1 公共下水道普及状況

項目 組合	行政区域		全体計 画面積 (ha)	汚水整 備面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
君津富津 広域下水 道組合	52,431	126.0	4,406	1,593	57.7	36.2	45.8

出典「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大気

a. 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-1 に示すとおり定められている。また、非メタン炭化水素、二酸化窒素及び塩化水素については表 3.2.8-2 に示す目標値が定められている。

表 3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準の長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下で、かつ、1 日平均値 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	—
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること	—
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること	—
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること	—
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること	—
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	—

表 3.2.8-2 大気汚染に係る目標値

項目	指針・目標値
非メタン炭化水素	「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針について」 中央公害対策審議会答申 光化学オキシダントの生成防止のための非メタン炭化水素の濃度レベルは、午前 6 時～9 時までの 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲又はそれ以下であること
二酸化窒素	千葉県環境目標値 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下であること
塩化水素	環境庁大気保全局長通達、昭和52年6月、環大規第136号より 目標環境濃度0.02ppm

b. 規制基準

対象事業は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設の設置にあたり、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀及び窒素酸化物等の排出基準が適用される。

また、硫黄酸化物総量規制及び窒素酸化物総量規制（千葉県窒素酸化物対策指導要綱に基づく指導）が適用される。

(a) 硫黄酸化物の規制基準

ア. K 値規制

K 値規制は、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて次式により硫黄酸化物の許容排出量を定めている。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の排出量（ m^3/h ）

H_e ：補正された排出口の高さ（m）

K：地域によって異なる値

富津市で適用される K 値は以下のとおりである。

K=1.75：昭和 49 年 4 月 1 日以降に設置するもの

K=3.5：昭和 49 年 3 月 31 日までに設置したもの

イ. 総量規制基準

大気汚染防止法における硫黄酸化物の総量規制では、工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。対象事業実施区域がある富津市は千葉南部区域に該当し表 3.2.8-3 に示すとおり規制基準が適用される。また、小規模工場については石油系燃料中の硫黄含有率を表 3.2.8-4 に示すとおり規制している。

表 3.2.8-3 硫黄酸化物の総量規制基準（原燃料使用量が 500L/h 以上）

区域	総量規制基準
千葉南部区域	$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + Wi)^{0.88} - W^{0.88} \}$

注) 千葉南部区域：千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

Q：許容硫黄酸化物量（ m^3/h ）

W：昭和 51 年 9 月 30 日（小型ボイラーについては昭和 60 年 9 月 9 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和 63 年 1 月 31 日、ガス機関及びガソリン機関については平成 3 年 1 月 31 日）までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量（ kL/h ）

Wi：昭和 51 年 10 月 1 日（小型ボイラーについては昭和 60 年 9 月 10 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和 63 年 2 月 1 日、ガス機関及びガソリン機関については平成 3 年 2 月 1 日）以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量（ kL/h ）

表 3.2.8-4 燃料使用基準

工場・事業場の規模	50L/h 以上 200L/h 未満	200L/h 以上 500L/h 未満
石油系燃料中 硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

注) 廃棄物については焼却する廃棄物量の重油への換算を行う。

(b) ばいじんの規制基準

廃棄物焼却炉については廃棄物の処理能力や設置の時期に応じて表 3.2.8-5(1)に示すとおり、規制基準が定められている。なお、対象事業実施区域がある富津市では、廃棄物焼却炉のうち連続炉は表 3.2.8-5(2)に示す上乘せ基準が適用される。

表 3.2.8-5(1) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの規制基準

廃棄物の処理能力	一般排出基準（ $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ ）		
	平成 10 年 6 月 30 日までに設置	平成 10 年 7 月 1 日以後設置	On (%)
4t/h～	0.08	0.04	12
2～4t/h	0.15	0.08	
～2t/h	0.25	0.15	

注) ばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

この式において、C、Os、On 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：ばいじんの濃度（ $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ ）

Os：排出ガス中の酸素の濃度（%）（当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする）

On：標準酸素濃度（%）

Cs：排出ガス中のばいじんの実測値（ $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ ）（JIS Z 8808 による）

表 3.2.8-5(2) 廃棄物焼却炉（連続炉）におけるばいじんの上乘せ基準

排出ガス量（湿り、万 m ³ _N /h）	上乘せ基準（g/m ³ _N ）
4～	0.10
1～4	0.20
～1	—

注）一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。
上乘せ基準は、標準酸素濃度による補正は行わない。

(c) 塩化水素及び水銀の規制基準

廃棄物焼却炉については、表 3.2.8-6 に示すとおり、塩化水素及び水銀について規制基準が定められている。

表 3.2.8-6(1) 廃棄物焼却炉における塩化水素の規制基準

物質の種類	排出基準（mg/m ³ _N ）
塩化水素 ^{注）}	700

注）塩化水素の濃度は実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - O_s)\} \times C_s$$

この式において、C、O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：補正後の塩化水素濃度（mg/m³_N）

O_s：排出ガス中の酸素の濃度（%）

C_s：排出ガス中の塩化水素実測値（mg/m³_N）（JIS K 0107による）

表 3.2.8-6(2) 廃棄物焼却炉における水銀の規制基準

物質の種類	排出基準（μg/m ³ _N ）		
	平成30年3月31日 までに設置	平成30年4月1日 以後設置	O _n （%）
水銀	50	30	12

注）水銀の濃度は、次の式により算出された濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

この式において、C、O_s、O_n 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：酸素濃度 O_n における水銀の濃度（μg/m³_N）

O_s：排出ガス中の酸素の濃度（%）（当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする）

O_n：標準酸素濃度（%）

C_s：環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1m³ 中の量に換算したもの（μg/m³_N）

(d) 窒素酸化物の規制基準

ア. 濃度規制

廃棄物焼却炉については、廃棄物の処理施設の種類や施設の設置時期に応じて表 3.2.8-7 に示すとおり、規制基準が定められている。

表 3.2.8-7 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の規制基準

排出ガス量（湿り） （万m ³ _N /h）	排出基準（ppm） ^{注1)}					
	0n （%）	～ S48.8.9	S48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.10 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S54.8.9	S54.8.10 ～
浮遊回転燃焼式焼却炉 （連続炉に限る） 4～ ～4	12	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450
特殊廃棄物焼却炉 ^{注2)} （連続炉に限る） 4～ ～4	12	300 900	300 900	300 900	250 900	250 700
前二項以外の廃棄物焼却炉 （連続炉に限る） 4～ ～4 （連続炉以外） 4～	12	300 300 —	300 300 —	300 300 —	250 300 250	250 250 250

注 1) 窒素酸化物の濃度は、次の式により算出された濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

この式において、C、O_s、O_n 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C : 補正後の窒素酸化物濃度（ppm）

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度（%）（当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする）

O_n : 標準酸素濃度（%）

C_s : 排出ガス中の窒素酸化物実測値（ppm）（JIS K 0104 による）

注 2) ニトロソ化合物、アミノ化合物、シアノ化合物もしくはこれら誘導体を製造し、もしくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

イ. 総量規制

窒素酸化物の総量規制は千葉県窒素酸化物対策指導要綱に基づき多数の煙源が集中し窒素酸化物排出量の多い野田市等 13 市の区域を対象に排出量を規制している。

対象事業実施区域がある富津市は対象区域に含まれているため、表 3.2.8-8 に示すとおり指導基準が適用される。

表 3.2.8-8 窒素酸化物の指導基準

区域	指導基準
野田市、柏市、流山市、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、習志野市、市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$

Q：許容窒素酸化物量(m^3/h)

W：昭和 58 年 3 月 31 日（小型ボイラーについては昭和 60 年 9 月 9 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和 63 年 1 月 31 日）までに設置され通常稼動しているばい煙発生施設で使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/h)

Wi：昭和 58 年 4 月 1 日（小型ボイラーについては昭和 60 年 9 月 10 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和 63 年 2 月 1 日）以後に設置され通常稼動するすべてのばい煙発生施設で使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/h)

c. ダイオキシン類対策特別措置法

対象事業は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設にあたり、廃棄物焼却炉から排出するダイオキシン類について、廃棄物の焼却能力に応じて表 3.2.8-9 に示すとおり基準が定められている。

表 3.2.8-9 廃棄物焼却炉における排出基準

焼却能力 ^{注1)}	排出基準 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$) ^{注2)}		On (%)
	新設 (平成 12 年 1 月 15 日 以後設置)	既設 (平成 12 年 1 月 14 日 までに設置)	
4,000kg/h 以上	0.1	1	12
2,000～4,000kg/h 未満	1	5	
2,000kg/h 未満	5	10	

注 1) 火床面積 0.5 m^2 以上、又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{h}$ 以上について適用される。

注 2) 実測濃度を次の式によって所定の酸素濃度に換算したものを濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

この式において、C、Os、On 及びCs は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：酸素濃度Onにおけるダイオキシン類の濃度 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

Os：排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする)

On：標準酸素濃度 (%)

Cs：排出ガス中のダイオキシン類の実測濃度 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

d. 揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制

大気汚染防止法では、VOC を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設、塗装施設、洗浄施設及び貯蔵タンクなど一定規模以上の施設について、VOC の排出基準が定められている。なお、対象事業において、該当する施設はない。

(2) 水質

a. 水質汚濁に係る環境基準等

(a) 河川

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.8-10～表 3.2.8-11 に示すとおり人の健康の保護に関する環境基準と、生活環境の保全に関する環境基準が定められている。また、表 3.2.8-12 に示すとおりダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も設定されている。

表 3.2.8-10 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジメチル	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—

- 備考 1. 基準値とは年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に記載される方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 六価クロムの環境基準は、令和4年4月1日から0.02mg/L 以下
 4. 海域についてはふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 5. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3.2.8-11(1) 生活環境の保全に関する環境基準 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (大腸菌数)
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下 (20CFU/100mL 以下)
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下 (300CFU/100mL 以下)
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下 (1000CFU/100mL 以下)
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3. 大腸菌数の環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用され、（ ）内の数値とする。

ただし、基準値については、90%水質値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

なお、水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる）。

注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3. 2. 8-11(2) 生活環境の保全に関する環境基準 河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表 3. 2. 8-12 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値（年間平均値）
水質	1pg-TEQ/L 以下

備考 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

(b) 海域

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は健康の保護に関する環境基準（前出表 3. 2. 8-10 と同じ）及び表 3. 2. 8-13 に示すとおり生活環境の保全に関する環境基準が定められている。また、前出表 3. 2. 8-12 に示すダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も設定されている。

表 3. 2. 8-13(1) 生活環境の保全に関する環境基準 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (大腸菌数)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下 (300CFU/ 100mL 以下)	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2. 大腸菌数の環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用され、() 内の数値とする。

なお、自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-13(2) 生活環境の保全に関する環境基準 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい繁殖を生ずるおそれのある海域について行うものとする。

注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3.2.8-13(3) 生活環境の保全に関する環境基準 海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

表 3.2.8-13(4) 生活環境の保全に関する環境基準 海域

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 基準値は日間平均値とする。

b. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水については、表 3.2.8-14 に示すとおり、環境基準が定められている。

表 3.2.8-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 備考 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 六価クロムの環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日から 0.02mg/L 以下とする。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

c. 規制基準

(a) 排水基準

対象事業実施施設は、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当しており、各項目の排水基準は表 3. 2. 8-15 に示すとおりである。

基準を選定するにあたり業種区分はごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設の新設、排水先の水域は第 1 種水域（海域）、排水量は 100 m³/日の場合とした。

（なお、対象事業実施施設については、施設の稼働により発生する工程排水及び生活排水は場内で処理後再利用を行い、公共用水域への放流はない。雨水のみが放流される。）

表 3. 2. 8-15 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
シアン化合物	不検出	ベンゼン	0.1mg/L
有機燐化合物	不検出	セレン及びその化合物	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	230mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L	ふっ素及びその化合物	10mg/L
砒素及びその化合物	0.05mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (注)
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
アルキル水銀化合物	不検出	水素イオン濃度 (pH)	5.0～9.0
PCB	不検出	化学的酸素要求量 (COD)	20mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	浮遊物質 (SS)	40mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油)	3mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	ノルマルヘキサン抽出物 (動植物油)	5mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	大腸菌群数	3000 個/cm ³
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	フェノール類含有量	0.5mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	銅含有量	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	亜鉛含有量	1mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	溶解性鉄含有量	5mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	溶解性マンガン含有量	5mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	クロム含有量	0.5mg/L
チウラム	0.06mg/L	窒素含有量	30mg/L
シマジン	0.03mg/L	りん含有量	4mg/L

注) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

(b) 総量規制基準

東京湾に係る指定地域内（東京湾流域の21市町）の特定事業場のうち、日平均排水量が50 m³以上のもの（以下、「指定地域内事業場」という。）については、排出水の濃度規制だけでなく、指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量）について、業種区分ごとに算出される1日あたりの「特定排水水」に係る汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）が適用される。対象事業実施施設は、指定地域内である。

ア. 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量の総量規制基準（Lc）は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式により算定される。

A：昭和55年6月30日までに設置された事業場

$$Lc = Cc \times Qc \times 10^{-3}$$

Lc：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

Cc：表3.2.8-16(1)～(2)に示す化学的酸素要求量(mg/L)

Qc：特定排水水の最大排水量(m³/日)

B：昭和55年7月1日以後に新たに設置された事業場

Aの事業場のうち、昭和55年7月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$Lc = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$$

Lc：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

Cco、Cci、Ccj：表3.2.8-16(1)～(2)に示す化学的酸素要求量(mg/L)

Qco、Qci、Qcj：表3.2.8-16(2)に示したCco、Cci、Ccjにあたる期間内に特定施設の設置又は変更により増加した特定排水水の最大排水量(m³/日)

表3.2.8-16(1) 化学的酸素要求量に係るC値

(単位：mg/L)

No	業種その他の区分	Cc・Cco	Cci	Ccj
224	ごみ処理業	30	30	30

表3.2.8-16(2) 化学的酸素要求量に係る設置年月日による特定施設別C値の適用

特定施設に係る業種	施設の設置年月日 (基準日)	特定施設の設置年月日、又は構造等の変更により特定排水水の増加した年月日	
	Cc・Cco	Cci	Ccj
一般廃棄物処理施設のうち、1時間当たりの処理能力200kg以上、又は火格子面積が2 m ² 以上の焼却施設	～平成10年6月16日	—	平成10年6月17日～

イ. 窒素含有量

窒素含有量の総量規制基準（ L_n ）は、平成 14 年 10 月 1 日から適用され、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式により算定される。

A：平成 14 年 9 月 30 日までに設置された事業場

$$L_n = C_n \times Q_n \times 10^{-3}$$

L_n ：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

C_n ：表 3.2.8-17(1)～(2)に示す窒素含有量(mg/L)

Q_n ：特定排出水の最大排水量(m³/日)

B：平成 14 年 10 月 1 日以降に設置された事業場

A の事業場のうち、平成 14 年 10 月 1 日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

L_n ：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

C_{no} 、 C_{ni} ：表 3.2.8-17(1)～(2)に示す窒素含有量(mg/L)

Q_{no} ： Q_{ni} を除く特定排出水の最大排水量(m³/日)

Q_{ni} ：平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は変更により増加した特定排出水の最大排水量(m³/日)

表 3.2.8-17(1) C 値等（基準値）の適用

施設の設置年月日 (又は構造等の変更により特定排出水の増加した年月日)	適用する C 値等
平成 14 年 9 月 30 日以前	C_n 、 C_{no} (Q_n 、 Q_{no})
平成 14 年 10 月 1 日以後	C_{ni} (Q_{ni})

表 3.2.8-17(2) 窒素含有量に係る C 値

(単位：mg/L)

No	業種その他の区分	$C_n \cdot C_{no}$	C_{ni}
224	ごみ処理業	20	10

ウ. りん含有量

りん含有量の総量規制基準（ L_p ）は、平成 14 年 10 月 1 日から適用され、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式により算定される。

A:平成 14 年 9 月 30 日までに設置された事業場

$$L_p = C_p \times Q_p \times 10^{-3}$$

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_p : 表 3.2.8-18(1)～(2)に示すりん含有量(mg/L)

Q_p : 特定排出水の最大排水量(m³/日)

B. 平成 14 年 10 月 1 日以降に設置された事業場

A の事業場のうち、平成 14 年 10 月 1 日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{po} 、 C_{pi} : 表 3.2.8-18(1)～(2)に示すりん含有量(mg/L)

Q_{po} : Q_{pi} を除く特定排出水の最大排水量(m³/日)

Q_{pi} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は変更により増加した特定排出水の最大排水量(m³/日)

表 3.2.8-18(1) C 値等（基準値）の適用

施設の設置年月日 (又は構造等の変更により特定排出水の増加した年月日)	適用する C 値等
平成 14 年 9 月 30 日以前	C_p 、 C_{po} (Q_p 、 Q_{po})
平成 14 年 10 月 1 日以後	C_{pi} (Q_{pi})

表 3.2.8-18(2) りん含有量に係る C 値

(単位 : mg/L)

No	業種その他の区分	$C_p \cdot C_{po}$	C_{pi}
224	ごみ処理業	1	1

(c) ダイオキシン類

対象事業実施施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設にあたり、表 3.2.8-19 に示すとおり排出基準が定められている。

表 3.2.8-19 廃棄物焼却炉における排出基準

施設	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力 50 kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

(d) 特定地下浸透水の浸透の禁止

「水質汚濁防止法」に基づく「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件は、表 3.2.8-20 に示すとおりである。有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は、全ての有害物質使用特定事業場に適用される。

表 3.2.8-20 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）

項目	要件	項目	要件
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
シアン化合物	0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
鉛及びその化合物	0.005mg/L	トリクロロエチレン	0.002mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L	テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L	チウラム	0.0006mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L	シマジン	0.0003mg/L
PCB	0.0005mg/L	チオベンカルブ	0.002mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L	ベンゼン	0.001mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L	セレン及びその化合物	0.002mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L	ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L	ほう素及びその化合物	0.2mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L	アンモニア又は アンモニウム化合物	0.7mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L	亜硝酸化合物	0.2mg/L
有機燐化合物	0.1mg/L	硝酸化合物	0.2mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L	—	—

備考「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、この表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合。

d. 浄化槽に係る基準

「浄化槽法」に基づく放流水の水質に係る技術上の基準は、表 3.2.8-21 に示すとおりである。

表 3.2.8-21 浄化槽からの放流水に係る水質基準

項目	基準
BOD	20mg/L 以下
BOD除去率	90%以上

(3) 底質

a. 底質に係る環境基準等

ダイオキシン類対策特別措置法による底質の環境基準は表 3.2.8-22 に示すとおりである。

また、水銀の暫定除去基準は表 3.2.8-23 に示すとおりであり、P C B については 10ppm 以上と暫定除去基準が定められている。

表 3.2.8-22 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
底質	150pg-TEQ/g 以下

備考 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジチンの毒性に換算した値とする。

表 3.2.8-23 水銀を含む底質の暫定除去基準

水域	除去基準(ppm) ^{注1)}
河川	25 以上
海域	水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とする。 $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S)^{\text{注2)}}$ $\Delta H : \text{平均潮差 (m)}、J : \text{溶出率}、S : \text{安全率}$

注 1) 潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

注 2) ΔH : 平均潮差は当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times (12 \times 60 \text{ (分)}) / (\text{平均周期 (分)})$

J : 溶出率は当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる四地点以上の底質について、「底質調査方法」(昭 63.9.8 環水管第 127 号)の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

S : 安全率は当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては 10 とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね 2 分の 1 以下である水域においては 50 とする。

3) 2) の割合が概ね 2 分の 1 を超える水域においては 100 とする。

(4) 土壤汚染

a. 土壤汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準は表 3.2.8-24 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は表 3.2.8-25 に示すとおり定められている。

表 3.2.8-24 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
有機燐	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1. 上記表については、農用地に係る環境基準は記載していない。

2. 基準値は、検液 1L 中の濃度である。

3. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に記載される方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 3.2.8-25 土壌に係るダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。

2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(5) 地盤沈下

地盤沈下防止のための地下水採取規制は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づいて指定されており、地下水採取の規制の概要は、表 3.2.8-26 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域が位置する富津市は、千葉県環境保全条例で地下水採取規制指定地域とされている。

表 3.2.8-26 地下水採取の規制の概要

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市（国道 14 号線及び 16 号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道 16 号線以西）、浦安市、袖ヶ浦市（国道 16 号線以西）	工業用（工業とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が6cm ² を超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（上水道給水区域）、鎌ヶ谷市、浦安市	建築物用（冷房設備、暖房設備、水洗便所）、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が150m ² を超えるもの）	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

(6) 騒音

a. 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 3.2.8-27 のとおり定められている。対象事業実施区域は工業専用地域であり、C 地域の環境基準が当てはめられる。

表 3.2.8-27 騒音に係る環境基準

地域の 類型	指定地域	基準値	
		昼間	夜間
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道 16 号の両側 50m の地域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、工業専用地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下

備考 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

ただし、表 3.2.8-28 に定める地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3.2.8-28 に示す基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2.8-28 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

また、幹線交通を担う道路^{注1)}に近接する空間^{注2)}については、上表にかかわらず特例として表 3.2.8-29 に示す基準値とする。

表 3.2.8-29 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等をいう。

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15m、2車線を超える道路では20mの区域をいう。

b. 規制基準

(a) 工場・事業場（特定工場等）騒音及び一般の騒音の規制基準

騒音規制法に基づく、工場・事業場騒音における規制基準は、表 3.2.8-30 に示すとおりである。対象事業実施区域は、工業専用地域に指定されており第4種区域にあてはめられる。また、富津市環境条例に基づく一般の騒音の規制基準は、表 3.2.8-31 に示すとおりで工業専用地域の区分が適用される。

表 3. 2. 8-30 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の 区分	指定地域	朝	昼間	夕	夜間
		午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区域	工業地域、工業専用地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第 1 種区域 以外の 上記区域	学校、保育所、病院、診療所(収容施設有)、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲 50m 以内の区域	上記より 5 デシベル減			

表 3. 2. 8-31 富津市環境条例に基づく一般の騒音の規制基準

区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区域	工業地域、工業専用地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の 区域	その他の地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 1 種区域 以外の 上記区域	学校、保育所、病院、診療所(収容施設有)、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲 50m 以内の区域	上記より 5 デシベル減			

(b) 建設作業騒音の規制基準

特定建設作業騒音に係る規制基準は表 3. 2. 8-32 に示すとおりである。

表 3. 2. 8-32 富津市環境条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻	1 日当たりの作業時間	作業日数	作業日
くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	85dB(A) を超えるものでないこと	19～7時の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業					
さく岩機(ブレーカーを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)					
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)					
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)					
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50mを超えない作業に限る)					
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)					
ブルドーザ・パワーショベル・バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業					
振動ローラを使用する作業					

(c) 自動車騒音の要請限度

騒音規制法における自動車騒音の要請限度は、表 3. 2. 8-33 に示すとおりである。

表 3.2.8-33 自動車騒音の要請限度

区域の区分	指定地域 ^{注)}	昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から翌 日の午前 6 時まで
道路に面 する地域	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
	上記地域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（高速道・国道・県道・4 車線以上の市道の両側 15～20m）	75 デシベル	70 デシベル

注) a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道 16 号の両側 50m の地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(7) 振動

a. 規制

(a) 工場・事業場（特定工場等）振動及び一般の振動の規制基準

振動規制法に基づく、工場・事業場振動における規制基準は、表 3.2.8-34 に示すとおりである。また、富津市環境条例に基づく一般の振動の規制基準は、表 3.2.8-35 に示すとおりである。対象事業実施区域は、工業専用地域に該当するため、法における指定地域、条例における区域から除外される。

表 3.2.8-34 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の 区分	指定地域	昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時 まで
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域	65 デシベル	60 デシベル
第 1 種及び 第 2 種区域	学校・保育所・病院・診療所(収容施設有)・図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲 50m 以内の区域	上記より 5 デシベル減	

表 3. 2. 8-35 富津市環境条例に基づく一般の振動の規制基準

区域の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時 まで
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び 市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門 地先の国道 16 号の両側 50m の地域	65 デシベル	60 デシベル
その他 の区域	第一種区域等以外の区域(ただし工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル
上記 区域	学校・保育所・病院・診療所(収容施設有)・図書館 及び特別養護老人ホーム等の周囲 50m の区域内	上記より 5 デシベル減	

(b) 建設作業振動の規制基準

特定建設作業振動に係る規制基準は、表 3. 2. 8-36 に示すとおりである。

表 3. 2. 8-36 富津市環境条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻	1 日 当たりの 作業時間	作業 日数	作業日
くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75dB を超えるものでないこと	19～7 時の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15KW 以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)					
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離 50m を超えない作業に限る)					
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る)					
ブルドーザ・パワーショベル・バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業					
振動ローラを使用する作業					

(c) 道路交通振動の要請限度

振動規制法における道路交通振動の要請限度は、表 3.2.8-37 に示すとおりである。

表 3.2.8-37 道路交通振動の要請限度

区域の区分	指定地域	昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居 地域及び準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域及び市 街化調整区域のうち大字新 井字広田、仲田及び三門地先 の国道 16 号の両側 50m の地 域	70 デシベル	65 デシベル

(8) 悪臭

a. 規制基準等

富津市では、工業専用地域を除く用途地域を悪臭防止法に基づく指定地域としており、規制基準は表 3.2.8-38～表 3.2.8-41 に示すとおりである。

なお、臭気濃度に係る千葉県指導目標値は、表 3.2.8-42 に示すとおりである。

表 3.2.8-38 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準

物質名	規制基準 (ppm)	物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	トルエン	10
メチルメルカプタン	0.002	キシレン	1
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9
トリメチルアミン	0.005	プロピオンアルデヒド	0.05
アセトアルデヒド	0.05	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
スチレン	0.4	イソブチルアルデヒド	0.02
プロピオン酸	0.03	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
ノルマル酪酸	0.001	イソバレルアルデヒド	0.003
ノルマル吉草酸	0.0009	イソ吉草酸	0.001

表 3.2.8-39 排出口からの特定悪臭物質の規制基準（流量の許容限度）

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 流量（温度 0℃、1 気圧の状態に換算した m^3/h ） He : 補正された排出口高さ（m） Cm : 上記敷地境界での規制基準（ppm） アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

表 3.2.8-40 排出水中に含まれる特定悪臭物質の規制基準

物質名\排出量(m^3/s)	規制基準 (mg/L)		
	0.001 m^3/s 以下	0.001 m^3/s を超え 0.1 m^3/s 以下	0.1 m^3/s を超える
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

表 3.2.8-41 悪臭に係る富津市環境条例規制基準

悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周囲の人々が不快を感じると認められない程度とする。

表 3.2.8-42 三点比較式臭袋法による千葉県指導目標値（臭気濃度）

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	500 程度	15 程度
工場・商店・住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域（工業団地を除く）	1,000 程度	20 程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000 程度	25 程度

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

富津市及び対象事業実施区域の自然環境保全に係る法令等による指定状況は表 3.2.8-43 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、図 3.2.8-1 に示すとおり「自然公園法」に基づく「南房総国定公園」の第 1 種及び第 2 種特別地域と普通地域が分布するが、「千葉県立自然公園条例」に基づく県立自然公園は分布していない。

富津市においては「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護区等が設定されている地域があり、図 3.2.8-2 に示すとおり対象事業実施区域周辺の富津岬は富津岬鳥獣保護区及び富津岬鳥獣保護区特別保護地区に指定され、対象事業実施区域は特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

表 3.2.8-43 自然環境保全に係る地域の指定の状況

地域・地区等	富津市	対象事業 実施区域	関係法令
原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
自然環境保全地域①	×	×	
自然環境保全地域②	×	×	
郷土環境保全地域	×	×	千葉県自然環境保全条例
緑地環境保全地域	×	×	
自然公園①	○	×	
自然公園②	○	×	千葉県立自然公園条例
特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
近郊緑地特別保全地区	×	×	
鳥獣保護区	○	×	鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律

(1) 緑化協定

「千葉県自然環境保全条例」第26条では知事が公害又は災害の防止その他生活環境を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める面積以上の土地を所有し、又は管理する者との間において、その土地を所有し、管理する土地の緑化に関する協定を締結することができるとしており、その内容は表3.2.8-44に示すとおりである。

対象事業は当該協定に該当する。

表 3.2.8-44 緑化協定の区分、対象及び緑化の割合

区分	対象	緑地率
工場用地 ^{注1)}	敷地面積 1ha 以上	10～20%以上
住宅用地	敷地面積 10ha 以上	10%以上
その他の用地 ^{注2)}	敷地面積 1ha 以上	10%以上

注1) 工場用地には、廃棄物処理業を営むための用地を含む。

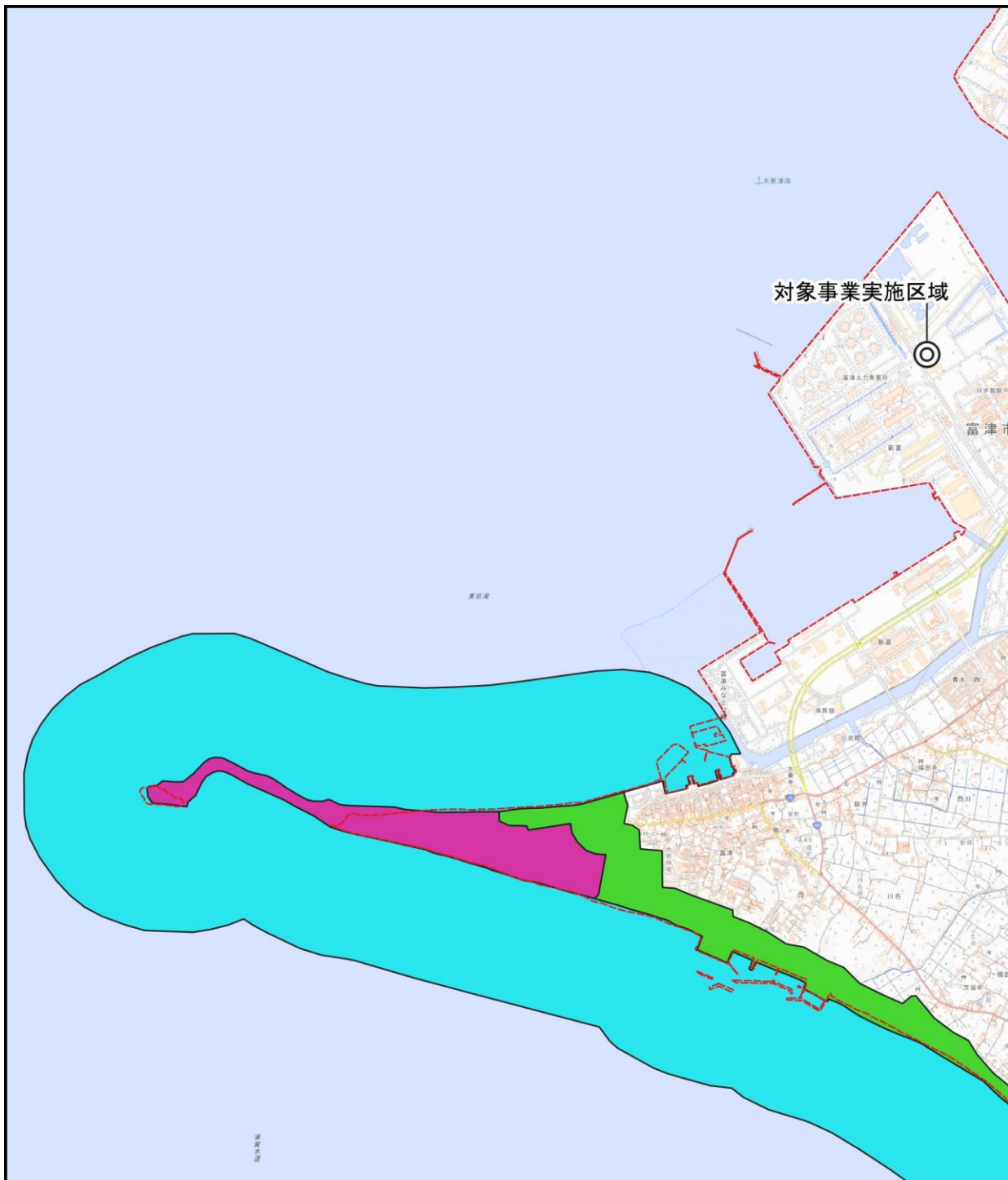
注2) その他の用地：流通施設・レクリエーション施設・観光施設等

(2) 緑地の確保

富津市では、「富津市工場立地法準則条例」を制定し、新富地区において、一定規模以上の工場を新設する場合など、緑地面積率等が定められている。

3. 環境保全協定

環境保全協定の締結状況は令和4年7月現在において、富津市内の事業所において企業と県・市間の「3者協定」が2事業所となっている。



凡 例

◎ 対象事業実施区域

--- 市境

南房総国定公園

■ 第1種特別地域

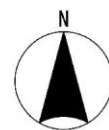
■ 第2種特別地域

■ 普通地域

図 3. 2. 8-1 国定公園位置図

1:50,000

0 1 2 km



出典「国土数値情報ダウンロード」(国土交通省ホームページ)

3.2.9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺を所管する君津地域振興事務所管内における砂利採取認可状況は、表 3.2.9-1 に示すとおりである。

なお、土採取及び岩石採取についての認可件数はない。

表 3.2.9-1 砂利採取の状況（令和 2 年度）

区域	採取場数	認可件数	認可数量（千m ³ ）
君津地域振興事務所 （木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市）	26	22	3,622

出典「データで見る千葉県の商工業」（千葉県商工労働部）

2. 廃棄物の処理等の状況

（1）一般廃棄物

a. ごみ処理状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市における平成 28 年度～令和 2 年度のごみ処理状況は、表 3.2.9-2 に示すとおりである。

富津市及び君津市のごみ搬入量及び焼却量は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて概ね横ばいで推移している。

表 3.2.9-2 ごみ処理状況の推移

市	年度	搬入量 (t)							処理内訳 (t)		1人1日当たりの排出量 (g)
		合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	焼却	焼却以外の中間処理	
富津市	平成28年度	17,173	14,013	421	1,513	18	53	1,155	14,654	1,993	526
	平成29年度	17,084	13,970	428	1,475	16	56	1,139	14,476	2,106	502
	平成30年度	17,111	14,069	424	1,403	13	59	1,143	14,582	2,090	470
	令和元年度	17,283	14,008	507	1,379	17	62	1,310	14,608	2,239	470
	令和2年度	17,216	13,417	539	1,641	13	77	1,529	13,715	2,408	767
君津市	平成28年度	29,150	22,566	692	3,665	350	82	1,795	23,727	2,366	3,097
	平成29年度	28,353	22,313	694	3,361	366	85	1,534	23,261	2,242	2,829
	平成30年度	28,185	22,384	671	3,201	244	102	1,583	23,253	2,238	2,671
	令和元年度	28,851	22,932	752	3,004	295	86	1,782	23,972	2,397	2,482
	令和2年度	28,694	22,072	805	3,163	314	93	2,247	23,312	2,795	2,585
出典		「平成28年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（平成30年10月、千葉県環境生活部） 「平成29年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和元年11月、千葉県環境生活部） 「平成30年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和2年8月、千葉県環境生活部） 「令和元年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和3年9月、千葉県環境生活部） 「令和2年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和4年7月、千葉県環境生活部）									

b. し尿処理

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市における平成 28 年度～令和 2 年度のし尿処理状況を表 3.2.9-3 に示す。

富津市及び君津市においては、収集量・処理量ともにやや減少傾向で推移している。

なお、対象事業実施区域の南東約 0.7km に富津市クリーンセンターがあり、平成 18 年度から富津市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

表 3.2.9-3 し尿処理状況の推移

市	年度	収集量 (kL)			処理量 (kL)	1 人 1 日当たりの排出量 (L/人・日)	
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理施設	し尿	浄化槽汚泥
富津市	平成 28 年度	3,831	14,545	18,376	18,376	1.631	1.260
	平成 29 年度	3,815	14,482	18,297	18,297	1.731	1.271
	平成 30 年度	3,727	14,148	17,875	17,875	1.830	1.250
	令和元年度	3,660	13,893	17,553	17,553	1.945	1.236
	令和 2 年度	3,664	13,910	17,574	17,574	2.160	1.265
君津市	平成 28 年度	1,814	18,453	20,267	20,267	1.377	1.455
	平成 29 年度	2,010	17,961	19,971	19,971	2.681	1.207
	平成 30 年度	2,216	17,994	20,210	20,210	3.025	1.228
	令和元年度	1,986	17,561	19,547	19,547	2.952	1.208
	令和 2 年度	1,794	17,213	19,007	19,007	2.820	1.266

出典「平成 28 年度清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(平成 30 年 10 月、千葉県環境生活部)
「平成 29 年度清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(令和元年 11 月、千葉県環境生活部)
「平成 30 年度清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(令和 2 年 8 月、千葉県環境生活部)
「令和元年度清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(令和 3 年 9 月、千葉県環境生活部)
「令和 2 年度清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(令和 4 年 7 月、千葉県環境生活部)

(2) 産業廃棄物

a. 産業廃棄物の処理の状況

令和 2 年度における県全体(多量排出事業場)の産業廃棄物の発生量、排出量、処理量等の状況は、表 3.2.9-4 に示すとおりである。

令和 2 年度における県内の産業廃棄物の発生量は 9,809,385t であり、有償物量 655,014t を除いた 9,154,372t が産業廃棄物として排出されている。排出量のうち、再生利用量は 4,583,328t (排出量に占める割合 50.1%)、減量化量は 4,443,245t (同 48.5%)、最終処分量は 127,798t (同 1.4%) となっている。

表 3.2.9-4 産業廃棄物の種類別処理・処分状況

(単位：t)

廃棄物名	区分	発生量	有償物量	排出量			資源化量	保管量
				再生利用量	減量化量	最終処分量		
燃え殻		15,945	610	15,335	13,030	43	2,261	13,640
汚泥		3,915,984	2,686	3,913,299	358,729	3,521,657	32,913	361,415
廃油		83,902	7,132	76,770	39,125	37,566	80	46,257
廃酸		81,943	11,872	70,070	65,834	4,236	0	77,707
廃アルカリ		60,495	1,680	58,815	17,020	41,793	2	18,700
廃プラスチック類		79,288	7,547	71,741	45,481	23,893	2,366	53,028
紙くず		7,155		7,155	5,448	1,691	17	5,448
木くず		79,644	291	79,353	61,712	17,258	382	62,003
繊維くず		573		573	85	487	1	85
動植物性残さ		32,574	11,095	21,479	15,744	5,569	166	26,839
動物系固形不要物								
ゴムくず		2		2	1	0	1	1
金属くず		939,000	29,597	909,403	909,273		130	938,870
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		145,865	1,202	144,663	128,828	9,778	6,056	130,030
鋳さい		1,808,967	561,642	1,247,325	1,245,769		1,556	1,807,410
がれき類		964,064		964,064	947,605		16,458	947,605
動物のふん尿		35,003		35,003	31,421	3,582		31,421
動物の死体		65		65	65			65
ばいじん		1,204,068	1,153	1,202,915	619,396	537,247	46,272	620,549
その他(13号廃棄物)								
混合廃棄物		76,307		76,307	26,975	32,001	17,331	26,975
特別管理産業廃棄物	廃油	25,310	6,027	19,283	11,647	7,518	118	17,674
	廃酸	46,416	11,550	34,866	11,513	23,342	12	23,062
	廃アルカリ	22,472		22,472	1,541	20,904	26	1,541
	感染性産業廃棄物	7,188		7,188	143	6,321	724	143
	廃石綿等	752		752	30	7	715	30
	特定有害産業廃棄物	176,406	929	175,477	26,914	148,352	211	27,843
合計		9,809,385	655,014	9,154,372	4,583,328	4,443,245	127,798	5,238,342

注) 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

表中の空欄は、該当値がないもの、「0」表示は0.5t/年未満であることを示している。

出典「令和3年度産業廃棄物処理実態調査事業報告書」(令和4年3月、千葉県環境生活部)

b. 産業廃棄物処理業者の状況

令和4年3月31日現在において、千葉県知事の許可を得ている産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数は、表3.2.9-5に示すとおりである。

表 3.2.9-5 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数

特別管理産業廃棄物処理業者数	産業廃棄物処理業者数								特管産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	合計
	業の区分	収運	中間	最終	収運 + 中間	収運 + 最終	中間 + 最終	収運 + 中間 + 最終		
	収運	735			28	1				844
	中間		9					1		12
	最終			1						1
	収運 + 中間				19					19
	収運 + 最終									0
	中間 + 最終									0
	収運 + 中間 + 最終									0
産廃処理業の許可のみ有する処理業者数		9,872	64	4	159	1		1		10,101
合計		10,607	73	5	206	2	0	2	82	10,977

注) 産業廃棄物処理業者数については「列」方向に、特別管理産業廃棄物処理業者数については「行方向」に示している。業の区分では、「収運」は収集運搬業、「中間」は中間処理業、「最終」は最終処分業を示す。したがって、産業廃棄物処理業者として収集運搬業と中間処理業の許可を受けており、かつ特別管理産業廃棄物処理業者として収集運搬業のみ許可を受けている業者数は、「収運 + 中間」の列で、「収運」の行にある数値「28」が該当する。

出典「産業廃棄物処理業者名簿(注意事項、産業廃棄物処理業者許可業者数、廃棄物種類コード表)」
(令和4年4月、千葉県環境生活部)

c. 産業廃棄物処理施設の状況

県内に設置されている産業廃棄物処理施設の地域別・種類別施設数(処理業者分)は、表 3.2.9-6 に示すとおりであり、中間処理施設のうち、破碎・圧縮・切断の処理施設が最も多い。

なお、対象事業実施区域の北側には(一財)千葉県まちづくり公社富津地区産業廃棄物最終処分場があり、昭和58年から産業廃棄物の受入を開始している。埋立処分面積は646,000 m²、埋立処分容量は7,819,000 m³で、県内の中小規模事業者等(千葉市を除く)から排出される紙くず・木くず等の管理型7品目、がれき類等の安定型4品目など、埋立処分している。

表 3. 2. 9-6 産業廃棄物処理施設の地域別・種類別施設数

地域 \ 種類	最終処分場		中間処理施設			
	安定型	管理型	焼却・溶融 処理	破碎・圧縮・ 切断処理	油水分離・ 脱水処理	その他
千葉市、市原市	5	2	27	175	9	48
葛南地域			11	114	13	34
東葛飾地域			4	77	8	37
印旛地域	1		7	117	8	20
香取地域				28	1	4
海匝地域	1	1	3	34		25
山武地域			1	23	4	9
長生地域			2	12	1	7
夷隅地域				4		1
安房地域			3	21	1	2
君津地域		3	6	80	9	34
合計	7	6	64	685	54	221

注) 1 事業所における複数の施設は、それぞれ 1 施設とし、下記の出典をもとに集計した。また、それぞれの地域に該当する市町村は、以下のとおりである。

葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

東葛飾地域：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

印旛地域：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

香取地域：香取市、神崎町、多古町、東庄町

海匝地域：銚子市、旭市、匝瑺市

山武地域：東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町

長生地域：茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

夷隅地域：勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

安房地域：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

君津地域：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

出典 「処理業者の施設一覧」(令和 4 年 9 月、千葉県環境生活部)

「産業廃棄物処分業者名簿」(令和 4 年 4 月、千葉市環境局資源循環部)

「(特別管理) 産業廃棄物処分業許可業者の一覧表」(令和 4 年 10 月、船橋市環境部)

「産業廃棄物処分業者名簿」(令和 4 年 9 月、柏市環境部)

3. 公害苦情の状況

対象事業実施区域が位置する富津市及び隣接する君津市における公害苦情件数は表 3.2.9-7 に示すとおりである。

富津市において最も苦情件数が多いのは、「典型7公害以外」の107件（64.1%）で、廃棄物の不法投棄などであり、次いで「大気汚染」の47件（28.1%）、「騒音」の7件（4.2%）となっている。また、君津市において最も苦情件数が多いのは、「悪臭」の36件（42.3%）で、次いで「典型7公害以外」の32件（37.7%）、「騒音」の13件（15.3%）となっている。

表 3.2.9-7 令和2年度の公害苦情件数

市	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	典型7公害以外	合計
富津市	47	0	7	0	6	0	0	107	167
君津市	4	0	13	0	36	0	0	32	85

出典「富津市の環境（令和3年度版）」（富津市市民部）
「令和3年度版きみの環境（君津市環境白書）」（君津市市民環境部）

4. 指定文化財及び登録文化財

対象事業実施区域及び周辺における指定文化財の状況は表 3.2.9-8 に、指定文化財の分布は図 3.2.9-1 にそれぞれ示すとおりである。

最も近い文化財は、富津市指定文化財の「上野塚古墳」であり、対象事業実施区域の南東側約2.5kmに位置している。

表 3.2.9-8 指定文化財の状況

番号	指定	種類	名称（所有者等）	所在地等	指定年月日
1	国	記念物 (史跡)	内裏塚古墳	富津市二間塚 1980 他	H14. 9. 20
2	県	有形文化財	銅造釈迦如来及び両脇侍坐像 (万福寺)	富津市篠部 937	S55. 2. 22
3		無形民俗 文化財	吾妻神社の馬だし祭り	富津市西大和田他	H29. 3. 7
4		記念物 (史跡)	近江屋甚兵衛墓（青蓮寺）	君津市人見 1-11-7	S29. 12. 21
5		記念物 (史跡)	織本花嬌の墓（大乘寺）	富津市富津 36	S32. 10. 21
6		記念物 (史跡)	飯野陣屋濠跡	富津市下飯野 883	S42. 3. 7
7		記念物 (天然記念物)	富津州海浜植物群落地	富津市富津 2342-1 他	S29. 12. 21
8	市	有形文化財	木造十一面観世音菩薩立像(青蓮寺)	君津市人見 1-11-7	S45. 9. 21
9		有形文化財	木造千手観音坐像（東福寺）	富津市富津 75	S48. 7. 6
10		有形文化財	人物埴輪頭部・鳴鏑・大刀	富津市下飯野 965	S48. 7. 6
11		有形文化財	白姫塚出土品附関連文書	富津市下飯野	S48. 7. 6
12		有形文化財	大日本史本紀列伝（富津公民館）	富津市新井 932-34	S48. 7. 6
13		有形文化財	浄信寺石燈籠	富津市青木 887	S58. 11. 8
14		有形文化財	富津浦裁許絵図（富津埋立記念館）	富津市新井 932-34	H4. 3. 31
15		有形文化財	木造地藏菩薩立像（金蔵院）	富津市本郷 537	H25. 3. 28
16		有形文化財	木造阿弥陀如来坐像（福恩寺）	富津市西川 1020	H30. 3. 29
17		有形文化財	木造薬師如来坐像（医光寺）	富津市富津 1800	R2. 12. 24
18		無形民俗 文化財	人見神社「神馬」	君津市人見 892	S45. 9. 21
19		史跡	稲荷山古墳	富津市青木 1145	S48. 7. 6
20		史跡	九条塚古墳	富津市下飯野 767	S48. 7. 6
21		史跡	三条塚古墳	富津市下飯野 989 他	S48. 7. 6
22		史跡	小笠原氏の墓所（正珊寺）	富津市西川 1348	S48. 7. 6
23		史跡	織本東岳の墓（大乘寺）	富津市富津 36	S48. 7. 6
24		史跡	保科正景の墓（浄信寺）	富津市青木 887	S48. 7. 6
25		史跡	上野塚古墳	富津市大堀 1888 他	H4. 3. 31
26		史跡	原口照輪生誕地	富津市川名 1360	H4. 3. 31
27		史跡	古塚古墳	富津市二間塚 2029 他	H25. 3. 28

注）各指定文化財の所在地は、下記出典類に基づいて記載。

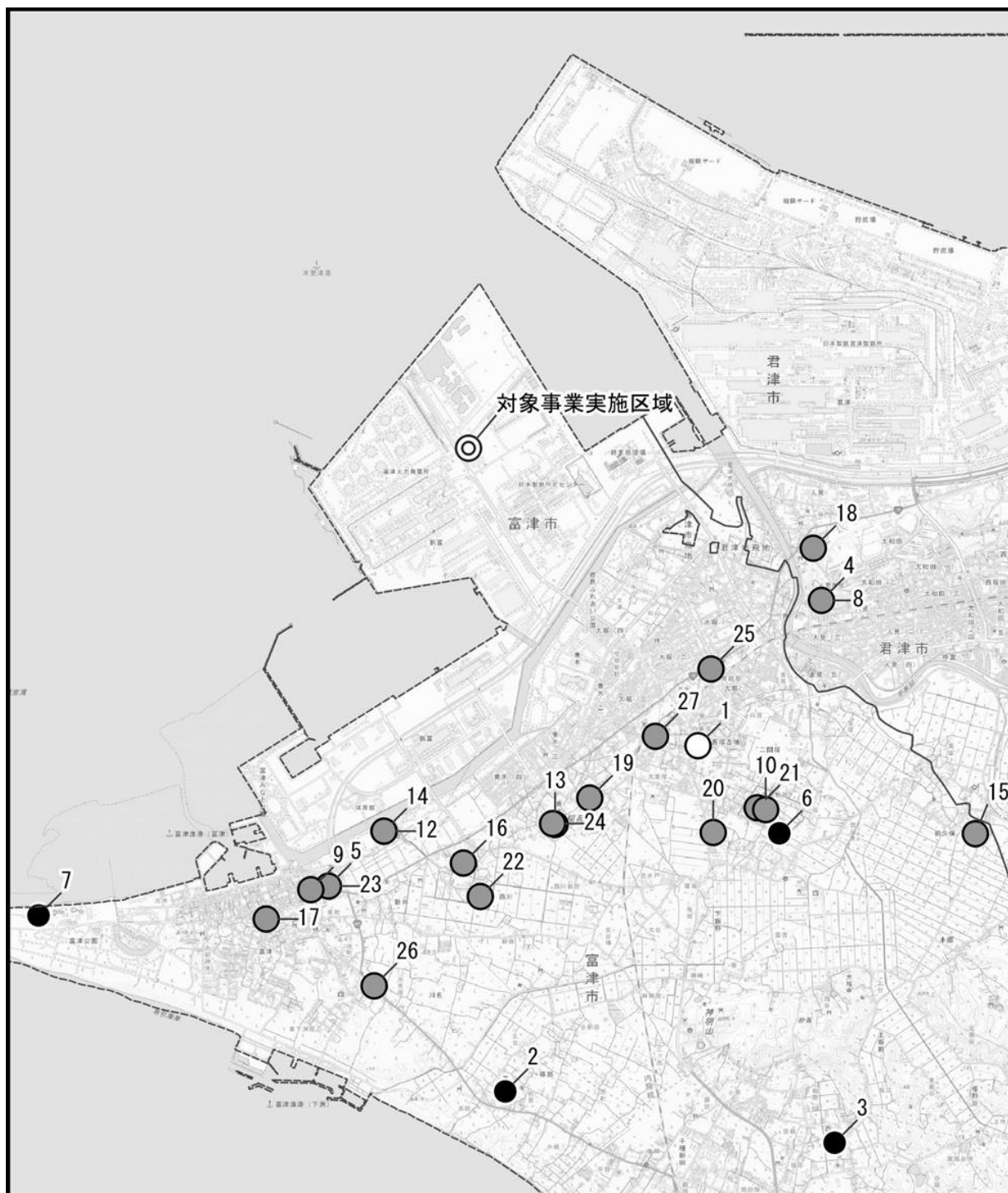
出典「富津市の国・県指定および国登録文化財」（千葉県教育委員会ホームページ）

「令和 2 年版 富津市統計書」（富津市ホームページ）

「令和 2 年版 君津市統計書」（君津市ホームページ）

「市宝探訪」（富津市ホームページ、富津市教育部）

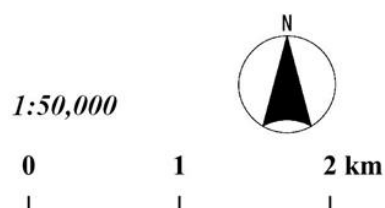
「市内文化財」（君津市ホームページ）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 国指定等
- 県指定等
- 市指定等

図 3.2.9-1 指定文化財位置図



注) 各指定文化財の位置は、表 3.2.9-5 に準拠して作成した。

出典「富津市の国・県指定および国登録文化財」(千葉県教育委員会ホームページ)

「市宝探訪」(富津市ホームページ、富津市教育部)、「市内文化財」(君津市ホームページ)

「令和 2 年版 富津市統計書」(富津市ホームページ)

「令和 2 年版 君津市統計書」(君津市ホームページ)